

令和 8 年

富士川町議会 6 月定例会会議録

令和 8 年 6 月 5 日 開会

令和 8 年 6 月 12 日 閉会

山梨県富士川町議会

令和 8 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 5 日

令和8年第2回富士川町議会定例会（1日目）

令和8年6月5日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 報告第 1 号 | 令和7年度富士川町一般会計繰越明許費の件 |
| 日程第 5 | 報告第 2 号 | 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越の件 |
| 日程第 6 | 報告第 3 号 | 令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越の件 |
| 日程第 7 | 報告第 4 号 | 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 8 | 報告第 5 号 | 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 9 | 報告第 6 号 | 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について |
| 日程第 10 | 承認第 3 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 11 | 承認第 4 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 12 | 承認第 5 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 13 | 承認第 6 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 14 | 承認第 7 号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 15 | 承認第 8 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第 16 | 承認第 9 号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 17 | 議案第 35 号 | 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 18 | 議案第 36 号 | 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 19 | 議案第 37 号 | 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について |

- 日程第 2 0 議案第 3 8 号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 議案第 3 9 号 令和 8 年度富士川町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 2 議案第 4 0 号 令和 8 年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 3 議案第 4 1 号 令和 8 年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 2 4 議案第 4 2 号 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について
- 日程第 2 5 認定第 1 号 富士川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番 安 岡 桃 子
3 番 山 本 和 志
5 番 深 澤 一 幸
7 番 秋 山 仁
9 番 小 林 有紀子
11 番 堀 内 春 美

2 番 樋 口 正 彦
4 番 宇田川 朱 恵
6 番 小 林 和 良
8 番 望 月 眞
10 番 齊 藤 欽 也
12 番 鮫 田 洋 平

3 欠席議員

な し

4 会議録署名議員

3 番 山 本 和 志

4 番 宇田川 朱 恵

5 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町	長	望	月	利	樹	副町長	早	川	竜	一										
教	育	長	樋	口	和	仁	会	計	管	理	者	小	林	恵						
政	策	参	事	山	形	謙一郎	政	策	秘	書	課	長	渡	辺	成	昭				
財	務	課	長	井	上	誠	管	財	課	長	望	月	奈	緒	美					
税	務	課	長	依	田	文	哉	防	災	交	通	課	長	西	川	修	司			
町	民	生	活	課	長	芦	澤	晶	子	福	祉	保	健	課	長	小	河	内	菜	美
子	育	て	支	援	課	長	秋	山	綾	産	業	振	興	課	長	小	林	喜	文	
土	木	整	備	課	長	井	上	勝	彦	都	市	整	備	課	長	杉	田	進		
上	下	水	道	課	長	齋	木	直	人	教	育	総	務	課	長	大	久	保	公	生
生	涯	学	習	課	長	齋	藤	栄	治											

6 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議	会	事	務	局	長	海	野	公	哉	
書						記	井	上	鮎	奈

午前 10 時 00 分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、議長からお知らせします。

現在、クールビズの期間中であります。議場内での上着の着用は、自由としますので、ご了承願います。

それでは、相互にあいさつを交わします。起立願います。相互に礼。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

富士川町 告示第 30 号をもって招集されました、令和 8 年 第 2 回富士川町議会定例会に、議員ならびに町長をはじめ、執行部各位には、ご健勝にてご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は、12 名であります。

定足数に達しておりますので、これから、令和 8 年第 2 回富士川町議会定例会を開会します。

また、本日は、富士川 CATV が、町長の所信表明などを録画放送するため、議場内にカメラを設置し、撮影いたしますので、ご了承願います。

これから、本日の会議を開きます。

第 2 回定例会に先立ち、一言ごあいさつを申し上げます。

6 月に入り、吹く風に初夏の気配を感じ、あじさいの花がいつそう鮮やかに映える季節となりました。

気象庁が発表した向こう 3 か月の天候見通しによりますと、日本列島は暖かい空気に覆われやすく、山梨県を含む関東甲信地方においても、気温は平年より高く推移する見込みとされております。

また、梅雨前線の活動が活発となる時期を迎え、線状降水帯による集中豪雨や短時間での記録的な大雨など、近年頻発している自然災害への警戒が必要となっております。さらに、5 月には甲府市で 30 度を超える真夏日が観測されるなど、例年より早い暑さとなっており、今後は熱中症対策も重要になってまいります。

議員各位並びに町民の皆さまにおかれましては、こまめな水分補給や適切な冷房の使用など、健康管理に十分ご留意いただきたいと思います。

こうした中、本町におきましても、防災・減災対策の強化がますます重要となっております。近年、全国各地で大規模災害が頻発していることから、議会におきましても、災害発生時における議会機能の維持や迅速な対応の必要性について認識を深めているところであります。

また、町においても、防災行政無線や避難情報伝達体制の整備、防災訓練の実施など、災害に強いまちづくりに向けた取り組みが進められております。今後も、行政と議会が連携を図りながら、町民の皆さまの安全・安心を守る取り組みを進めていかなければならないと考えております。

さて、内閣府が公表した月例経済報告によりますと、国内経済は、雇用・所得環境の改善を背景に、緩やかな回復基調が続いているとされております。

一方で、物価上昇の継続やエネルギー価格の高止まりに加え、海外経済や米国の通商政策による影響など、先行きについては依然として不透明感が見られるとしております。特に、日常生活に直結する食料品価格の上昇は、町民生活にも大きな影響を及ぼしております。

山梨県内におきましては、富士山周辺を中心に観光需要の回復が見られ、インバウンドを含む観光客の増加により、観光関連産業には明るい兆しも見えております。一方で、人手不足や物価高騰の影響は依然として大きく、中小事業者や地域経済にとって厳しい状況が続いております。

また、農業分野では、高温傾向や降雨不足など、気候変動による影響が懸念されております。本町の基幹産業である果樹栽培におきましても、シャインマスカットをはじめとした農産物への影響が心配されており、肥料や資材価格の高騰も含め、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした中、本町では、ふるさと納税事業を通じた地域製品のPRや販路拡大、観光振興による交流人口の増加、地域経済の活性化に向けた取り組みが進められております。特に、シャインマスカットをはじめとした地域ブランドの発信や、道の駅富士川を拠点とした地域振興の取り組みは、今後さらに期待されるところであります。

また、本年4月の議員改選を経て、新たな議会体制がスタートいたしました。私たち議員一同、改めて町民の皆さまから負託を受けた責任の重さを深く認識し、より一層、町民に信頼される議会を目指して取り組んでまいり所存であります。

議会に求められる役割がますます多様化する中、本町議会におきましても、開かれた議会運営や議会改革をさらに進めるとともに、町民の皆さまの声を幅広く町政へ反映できる議会を目指し、議会活動の充実に努めてまいります。

さらに、前議会から取り組んでまいりました「こども議会」や「富士川町こどもの権利条例」の理念を引き継ぎ、未来を担う子どもたちや若い世代の声を、今後のまちづくりへしっかりとつなげていくことが重要であると考えております。

富士川中学校につきましては、開校から2年目を迎え、新たな学校としての歩みを着実に進めております。子どもたちが安心して学び、地域とともに成長できる教育環境づくりが、今後ますます重要になるものと考えております。

今定例会では、条例改正、補正予算をはじめ、各種重要案件について審議をお願いすることとなります。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意され、慎重かつ活発な議論をお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番山本和志議員及び4番宇田川朱恵議員を指名します。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２ 会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から１２日までの８日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から１２日までの８日間と決定いたしました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第３ 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程、説明員として出席通知のありました者の職・氏名、及び監査委員の出納検査報告などにつきましては、お手元に配布したとおりです。

本日は提案説明に留め、質疑につきましては９日の本会議で、議事日程により審議をお願いします。

なお、報道機関及び広報担当より、議場内での写真撮影の申し出がありましたので、これを許可します。

以上で、諸般の報告を終わります。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたのでこれを許します。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

本日ここに、令和８年６月富士川町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多忙の中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、日ごろから町政推進のため、格段のご理解とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

このたび、議員改選後初めての定例会を迎えることとなりました。我々執行部と議事機関である議会が、車の両輪のように機能し、お互いの立場を尊重する中で、切磋琢磨し、住民福祉の向上と地域の発展という共通の目的のために、共に進んでまいりたいと考えております。今定例会におきまして、活発なご審議を賜りますようお願い申し上げます。

はじめに、包括連携協定の締結についてです。少子高齢化や人口減少という課題に直面する中、地域の活力を維持し、町民の皆様が、安心して暮らせる環境づくりが求められています。特に、子育てや暮らしの困りごとの解決は、すべての世代にとって重要な課題です。

こうした中、５月７日に、本町、中央市、株式会社はくばく及び地域創生事業を手がける株式会社 AsMama の４者間で、地域コミュニティの活性化を推進するための包括連携協定を締結しました。この協定に基づく事業は、株式会社はくばくによる地域貢献としての支援を受け、株式会社 AsMama の会員制アプリを活用して、町民の皆様が、子育てや生活上の困りご

とななどの情報を共有し、課題を解決する支え合いの仕組みを構築するものです。この新たな公民連携事業により、住民同士の助け合いと連携が、より一層深まることを期待し、本町の持続的な発展に向けて、取り組みを進めてまいります。

次に、道の駅富士川のリニューアルオープンについてです。道の駅富士川では、事業拡大を目的とした増床工事を実施し、4月25日に、リニューアルオープンしました。初日のレジ通過数は2114人で、前年の同日と比べて、447人増加した好調なスタートとなりました。ゴールデンウィーク期間中においても同様の傾向が続き、期間中のレジ通過数は2万3201人で、前年と比べ3404人増加し、賑わいが、ますます高まっています。今後も、道の駅富士川と連携を図り、地域経済の活性化と交流人口の拡大につながる取り組みを推進してまいります。

次に、富士川親水公園ドッグランについてです。道の駅富士川に隣接する、ふじかわゼロプロジェクト第1号施設である富士川親水公園のドッグランにつきましては、令和6年6月のオープン以降、多くの皆様にご利用いただいています。

こうした中、3月23日に、ドッグランに入場したグループが1万組に達したことを記念して、1万組目となる飼い主とペットに対して、記念品をお渡しするセレモニーを開催しました。その後も、ドッグランは順調にご利用いただいております。富士川リバーサイドパーク構想の1つの拠点として、賑わいを創出する施設へと成長しています。また、道の駅富士川との相乗効果により、さらなる集客が期待されるところです。今後も、人と動物との共生社会の実現に向けて、ドッグランを中心にペットツーリズムを推進してまいります。

次に、富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパークのオープンについてです。来たる6月14日に「富士川いきいきスポーツ公園スケートボードパーク」がオープンします。この施設には、14種類16基の多様な滑走、ジャンプ、トリック用の障害物、いわゆるセクションが整備され、初心者から上級者まで幅広く楽しめるスケートボードパークとなっています。スケートボードは、「見るスポーツ」から「挑戦するスポーツ」へと裾野を広げています。この施設が、町外からも多くの人々を引き付け、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながる、新たなまちづくりの拠点になるものと期待しています。

次に、公共施設のネーミングライツの募集についてです。本年4月に、富士川いきいきスポーツ公園陸上競技場と、スケートボードパークのネーミングライツを募集したところ、両施設に応募がありました。このため、現在、両施設のネーミングライツ契約の締結に向けた手続きを進めています。今後も、公共施設における命名権の付与による集客効果と自主財源の確保を図るため、ネーミングライツ対象施設を拡大してまいります。

それでは、今定例会に提出しました案件のうち、主なものにつきまして、その概要と、主要な事業への取り組み状況を説明します。はじめに、公共ライドシェアの実証実験事業についてです。町内のタクシーの運行につきましては、夜間は台数が限られることから、夜間における移動手段の確保を目的に、公共ライドシェアの実証実験を実施します。本実証実験では、町が募集する一般ドライバーの皆様にご協力いただく中で、夜間にタクシー形式で運行します。予約は、アプリを活用し、運行区域は、本町及び市川三郷町を予定しています。

こうしたことから、今定例会に本事業に係る所要の経費を計上しています。

次に、「富士川町保健福祉支援センター」及び「富士川町地域健康福祉センター」の、条例の一部改正についてです。保健福祉支援センターは、町民の皆様の保健、医療、福祉を総合的に推進する施設として、福祉保健課を配置し、運営してまいりました。新庁舎の完成に伴い、福祉保健課を庁舎に集約した後は、町が実施する健康診断のほか、会議や富士川町社会福祉協議会への委託事業を行う施設として活用してまいりました。一方、地域健康福祉センターは、富士川町社会福祉協議会を指定管理者として、施設の管理運営や各種福祉サービス、福祉情報の提供を行ってまいりました。

こうした中、両施設は、今後も用途を福祉施設として活用することから、町または指定管理者が管理運営できるよう、両施設の管理運営に係る規定を改正する必要性が生じたため、今定例会に条例の一部改正案を上程しています。

次に、富士川中学校の屋内運動場空調設備工事の契約についてです。本工事は、近年の気候変動の影響により、夏季の高温化など、過酷な環境にある屋内運動場に空調設備を設置し、生徒が快適で安心・安全な学習環境を確保できるよう整備するものです。先般、5月19日に一般競争入札を執行し、仮契約を締結したところです。

こうしたことから、今定例会に工事請負の契約案件を上程しています。

次に、新規工業団地整備の進捗についてです。町では「第三次 富士川町総合計画」と「富士川町デジタル田園都市構想 総合戦略」に掲げる企業誘致の推進や、雇用機会の拡大などの施策を実現するため、現在「産業集積用地整備実施計画」の策定に向けて、取り組んでいます。

こうした中、本実施計画の策定にあたり、業務全般に関する豊富な経験と高度な知識を有する事業者から、優れた提案を得るため、先般、公募型プロポーザル方式により、業務委託者の選定を行ったところです。この実施計画を策定した後は、事業用地の選定や基礎調査を行い、工業団地整備に向けた準備を進めてまいります。

以上、今定例会に提出しました主な案件と主要な取り組みについて説明いたしました。なお、今定例会に提出しました案件は、報告案件6件、専決処分承認案件7件、条例改正案件4件、補正予算案件3件、契約締結案件1件、道路認定案件1件、合わせて22件です。提案理由は、議案ごとに申し上げることとしておりますが、よろしくご審議の上、ご議決あらんことをお願い申し上げ、あいさついたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、町長のあいさつを終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第4 報告第1号 令和7年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第5 報告第2号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越の件

日程第6 報告第3号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越の件

日程第7 報告第4号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第8 報告第5号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第9 報告第6号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の6議案は、報告案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、報告を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第1号から第6号までの補足説明を求めます。

はじめに、報告第1号について、補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

それでは、報告第1号の補足説明をさせていただきます。タブレット3ページをお願いいたします。令和7年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書であります。これは、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告するものであります。款項事業名、翌年度繰越額の順に説明申し上げます。

なお、財源につきましては記載のとおりであります。

（以下、令和7年度富士川町一般会計繰越明許費繰越計算書朗読説明）

報告第1号一般会計繰越明許費の件について補足説明とさせていただきます。ご審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第2号及び報告第3号について補足説明を求めます。

齋木直人上下水道課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

それでは、報告第2号の補足説明をさせていただきます。タブレット5ページをお開きください。令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越計算書についてご説明させていただきます。

（以下、令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越計算書朗読説明）

以上で報告第2号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号の補足説明をさせていただきます。タブレット7ページをお開きください。令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越計算書についてご説明させていただきます。

（以下、令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越計算書朗読説明）

以上で報告第3号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第4号について補足説明を求めます。

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

それでは、報告第4号について補足説明をいたします。タブレット9ページをお願いいたします。株式会社富士川第13期令和7年度の決算報告でございます。次のページをお願いいたします。令和7年度事業報告の概要を抜粋して報告いたします。

まず、1の事業の現況につきましては、株式会社富士川は富士川町から指定管理を受け、道の駅富士川とつくたべかんを運営しております。令和7年度は10月から翌年4月まで、道の駅の売り場増床工事に伴う一時的な売り場の縮小や、11月には富士川大橋改修による全面通行止めなどマイナス要因がありましたが、上半期が好調であったことから、通年においてはレジ通過の客数は50万3000人とほぼ前年度並みに、また売上高は8億3300万円と過去最高額を更新しました。

次に、道の駅富士川は令和7年7月8日に満11年を迎えることができました。近年は農産物の直売に主軸を置いて取り組んでいる結果、生産者登録者数は800人を超え、売り場拡張の要望もある中、道の駅増床を計画したところであり、令和7年10月からは改修工事に着手し、令和8年4月25日にはリニューアルオープンを迎えたところであります。また、11月には全国オートバイ神社への登録を始め、3月には災害時に利用できる水循環システムを搭載した車両をコインランドリーとして設置するなど、新たな集客に努めたところであります。物販部門では地元ゆず商品の特設コーナーを作るなど、常に新鮮で楽しい売り場作りに努めております。また、県からはフラッグシップ道の駅に指定され、峡南地域の新たな商品の取り扱いも増えたところであります。

②の農産物につきましては、前年比119%と大きく伸ばすことができました。鮮度や品質にこだわり、かつ安価で出荷していただいている生産者の皆様の努力の結果によるものであります。飲食部門では、食事品、喫茶品の合計で売り上げは103%となりました。地元のお客様の利用が多いことを踏まえ、飽きのこないメニュー作りに努めました。

3、バウムアルラでございますが、前年度カフェコーナーを拡張し、売り上げは前年比150%と伸びたことから、今回の増床工事に合わせ、店舗前にテント屋根を設置し、ペット同伴で入れるテラス席を増設するなど、さらなる集客に努めました。

次のページをお願いします。4の加工室につきましては、小麦まんじゅうねり菓子を製造に加え、つくたべかんで製造していたみみの製造を始めたところであります。

5のつくたべかんにつきましては、富士川町の郷土料理みみを提供する唯一の公共施設として、その伝統を守るべく運営しており、一部みみの製造を道の駅加工室に移管する中、カレーみみなど新たなメニューを取り入れ、飲食に注力し取り組んでいるところであります。

次に記載のある表につきましては、施設別損益一覧表でございます。タブレット12ページから14ページは、7年度に実施したイベントなどの結果になります。

次に、タブレット15ページをお願いいたします。貸借対照表を説明させていただきます。左側の資産の部ですが、流動資産が現金及び預金などの合計で1億7764万4967円で、固定資産が1億1217万2769円。資産部の合計は2億8981万7736円であります。次に、右側の負債の部の合計は1億7465万6562円であり、純資産の部が資本金5000万円、利益剰余金6516万1174円で、合計で1億1516万1174円とな

り、負債及び純資産の合計が2億8981万7736円であります。

次のページをお願いいたします。損益計算書であります。科目の売上高8億3345万3990円、売上原価5億5789万7650円で、売上総利益金額が2億2969万2520円となります。販売費及び一般管理費合計が2億2075万8524円で、営業利益が893万3996円であります。営業外収益は受取利息25万6652円。町からの指定管理委託料と中日本高速道路からのトイレ管理負担金などを合わせて518万7887円、自動販売機手数料等の雑収入が720万2621円で、営業外収益の合計は1264万7160円であります。営業外費用は町への納入金972万7273円、法人税等280万4806円を引いた当期純利益は866万1035円でありました。

次に、タブレット17ページは販売費及び一般管理費内訳書であります。続いて18ページは貸借対照表の純資産を表す株主資本等変動計算書となります。19ページ、20ページは個別注記表となります。タブレット21ページをお願いいたします。第14期経営方針と今後の見通しとなります。

次のページをお願いします。まず、1の経営理念につきましては、経営ビジョンを地域の魅力を創造するとともに、内外に広く周知し、地域社会の発展及び地域住民の幸に貢献することを目指すこととし、以下の3つの基本姿勢で運営をいたします。

次に、2の事業目標ですが、令和8年度におきましては、リニューアルした道の駅がスタートを切る中、中部横断道の利用者増加を見据え、来店者を増やすこと、また地域貢献も含めた事業運営に努めてまいります。

3、施策 道の駅1の店舗増床の効果予測でございますが、これまで店内に置ききれず店外で販売していた農産物をリニューアル後、温度管理ができる店内で販売できるようになり、品質向上が期待できます。

次のページをお願いいたします。レジ増設については、レジをこれまでの5台から10台に増設し、より快適に買い物ができる環境を整え、商品陳列棚につきましても、全て低い棚に変更したことで、より回遊がしやすくなり、死角も少なくなり、盗難防止も期待できる場所でございます。さらに、バウムアルラ前にテント屋根を設置し、野外で飲食できるスペースを整えました。

2の広告営業活動、他組織との連携につきましては、これまで同様、マスメディアを活用した広告や営業活動を実施し、他の道の駅との連携交流により誘客の促進を図ってまいります。また、第2駐車場や賢い料金所等の早期実現に向けては、関係機関と連携する中、引き続き働きかけを行ってまいります。

3の店舗運営の物販につきましては、効果的な売り場作りに努め、海産物の扱いの拡大や地域をPRできる商品開発を行ってまいります。次のページをお願いいたします。飲食製造につきましては、メニュー開発や食の安全安心への取り組みを行い、原価高騰への対応も含め対応をしてまいります。

次に、4、イベント開催につきましては、定期的なイベントを開催することで、賑わいと集客に努めます。次のページをお願いいたします。つくたべかんにつきましては、郷土料理、みみの伝承をする唯一の公的施設として、食の伝承マイスター認証の強みを活かし、他施設

にはない希少性をPRし、集客に努めます。

続いて、第14期令和8年度株式会社富士川の予算の見通しでございます。タブレット26ページの予算サマリーをご覧ください。レジ通過客数見込みについては63万8270人で、売上見込みは10億396万5000円としております。また、税引き前当期純利益は4886万6000円を見込んでおります。

2の施設別予算については表の通りとなっております。

以上、報告第4号の補足説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第5号について補足説明を求めます。

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

報告第5号の補足説明をさせていただきます。タブレット27ページをお開きください。株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類について補足説明をさせていただきます。

次ページをお願いいたします。株式会社ふじかわまちづくり公社第3期令和7年度決算報告書になります。次のページをお願いいたします。タブレット29ページは令和7年度事業報告になります。事業の現状について報告させていただきます。観光事業では、観光庁の補助金を活用し、酒蔵と落語を核とした体験型のツアーを実施いたしました。ふるさと納税事業では、前年度の2億5580万6000円を636万2000円超の2億6216万8000円となっております。令和7年度は主要のシャインマスカットが不作になりましたが、ジュエリーなどの新規返礼品によって増額になりました。ガバメントクラウドファンディングでは和太鼓整備プロジェクトとして支援をし、目標額439万2000円を達成いたしました。

情報発信といたしましては、地域活性化企業人を活用し、ふるさと納税のPR動画やタレントを活用したPR動画の作成などを実施しております。8月からは地域おこし協力隊を常駐させ、ドローンを活用したイベント動画、またヘリを活用した事業を行ってまいりました。

地方創生事業といたしましては、流通経済大学及び拓殖大学の協力を得て商品開発にも取り組んでおります。事業の実施に関する事項につきましては、会議等の開催につきましては以下の通りとなっております。事業の実施につきましては、観光事業からタブレット31ページまでの地方創生事業まで事業を実施したところであります。

タブレット31ページに移っていただきまして、(3)のイベント参加につきましては6月29日のアジサイ鑑賞ウィークから3月29日までの大法師さくら祭りまで14のイベントに参加し、グッズ販売並びにPR活動を努めてまいりました。(4)の視察受けでは、まちづくり公社へ甲州市から5名の方が視察に見えられたところであります。

次のページをお願いいたします。タブレット32ページにつきましては、貸借対照表になります。

資産の部につきましては、流動資産は648万1492円になりまして、固定資産は97万4811円、資産の部合計が745万6303円となっております。負債の部につきましては、流動負債は567万9946円で、負債の合計と同額となっております。純資産の部については、

株主資本は177万6357円で、繰越利益剰余金は152万6357円となり、負債および純資産の部合計が745万6303円となりました。

次のページに移っていただきまして、タブレット33ページは損益計算書になります。売上高経費につきましては、940万1606円となり、売上原価は915万9372円でありましたので、令和7年度売上総利益は、24万2234円となりました。営業損失は3685万834円でありましたが、町からの補助金など、営業外収益計が3779万2706円でありましたので、経常利益は71万5106円となりました。当期純利益につきましては、48万2006円となっております。

次のページへお移りいただき、タブレット34ページは販売費および一般管理費内訳書となっております。給料雑給、賞与の部分について、昨年度より増えておりますのは、協力隊、地域おこし協力隊が8月から採用になっていますので、その部分の給料等が増えております。法定外福利費につきましても、事業者負担分、協力隊の事業者負担分として給与を払っていますので、その部分が増えているところであります。外注費につきましては、落語を絡めた観光事業を行いましたので、600万円、内訳が600万円ほどとなっております。それから、支払手数料につきまして、95万3561円昨年度より増えている部分は会計事務所による処理料金となっております。それからリース料につきましては、178万151円昨年度より増えている部分は車両2台分とリース料等となっております。販売管理費の合計が3709万3068円は、前ページの中央部にあります損益計算書管理費と同額となっております。

次のページに移っていただきまして、タブレット35ページは株主資本等変動計算書となります。一番上段中央部、繰越利益剰余金は、当期首残高ということで、昨年末の残高104万4351円、当期末残高は一番下部の152万6357円となっております。

次のページへ移っていただきまして、タブレット36ページは個別注記表となっております。次のページへ移っていただきまして、タブレット37ページは、株式会社ふじかわまちづくり公社の第4期令和8年度の経営方針と今後の見通しとなります。

次のページへ移っていただきまして、タブレット38ページは令和8年度の事業計画であります。基本方針といたしましては、令和8年度ふるさと納税事業の強化、地域資源を生かした自主財源事業の創出、地域課題解決型事業の実施を重点的に推進してまいります。特に以下の3つの柱を中心に事業展開を図ります。

次のページに移っていただきまして、タブレット39ページは1つ目の柱でありますふるさと納税事業の強化と地域ブランドの確立です。令和8年度は返礼品の開発、ブランド化、広報戦略の強化により寄付額の増加を図ってまいります。

次のページに移っていただきまして、タブレット40ページは令和8年度ふるさと納税の目標額を掲載しております。令和8年度の目標金額は2億8040万円としております。

次のページへ移っていただきまして、2つ目の柱では、新規事業の事業化による自主財源の確保です。事業といたしましては、5つの事業、空き家管理サービス事業、それからガバメントクラウドファンディング支援事業、キクラゲ栽培事業、小規模の実証事業になります。道の駅富士川連携EC特設サイトの構築事業、それから地域青果共同選果事業の5つの事業を展開してまいります。それから3つ目の柱では、DMO機能を活用した観光振興と地域資源活用といたしまして、

観光地域資源を図り、次の事業に取り組んでまいります。地域観光資源のコンテンツ化促進事業を活用した観光施策の実施、それから酒蔵での落語会コンテンツを昨年度実施しましたが、改良して継続販売をいたします。場外離着陸場を活用した観光事業、ドローンを活用した映像制作事業、富士川町観光物産協会運営業務の受託、観光プロモーションの実施を進めてまいります。

次のページに移っていただきまして、タブレット４２ページは株式会社ふじかわまちづくり公社令和８年度の予算書であります。歳入合計は４２８０万６０００円、支出の合計が４１２４万円となっております。

以上が株式会社ふじかわまちづくり公社の第３期決算報告並びに第４期経営方針等の補足説明とさせていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、報告第６号について補足説明を求めます。

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

それでは、報告第６号一般社団法人富士川の経営状況に関する書類の提出について補足説明をさせていただきます。タブレット４３ページをお願いします。一般社団法人ふじかわの第１０期の決算報告書につきまして、その概要を説明いたします。当法人の事業年度は毎年４月１日から翌年３月３１日までと定款で定められております。令和７年度につきましては、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの事業実績及び収支実績となっております。

４５ページをお願いします。令和７年度一般社団法人富士川事業報告書になります。はじめに事業の成果であります。指定管理者４年目として自主文化事業の実施、施設の適切な管理運営を行ってまいりました。

まず、文化事業の推進といたしましては、地域の方々が主体となるジュニアクワイア定期演奏会や街角の音楽会などの実施により、地域交流を促進し、文化芸術活動と人材育成に貢献することができました。さらに、新たに企画した定期開催のロビーコンサート、相川七瀬コンサートなど、多彩なジャンルのイベントを実施し、世代を超えた文化体験の機会を提供してまいりました。また、ますほ文化ホールネーミングライツスポンサーにより、施設の愛称がはくばく文化ホールとなり６年目を迎えました。愛称の周知を図るとともに、様々な機会を通じてホールの愛称の定着に努めてまいりました。

次に、事業の実施に関する事項であります。会議等の開催につきましては、社員２名、理事４名、監事１名の体制の下、次のページをお願いします。理事会を５回、社員総会を２回、運営委員会を２回開催し、指定管理に関する基本協定に基づき、事業計画および収支予算等について審議を行いました。次のページをお願いします。施設の維持管理につきましては、経年による施設設備機器の劣化に注視しながら保守管理に努め、利用者が常に快適に利用できるよう心掛けました。次のページをお願いします。自主文化事業の実施でございますが、次世代育成事業では、幼児小中学校舞台鑑賞公演やますほジュニアクワイアによる音楽会など計五本を実施いたしました。次のページをお願いします。参加交流事業では、ウィークエンドコンサートと題したロビーを活用してのコンサート、街角の音楽会を実施いたしました。

次のページをお願いします。文化普及鑑賞事業では、NHK 公開放送番組みんなでどーもくん、山梨県警察音楽隊ふれあいコンサートなど4本、施設利活用事業ではキッズフェアまほらの森 2025&フリーマーケット、共催事業では、次のページをお願いします。藤巻亮太コンサートなど3本を実施しました。この他、広報事業、友の会運営事業、ボランティア運営事業を行いました。次のページをお願いします。この52ページには、令和7年度の富士川町ますほ文化ホール施設利用状況を記載しております。

次のページをお願いします。計算書類として、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記を記載しております。なお、各計算書類につきましては、前年度との比較ができるよう、通常使用される貸借対照表および正味財産増減計算書とは異なっておりますが、会計ルールに基づいたものでございます。ご理解くださいますようお願い申し上げます。53ページの貸借対照表であります。決算日の3月31日におけるすべての資産、負債、資本を科目区分に従って記載したものでございます。資産の部におきましては、資産合計が919万3086円となり、負債の部におきましては負債合計が810万2510円となりました。正味財産の部におきましては、法人設立当時に町から出資を受けた100万円が基金として記載され、一般正味財産が9万576円となり、正味財産の合計は109万576円となりました。こうしたことにより、負債および正味財産の合計は919万3086円となりました。

次のページをお願いします。こちらは正味財産増減計算書で、収益と費用を記載したものでございます。経常収益の合計は5413万4443円。

次のページをお願いします。経常費用の合計が5404万3867円となり、当期経常増減額が9万576円となりました。また、経常外費用は8万1213円であり、当期経常外増減額が△8万1213円となり、当期経常増減額と合わせると当期一般正味財産増減額は9363円となりました。また、前年度の一般正味財産期首残高の8万1213円を加算すると、当期の一般正味財産期末残高は9万576円となっております。次のページをお願いします。この56ページには財務諸表に対する注記を記載しております。続く57ページからは、第11期経営方針と事業計画および予算について記載をしております。58ページをお願いします。令和8年度事業計画であります。ますほ文化ホールの指定管理者として第2期目の最後5年目となります。町民の芸術文化活動の拠点としての役割を認識し、町民の皆様さらに親しまれるよう、施設の安全確保と利便性の向上に努めてまいります。また、文化事業推進計画といたしましては、町民や地域の誰もが芸術文化の機会を享受し、地域社会の中で心豊かな生活が送れるよう、地域、幼児から学校等との連携協力を図るとともに、幅広い年代を対象とした事業を展開することとし、計16本の自主文化事業を計画しております。

なお、事業ごとの詳細につきましては、59ページから62ページに記載をしております。63ページをお願いします。最後に、令和8年度収支予算であります。予算総額は5521万9000円であり、ますほ文化ホールの管理および自主事業にかかる経費を計上しております。

以上、報告第6号一般社団法人富士川の経営状況に関する書類の提出についての補足説明

とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの報告並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前 11時09分

再開 午前 11時17分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて、再開します。

日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

日程第16 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））

以上の7議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（鮫田洋平議長）

次に、承認第3号から第7号までについて補足説明を求めます。

はじめに、承認第3号から第5号について補足説明を求めます。

依田文哉税務課長。

○税務課長（依田文哉税務課長）

それでは承認第3号から承認第5号の補足説明をさせていただきます。はじめに承認第3号富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

タブレット65ページをお願いいたします。

（以下、専決処分書の朗読）

まずはじめに、本条例の一部改正の概要についてご説明申し上げます。

富士川町税条例の一部を改正する条例の主な改正内容といたしましては、まず軽自動車税において環境性能割の廃止に伴う改正になります。種別割という名称の税目から軽自動車税という名称に改正されました。個人住民税においては、申告の所得額要件の引き上げと項ずれの改正になります。

また、固定資産税では、課税標準額となる額が一定の額に満たない場合の免税点の改正や、えー、新築住宅にかかる減額措置等の改正になります。それでは、内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。

タブレット76ページをお願いいたします。税条例第18条の3、第19条、続きまして83ページの第80条から90ページに飛びまして、第91条の2と次のページ、91ページの第91条の7にかけまして、軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う改正となります。今まで種別割という名称での税目でしたが、今後は軽自動車税という名称に変更になります。また、種別割の廃止に伴いまして、条文の削除も生じました。施行日については令和8年4月1日となります。

次に78ページをお願いいたします。税条例第36条の2、次のページ、79ページをお願いします。第36条の3の2、次の80ページをお願いします。80ページの第36条の3の3では、町民税の申告の所得割要件の引き上げと項ずれの改正になります。同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得額の要件の引き上げと、一人親の生計を一にする子の前年の合計所得額要件が引き上げられました。それぞれ4万円の引き上げとなりました。

次に83ページをお願いいたします。税条例第63条で固定資産税の免税点では、課税標準額となる額が一定の額に満たない場合の免税の改正が行われました。家屋については、課税標準額の額を20万円から30万円に、償却資産については150万円から180万円に引き上げられました。土地に関しては30万円のまま据え置かれました。施行日については令和9年4月1日を予定しております。

次に93ページをお願いいたします。町税条例附則第7条の3では、町民税の住宅借入金特別税額控除の改正が行われました。所得税において借入限度額の見直しを行い、適用期限を5年間延長となりました。施行日については令和8年4月1日となります。

次に、95ページをお願いいたします。町税条例附則第10条の3以降の附則および法附則第15条の11第1項の改正に伴い、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告が改正されました。新築や耐震改修、バリアフリー改修等の住宅にかかる固定資産税減額の措置について、床面積要件を50㎡から40㎡に見直し、期限も5年延長となりました。施行日については令和8年4月1日となります。

以上が富士川町税条例の一部を改正する条例の補足説明でございます。

次に、承認第4号富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット120ページをお願いいたします。

(以下、専決処分書の朗読)

それではタブレット128ページの新旧対照表をお開きください。富士川町都市計画税条

例の一部を改正する条例につきましては、今回の改正は、地方税法等の一部を改正、一部改正に伴い、町の都市計画税条例が引用している当該条項、条項にずれが生じたことによる改正が主なものとなっております。128ページの下から4段目の旧表では、改修実演芸術公演施設という施設名称をこの度、改修特別特定建築物に改め見直しも行い、期限も3年延長となりました。施行につきましては、令和8年4月1日となっております。

以上で、承認第3号および承認第4号ならびに承認第5号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただきご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、承認第6号について補足説明を求めます。

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

それでは、承認第6号の補足説明をさせていただきます。タブレット133ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをご覧ください。今回の条例改正の主な内容は、地方税法等の一部改正により、国民健康保険税においてこども子育て支援納付金の新設されるほか、課税限度額の引き上げおよび軽減判定所得基準の見直しとなっております。詳細につきましては、新旧対照表にてご説明いたします。139ページをご覧ください。新旧対照表の第2条第1項では、こども子育て支援納付金についての規定を加えております。次のページをご覧ください。第2項ただし書き中、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に改め、第5項では、こども子育て支援納付金にかかる課税額および課税限度額を加えております。

次のページをご覧ください。第3条では、基礎課税額の所得割額を100分の7.8から100分の7.5に、第4条では基礎課税額の均等割額を2万5500円から2万4200円に。

次のページをご覧ください。第5条では、基礎課税額の平等割額を2万6300円から2万5500円に改めるものです。第9条の3から次のページの第9条の6までは、新設されるこども子育て支援納付金の課税額に関する事項を加えております。まず、第9条の3では、次のページ143ページをご覧ください。所得割額を100分の0.3に、第9条の4では均等割額を1200円に、第9条の5では18歳以上均等割額を100円に、第9条の6では平等割額を800円にするものです。第23条では、国民健康保険税の減額についてになります。第1項では、基礎課税額の課税限度額を66万円から67万円に。

次のページをご覧ください。子ども子育て支援納付金の課税限度額3万円を加えるものです。

次のページをご覧ください。第1項第1号では、7割軽減について、基礎課税額の均等割額および平等割額を改め、子ども子育て支援納付金の課税額を加えております。

次のページをご覧ください。第2号では、5割軽減について、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額について、30万5000円を31万円に。

次のページをご覧ください。147ページから148ページにかけて、基礎課税額の均等

割額および平等割額を改め、子ども子育て支援納付金課税額を加えております。148ページをご覧ください。第3号では、2割軽減において、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗ずる金額について、56万円を57万円に。149ページにかけて、基礎課税額の均等割額および平等割額を改め、子ども子育て支援納付金課税額を加えております。第2項になりますが、150ページをご覧ください。第2項では、未就学児均等割額。151ページから152ページにかけて、第3項では産前産後に関する減額。152ページから153ページにかけて、第4項では18歳以上均等割額の減額についてそれぞれ加えております。153ページ以降になりますが、附則の第5条から第15条では、子ども子育て支援納付金課税額についての文言を加えております。138ページに戻っていただき。附則につきましては、この条例は令和8年4月1日から施行し、適用区分としましては、この条例による改正後の富士川町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税についてはなお従前の例によるとなっております。

以上で承認第6号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、承認第7号について、補足説明を求めます。

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

それでは、承認第7号の補足説明をさせていただきます。タブレット163ページをご覧ください。

（以下、専決処分書の朗読）

次のページをお願いします。今回の富士川町介護保険条例の一部改正の概要をご説明させていただきます。令和7年度税制改正において、個人住民税にかかる給与所得控除の最低保証額が引き上げられましたことに伴い、本来なら非課税であるはずの高齢者の介護保険料段階も引き上げられてしまう可能性があるため、現在の第9期介護保険事業計画期間中に、被保険者が介護保険料増額の不利益を避けるために3項を加えるものであります。附則として、令和8年4月1日からの施行となります。

以上、承認第7号の補足説明になります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、承認第8号について、補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

承認第8号の補足説明をさせていただきます。タブレット168ページをお願いします。

（以下、専決処分書・令和7年度富士川町一般会計補正予算の朗読）

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細により説明申し上げます。タブレット180ページをお願いいたします。

(以下、令和7年度富士川町一般会計予算書(第10号)事項別明細書朗読説明)

続きまして、タブレット178ページにお戻りいただきたいと存じます。178ページありますが、第2表地方債補正についてご説明申し上げます。記載の目的、補正後の限度額を申し上げます。

(以下、第2表 地方債補正朗読説明)

続きまして、タブレット237ページの地方債現在高の見込みの調書をご覧ください。237ページであります。237ページですが、地方債の現在高の見込み調書になります。この表の右下の数字が当該年度末の現在高の見込み95億674万4000円となります。

以上で承認第8号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長(鮫田洋平議長)

次に、承認第9号について、補足説明を求めます。

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長(小河内菜美福祉保健課長)

それでは、承認第9号の補足説明をいたします。タブレット239ページをお願いします。

(以下、専決処分書・令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書によりご説明をいたします。タブレット245ページをお願いいたします。款項の区分、補正額の順にご説明いたします。

(以下、令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算(第4号)事項別明細書朗読説明)

これらは事業確定によるものとなっております。

次のページからは給与費の明細書となりますのでご参照ください。

以上、承認第9号の補足説明となります。ご審議いただき、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長(鮫田洋平議長)

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。なお、再開は午後1時とします。

休憩 午後 0時 3分

再開 午後 1時00分

○議長(鮫田洋平議長)

休憩を解いて再開します。

日程第17 議案第35号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第36号 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第37号 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第20 議案第38号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第35号について補足説明を求めます。

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

それでは、議案第35号の補足説明をいたします。タブレット262ページをお願いいたします。議案第35号富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をいたします。富士川町いじめ問題専門委員会委員に弁護士を依頼することに伴い、条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては、新旧対照表でご説明いたします。タブレット264ページをお願いいたします。別表中、既存のいじめ問題専門委員会委員の次に、いじめ問題専門委員会委員弁護士1回1万5000円を加えます。前のページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用するといたします。

以上、議案第35号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第36号および議案第37号について補足説明を求めます。

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

それでは、議案第36号について補足説明をさせていただきます。タブレット266ページをお願いします。富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例になります。今回の条例改正につきましては、富士川町地域健康福祉センターの管理運営を町または指定管理者が行うための改正であります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のページをお願いします。第3条では、福祉センターの管理を町長が指定する者に行わせることができるとします。第5条では、指定管理者に行わせる業務を挙げております。第7条から第9条では、指定管理者を町長または指定管理者に改めるものでございます。前のページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日からの施行となっております。以上、議案第36号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第37号の補足説明をさせていただきます。タブレット270ページをご覧ください。富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例になります。今回の条例改正につきましては、富士川町保健福祉支援センターの管理運営を指定管理者に移行するための改正であります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたします。次のペ

ージをご覧ください。第14条に町長が指定管理者に行わせることができる業務として、施設等の維持および管理とその他町長の認める業務を加えております。前のページにお戻りください。附則として、この条例は公布の日からの施行となっております。

以上、議案第36号および議案第37号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第38号について補足説明を求めます。

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

それでは、議案第38号富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。タブレット273ページをお開きください。今回の一部改正につきましては、鹿島財産区特別会計の決算時期が所有権移転等の手続きの影響により令和8年度までに及んだため、附則にある経過措置の内容を変更するものであります。詳細につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、タブレット274ページをご覧ください。

附則第3項中、令和7年度の次におよび令和8年度を加えるとしております。なお、前のページに戻っていただきまして、附則としてこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、議案第38号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第21 議案第39号 令和8年度富士川町一般会計補正予算（第1号）

日程第22 議案第40号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第23 議案第41号 令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上の3議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第39号から第41号について補足説明を求めます。

はじめに、議案第39号について補足説明を求めます。

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

タブレット276ページをお願いいたします。議案第39号令和8年度富士川町一般会計

補正予算第1号の補足説明をさせていただきます。次のページをお願いいたします。

(以下、令和8年度富士川町一般会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細によりご説明申し上げます。タブレット283ページをお願いいたします。

(以下、令和8年度富士川町一般会計補正予算事項別明細書朗読)

次にタブレット280ページにお戻りいただきたいと存じます。280ページになりますが、第2表債務負担行為についてご説明申し上げます。

(以下、第2表債務負担行為朗読)

次のページをお願いいたします。次に、第3表地方債補正についてご説明申し上げます。

(以下、第3表地方債補正朗読)

次に、タブレット299ページの地方債現在高の見込みに関する調書をご覧ください。299ページです。地方債現在高の見込みに関する調書になります。この表の右下の数字が当該年度末の現在高の見込み109億8494万1千円となります。

以上で議案第39号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第40について補足説明を求めます。

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

それでは、議案第40号について補足説明をさせていただきます。タブレット300ページをご覧ください

(以下、令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。タブレット305ページをご覧ください。

(以下、令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算事項別明細書朗読)

以上で議案第40号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第41について補足説明を求めます。

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

それでは、議案第41号の補足説明をさせていただきます。タブレット307ページをお願いします。

(以下、令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算の朗読)

第1表歳入歳出予算補正の詳細は事項別明細書により説明をいたします。タブレット312ページをお願いします。

(以下、令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算事項別明細書朗読)

以上、議案第41号の補足説明になります。ご審議いただき、ご議決賜りますようお願い

いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２４ 議案第４２号 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について

を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

————— 提案理由の朗読説明 —————

○議長（鮫田洋平議長）

次に、議案第４２号について補足説明を求めます。

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

それでは、議案第４２号の補足説明をさせていただきます。タブレットの３１４ページをご覧ください。工事名は富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事であります。工事場所は富士川町天神中條地内であります。工事概要ですが、富士川中学校屋内運動場については、近年の気候変動の影響により、過酷な環境にある屋内運動場に空調機の設置をすることにより、快適で安心安全な学習環境が確保できるようにするものでございます。

入札の方法は一般競争入札であり、参加者は１社で、５月１９日に入札を実施いたしました。結果は身延総合設備株式会社が落札をしております。金額は税抜き６６４０万円で、契約金額が７３０４万円であります。落札率は９９．９９５パーセントでございます。工事期間は令和８年１２月２８日までとなっております。契約の相手方ですが、山梨県南巨摩郡身延町小田船原１１５７番地身延総合設備株式会社代表取締役柿島正士であります。次のページに仮契約書の写しがありますのでご参照ください。なお、仮契約書中の８の解体工事に要する費用ですが、この費用の発生はございません。

以上、議案第４２号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由ならびに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第２５ 認定第１号 富士川町道路線の認定について

を議題とします。

町長から本案について提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

——— 提案理由の朗読説明 ———

○議長（鮫田洋平議長）

次に、認定第1号について補足説明を求めます。

井上勝彦土木整備課長。

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

それでは認定第1号富士川町道路線の認定についての補足説明をさせていただきます。
タブレット317ページをお願いいたします。この認定路線につきましては、民間事業者による11区画の宅地分譲開発に伴い、路線認定をするものであります。路線名は長沢39号線であり、起点は長沢960番3地先、終点は長沢960番11地先であります。道路延長は58.6m、幅員は6mから27.1mでございます。場所につきましては、タブレット318ページの位置図をお開きください。この路線は旧第2保育所から100mの西に位置している路線でございます。

以上で認定第1号の補足説明とさせていただきます。ご審議いただき、認定賜りますよう
よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で町長からの提案理由並びに担当課長の補足説明が終わりました。

○議長（鮫田洋平議長）

これで本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦勞様でした。

散会 午後 1時33分

令和 8 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 8 日

令和8年第2回富士川町議会定例会（2日目）

令和8年6月8日
午前9時00分開議
於 議 場

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

通告	1 番	2 番	樋 口 正 彦	議員
通告	2 番	1 1 番	堀 内 春 美	議員
通告	3 番	5 番	深 澤 一 幸	議員
通告	4 番	6 番	小 林 和 良	議員
通告	5 番	4 番	宇田川 朱 恵	議員
通告	6 番	1 番	安 岡 桃 子	議員
通告	7 番	3 番	山 本 和 志	議員
通告	8 番	9 番	小 林 有紀子	議員
通告	9 番	1 0 番	齊 藤 欽 也	議員

2 出席議員は次のとおりである。（12名）

1 番	安 岡 桃 子	2 番	樋 口 正 彦
3 番	山 本 和 志	4 番	宇田川 朱 恵
5 番	深 澤 一 幸	6 番	小 林 和 良
7 番	秋 山 仁	8 番	望 月 眞
9 番	小 林 有紀子	1 0 番	齊 藤 欽 也
1 1 番	堀 内 春 美	1 2 番	鮫 田 洋 平

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教 育 長	樋口和仁	会 計 管 理 者	小林 恵
政 策 参 事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	望 月 奈緒美
税 務 課 長	依 田 文 哉	防災交通課長	西 川 修 司
町民生活課長	芦 澤 晶 子	福祉保健課長	小河内 菜 美
子育て支援課長	秋 山 綾	産業振興課長	小 林 喜 文
土木整備課長	井 上 勝 彦	都市整備課長	杉 田 進
上下水道課長	齋 木 直 人	教育総務課長	大久保 公 生
生涯学習課長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 海 野 公 哉
書 記 井 上 鮎 奈

開会 午前 9時00分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。
相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和8年第2回富士川町議会定例会2日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところ
ご出席いただき、誠にありがとうございます。
ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして諸般の報告を行います。
議長から報告します。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。
本日は一般質問の日程になっております。
一般質問の通告者および当局者は、質問ならびに答弁の要旨をわかりやすく、簡潔に願
いします。
なお、富士川CATVが、本日の一般質問を録画放送するため、議場内にカメラを設置し、
撮影いたしますので、ご了承願います。
傍聴者の皆さまにおかれましても、撮影の対象となりますので、ご理解をお願いいたしま
す。
以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第2 一般質問

質問の通告者は、9名であります。
これから、通告順に一般質問を行います。
それでは、通告1番 2番 樋口正彦議員の一般質問を行います。
2番 樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

議席番号2番樋口正彦です。一般質問の機会をいただきましたことに感謝を申し上げ、通
告に従い質問をいたします。今回は人口減少時代の地域コミュニティ維持についてでありま
す。よろしくお願いいたします。私も昨年度まで区長会に関わり、地域運営と町との連携に
努めてまいりました。その中で、高齢化や自治会加入率の低下、役員の担い手不足など、多
くの課題を抱える地域が増えていることを実感しております。さらに、総務省が5月29日

に公表した国勢調査速報値によりますと、山梨県の人口は5年前と比べ3万人余り減少し、1975年以来初めて80万人を下回りました。本町においても人口減少や高齢化が進み、地域コミュニティを取り巻く環境は今後さらに厳しさを増していくものと考えております。加えて、コロナ禍を経て地域活動や行事が停滞し、以前のような活動に戻りきれていない地域もあると感じております。その一方で、防災や見守り、地域福祉など、地域コミュニティが果たす役割は依然として大きいものがあると考えております。自治会は独立した組織であり、町として運営に直接関与しない立場であることは理解しております。しかし、今後さらに人口減少や高齢化が進む中では、行政だけでも地域だけでも地域運営を維持していくことは難しくなっていくと考えます。そこで、今後の地域コミュニティの維持について何点か伺います。

それでは、(1)の質問です。人口減少や高齢化が進む中、先の一般質問では自治会未加入世帯の増加についても議論がありました。こうした状況を踏まえ、現在の地域コミュニティの状況や課題について町の認識を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。自治会への未加入世帯が増加してくることは、地域の担い手不足などによる地域活性化が低下することが考えられております。また、災害時におきましては、未加入世帯の安否確認や避難支援が遅れてしまう恐れがあるものであります。

一方で、自治会は地域に根差した自主的組織でありますので、今後も地域の実情に応じた運営を行っていただきたいと考えておるところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。地域によって課題の深刻さに差があるという認識については理解いたしました。特に人口減少や高齢化が進む地域では、今後さらに担い手不足などが進んでいくことも考えられますが、その点について町としてどのように認識しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。人口減少や高齢化が進む地域では、このような状況が続くと、いずれ地域コミュニティを維持することが難しくなることが想定されておりますが、各自治会におきましては、地域の実情や時代の変化に対応いたしました運営を行っていただきたいと考えておるところであります。

こうした中、農村RMOのような複数の自治会が協力し合い、新たな組織も進んでおりますので、このように時代に即し、時代の変化に合わせた活動に対しても支援をする必要があるのではないかとこのように考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

現状維持だけでは将来的に地域コミュニティの維持が難しくなる可能性があること、また、新たな地域運営の在り方についても検討が必要であるとの認識は理解をいたしました。

それでは、（２）の質問です。コロナ禍を経て、地域活動への関わり方にも変化が見られるように感じております。地域活動や町主催行事などへの参加意識の変化について、町の認識を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただ今の御質問にお答えします。コロナ禍において、地域活動や町主催行事が制限されたことにより影響は現在も残っていると認識をしておるところであります。

こうした中、コロナ禍が収束した現在、制限していました活動が以前のように実施されてきておりますが、依然コロナ禍前には戻っておらず、参加意識や取り組み状況は地域ごとに差が見られているところであります。

こうしたことから、各地域の実情やニーズを把握しながら、持続可能な地域活動の支援に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。地域ごとに差が見られるという点については理解をいたしました。一方で、コロナ禍を経て、以前のように戻らなくても良いのではないかとというような空気感や、地域活動への参加意識そのものに変化が生じているようにも感じております。そのような地域活動に対する意識の変化について、町としてはどのような認識を持っておられるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただ今の御質問にお答えします。コロナ禍をきっかけに、これまでの地域行事を見直す良い機会になったという意見もある一方で、地域のつながりや、いざという時の助け合いがなくなるのではないかと危機感があることも認識しているところでございます。

こうしたことから、それぞれの活動が維持できるよう、町としても協力してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

地域活動の見直しという側面がある一方で、地域のつながりや助け合いの大切さについて

も認識されているということは理解いたしました。

それでは、(3)の質問です。地域のつながりは、防災や見守りの面でも重要な役割を果たしていると考えます。地域の支え合い機能について、町の認識を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただ今のご質問にお答えします。地域コミュニティは、災害時の安否確認や高齢者の見守り等の基盤として極めて重要な役割を担っておるところであります。

特に災害発生時におきましては、近隣、隣近所で声を掛け合う体制があつてこそ、迅速な救助活動や支援、避難支援が可能となるものでありまして、この共助の仕組みこそが住民の皆様の命を支える基盤であると認識しております。

こうしたことから、これから人口減少や高齢化がさらに進行する中であつても、町や地域が連携を図り、誰一人取り残さない地域コミュニティの維持発展に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

再質問をお願いします。地域コミュニティが災害時の共助の基盤として重要であるという認識については理解をいたしました。人口減少や高齢化が進む中で、地域のつながりや支え合い機能の低下について、町としてどのように認識しているのか、改めて伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただ今のご質問にお答えします。人口減少や少子高齢化が進むことにより、周囲に頼れる人が少なくなり、孤立することにより、地域での支え合いが難しくなり、災害時の避難が遅れる危険性が高まると考えておるところでございます。

こうしたことから、周囲が支え合って誰一人取り残さない地域づくりが肝要であると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

再質問です。行政だけでは地域社会の維持が困難であり、地域と協力していく必要があるとの認識については理解をいたしました。一方で、人口減少や高齢化が進む中では、地域だけでは課題を抱え込むことも難しくなっていくと感じております。そのような中で、行政と地域がどのような関係性を持ちながら地域を支えていく必要があるのかと考えているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。地域での課題は、やはり地域をよく理解している皆さんでなければ解決できないものと考えておるところでございます。このように申し上げても、マンパワーが不足している昨今、行政と地域が協力し合うことが解決の糸口ではないかというふうに考えておるところでございます。このような関係性を持ち続けることが必要であり、街と行政が常に協力し合うという体制が必要であるということでございます。本町ではですね、地域と行政を結ぶパイプ役ということで地域支援員を配置しております。こちらの地域支援員につきましては、地域の問題や課題などを地域の皆さんと共有しながら研究検討するという役割を担ってございますので、ぜひですね、地域でご活用いただきたいというところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

行政と地域がそれぞれの役割を担いながら協力して課題解決に取り組んでいくことの重要性については理解をいたしました。それでは最後に5の質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

すいません4。

○2番議員（樋口正彦議員）

すみません、先ほどの答弁で4は省かせていただきます。あ、いいんですか。

はい。 それでは、人口減少や高齢化が進む中では、行政と地域がこれまで以上に連携していく必要があると考えます。今後は行政と地域の関わりについて、町の考え、どのような考えをお持ちか、その辺も含めて伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。人口減少と高齢化が深刻化する中、行政だけでは地域社会を維持していくことは困難であると考えておるところでございます。また、行政と地域との関わりにつきましては、先ほど議員がおっしゃったように、行政が主導する支援ではなくて、地域が主体となってお互いに役割を分担しながら協力して解決していくということが大切だというふうに考えてございます。

こうしたことから、今後も地域の主体的な意思や創意工夫を尊重しながら、地域に寄り添った支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

失礼しました。

それでは、（5）の質問に入ります。先の一般質問では、町長からともに考えることのスタートラインを設置することは可能とのご発言がありました。地域コミュニティに関する課題

共有や意見交換の機会について、町の考えを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えいたします。地域コミュニティの抱える課題というのは、行政のみで解決できるものではなく、地域の皆様と共にともに知恵を絞りながら、また一緒に考えていく必要があると考えています。

これまでもホットミーティングや町政懇談会など、いろいろなですね、コミュニケーションを取る会合を行ってまいりましたが、住民が主役となるまちづくりを形成するため、これまでの枠組みにとらわれない意見交換の場をさらに構築していかなければならないというふうに考えているところでございます。

こうしたことから、区長会をはじめとする様々な団体と連携をしながら、誰もが参加しやすい体制が作れるよう研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口正彦議員。

○2番議員（樋口正彦議員）

ありがとうございます。町長のお考えは理解をいたしました。最後に申し上げます。この問題、とても難しくて奥の深いお話であり、すぐに結論を出せるものではないことは承知をしております。しかし、人口減少時代はすでに始まっており、地域コミュニティの維持は待ったなしの課題であると考えております。地域のつながりをどのように維持していくのかは、本町の将来に関わる重要な課題でもあります。ぜひ地域と行政が共に考える取り組みが進むことを願い、私の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で、通告1番 2番 樋口正彦議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて、通告2番 11番 堀内春美議員の一般質問を行います。

11番 堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

4年ぶりの一般質問をさせていただきます。初心に帰り、新たな気持ちで一般質問をさせていただきます。まず、1番目の質問、増穂商業高校跡地の活用についてです。この質問ができることを大変嬉しく思っております。ここに至るまで12年の年月がかかりました。長い長い戦いでした。この議場の中で、この経緯を知っている人はほんの2、3人です。ですので、少しだけ説明をさせていただきます。2005年、平成17年に県から市川、増穂、峡南高校の3校を統廃合するということを学校の方に言ってきました。

そこで当時私は増穂商業高校に勤務しておりましたので、当時の校長とタッグを組みまして、PTA、同窓会、増穂鯉沢の商店街、あるいは町民の皆様、大勢の皆様にご協力をいただきまして、1か月で1万5000人の反対署名を集め、県へ提出しました。それで県は先に都留

の地域の方の統廃合を進めたのです。それから8年たち、平成25年に、もうそろそろまた増穂商業高校の方の統廃合に来るなど危惧していたものですから、そろそろ反対運動を行わなければいけないと考えたんですが、25年の3月に私、36年間勤務しました増穂商業高校を退職して学校にいませんので、今後の反対運動は学校を動かすことはできません。そこで考えたのが、議員になり、議会へ入り、議会を動かし、そして町を動かしていこうと考え、26年の4月に議員になりました。そして議会入り、議会の中で増穂商業高校存続特別委員会というのを設置して、活動を私は副委員長を仰せつかって活動を始めました。

そこで活動を始めたんですが、第1回目の活動でわかったことがありました。この委員会は名前だけで何も機能しない委員会だということがわかったのです。そこで、私は副委員長の座を辞職いたしまして、外部で増穂商業高校の関係の皆さんを20人で組織し、そして委員会を立ち上げ、反対運動を始めました。やはり1か月で1万2000人の反対署名を集めて県へ知事に提出しました。ですが、前知事はこれを却下しました。

そこで2020年、令和2年に増穂商業高校は65年の歴史に幕を閉じました。増穂商業高校がこの町からなくなったと同時に、この町から若者の姿がすべて消えました。若者が歩いていない町、若者がいない町に将来はあるとは思えません。この統廃合はこの町の大きな間違いだったと今でも思っております。市川高校はそのままにして、峡南と増穂を一緒にして、増穂商業高校の跡地に県下唯一の職業高校として残せばよかったと今でも思っております。非常に残念です。もう一度言いますが、この町から高校をなくしたのは大きな間違いです。

その後、この委員会で、増穂商業高校の跡地に産業技術短期大学校の峡南校を誘致しようと、やはり1万人近い署名を集めて前知事に提出いたしましたが、またもや却下されました。4年前に私が議長に就任してから、望月町長と一緒に現在の知事と話し合いを進め、他の県にはすべてあるのに、山梨県だけにはない高専を作ろうと進めたのですが、どういうわけか県議会で話題になったものですから、すぐにこの甲府工業のOBたちがすごい勢いで反対運動を始めました。それはすごかったです。そのためにこの案は頓挫しました。高専が実現していたら、全国組織ですから、全国から学生が集まり、素晴らしい学校になり、山梨の人口も増えたと思うと非常に残念に思います。

その後、望月町長が現知事と話し合いを進めていただいて、今日ここに至っております。そして、今日この質問ができることに、非常に私は一歩前進したと喜んでおります。

そこで(1)の質問です。今年の2月の17日、私も町長と一緒に議長として同行させていただきましたが、望月町長から長崎知事に要望書を提出しました。その結果を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町としましても、増穂商業跡地の利活用、これですね、課題だということはともに認識してきたところでございます。今、質問の中でおっしゃっていただいた水面下での高専の誘致とか、様々な活動をですね、水面下で行ってまいりました。これは初めて、この堀内議員の質問で表に出た部分であります。そういった活

動の中、やはり県知事と連動しながらですね、県と一緒に増穂商業の跡地を開発していかなくちゃいけない、次世代につないでいかなくちゃいけないという思いでありました。

そうした中、本年2月17日に長崎知事に提出いたしました要望書では、峡南商業高校跡地について、若者の主体性を育む教育研修の場や地域の歴史、文化、商業の学びを深める場、企業や団体の研修、合宿交流の場、多世代の交流を生み出すコミュニティ拠点などとして活用することを要望したところでございます。

この要望を受けまして、長崎知事は2月定例県議会の所信表明において、百年先への投資として、仮称次世代支援センターの創設検討を本格化させると述べられたところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

ここまで来るのに本当に12年かかりました。長い闘いでしたが、一步実現に向かってということで大変嬉しく思っております。

再質問ですが、グラウンドと体育館が無料で使えるというふうなことを聞きましたが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

ちょっと待ってください。答弁についての再質問になりますけれども。今、町長の答弁の中にその内容が含まれておりませんが。

○11番議員（堀内春美議員）

別に聞くんです。

○議長（鮫田洋平議長）

通告にしたがってお願いしたいんですけど。答弁大丈夫。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。体育館はすでに、県から無償で貸していただいているところでございます。

グラウンドにつきましては、まだ、県の市川高校の、青洲高校の方で使用しておりますので、すべて借りてるわけではございませんが、この活用がなされましたら、体育館同様、グラウンドも含めて施設等を無償で貸していただくような、部分について県の方へ働きかけをしたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

ぜひですね、その辺を県政の方へお願いしたいと思います。今はどこの自治体も収入減で大変ななっています。いかに支出を減らして、そして稼げる町にしていくというのが課題になっているかと思います。維持管理費を出さないで、自由に使えるということは大変あり

がたいことだと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

次に（２）の質問です。仮称次世代センター建設の実現に向けて、今後町としてどのように進めていくのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。仮称次世代支援センターの創設検討に向けて、長崎知事が掲げた１００年先への投資という理念は強く賛同するものであり、地域の持続的発展に寄与するものと確信しております。

こうしたことから、本町といたしましては、この重要な施設整備に対しまして、県と町及び地域住民が一体となって検討を進めていくことが望ましいと考えており、最大限の協力をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○１１番議員（堀内春美議員）

今回ですね、議会でも増穂商業高校の跡地活用検討特別委員会を設置することになります。町が県と進めていく過程で、議会に進捗状況を説明していただく機会を設けていただきたいと思いますと思いますが、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただ今の質問にお答えいたします。本年度、県と町において検討に入る予定ではあります。また、議会への進捗説明につきましては、県の下承を得た中で、内容がどの程度話せるという部分があるかと思っておりますので、説明については県の下承を得て説明させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○１１番議員（堀内春美議員）

私がなぜこれを言いますかと言いますと、町で県と一緒に進めていく町からの推薦の職員ですね、何名かわかりませんが、その職員が増穂商業高校の歴史は知らないと思います。それなので、県との話し合いに増穂商業高校の歴史をわかっていて臨んでいただきたいので、そういう機会を作っていただきたいということです。検討をお願いいたします。

続いて（３）の質問ですが、少し説明をさせていただきます。増穂商業高校は昭和２９年にはくばくの初代の会長が自分の土地であるクヌギ林を開墾して整地して県へ寄付しました。その寄付はここへ高等学校を作ってほしいということで、自分の私財をなげうって寄付して、県で高校を作ってもらったのが３１年増穂高校です。それ以来ですね、その３１年に開校して以来、初代の会長は自分の子供は増穂高校に通っていないのに、８年間ＰＴＡの会長を務め

てくれました。そしてその後は生徒の親になりましたが、子供がいないのに8年間、8期務めてくれたんです。そして、バレエ公演会、野球公演会、教育振興協賛会の会長を初代の会長、2代目の会長、そして現在の社長と3代にわたって務めてくださいました。本当に物心両面で支援してくださったのです。その合計金額にしますと、おそらく5000万は下らない。そろそろ1億に近いものを寄付してくださったと覚えております。現在ですね、そういったことを知っているのは私だけです。

そういう風に、65年間にわたり物心両面で支援してくださった、そういう人をですね、ぜひ丁重にさせていただきたいということで、そこで(3)の質問です。仮称次世代支援センターに増穂商業高校の創設者の功績を残すべきだと考えますが、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質問にお答えいたします。増穂商業高校跡地の活用にあたり、増穂商業高校の創設者の多大なる功績を後世に伝えることは非常に重要であると考えております。

こうしたことから、創設者の功績が次の世代へと確実に受け継がれるよう、県に対して、増穂商業高校の創設の歴史や経緯、文化、伝統などについて改めて説明させていただきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

そのセンターの中にですね、甲州財閥である功績も資料として残すというふうに聞いておりますので、ぜひ地元の功績者の歴史も残していただきたいと思います。そして、その場所がですね、教育の聖地として、また、富士川町の発展する起爆剤としての場所となるようにやっていただきたいと思います。また、そうするのが私の最後の仕事になりますと考えております。

それでは大きな2番の質問に入ります。(1)都会の人たちに富士川町の田舎の良さを知っていただくために、林間学校を企画開催することができるか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質問にお答えいたします。林間学校の企画開催につきましては、都会の人たちに本町の豊かな自然環境と田舎の良さを体験していただく、大変有意義な取り組みであると考えております。

こうした中、林間学校を企画開催するには、受入施設の確保や安全管理体制の整備、プログラムの企画、地域住民や関係機関との連携体制の構築など、多くの課題があります。

こうしたことから、本町といたしましては、関係者と連携しながら林間学校の実現の可能性について検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○11番議員（堀内春美議員）

私がなぜこの質問をしようかと思いましたが、この町の関係者で都会、東京の方へ出ている人がおまして、そのすごく富裕層なんですけれども、その富裕層の方々がこの富士川町へ夏の期間だけ来て過ごしたいという、そういう申し出がありまして、去年もありましたけれども、去年は1件だけ受け入れをしたんですね。でも実際はもっとたくさんあるんです。そして、その去年体験した生徒がですね、東京へ帰って非常によかったという話をしましたら、他の保護者の方たちもぜひ来たいということで、こんないいチャンスはないと思うんですね。今、どこの町でも自治体でもふるさと納税を利用して、こういう林間学校を計画しているっていう町が非常に多くなっています。ですから、よその町に先駆けて先手必勝じゃないですけれども、先にやるものの方が勝ちなんですね。ですから、ぜひですね、この富士川町のその都会の良さ、平林のみさき耕舎から見る富士山の良さ、そういったところを都会の人たちに味わっていただきたい。そういう意味でですね、ぜひこの林間学校を開催するように努力をしていただきたいと思います。

2番に移ります。その林間学校を来年からはふるさと納税の売りの一環として位置づけ、稼ぐ富士川町にしたらどうかと伺います。先ほど申し上げましたように、各自治体がみんなふるさと納税の良さを売り物に、我先にとふるさと納税で稼ごうとしているところが多くなってきました。ですから、そういったところに負けないように敏速に取り組んでいただきたい。そして、ふるさと納税で申請して国から許可を得るのに3か月間ですか、半年ですか、日数がかかるんですね。ですから、迅速に動きませんとよその町に先を越されるんです。そして2番煎じで後れを取りますよね。ですから、敏速に動いていただきたい。先ほども申し上げましたが、これからの行政は支出を抑えて稼ぐ町にしていかなければ、町がやっていけないというふうに私は思っています。ですから、いい稼ぐ対象として、この林間学校をですね、この富士川町を売り込んで、そして稼ぐ町にしていきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質問にお答えいたします。近年のふるさと納税の返礼品は、各市町村における関係人口や交流人口の拡大を目指した体験型の返礼品が増加しております。

こうした中、本町では、自然が豊かな地域における宿泊体験や農業体験など返礼品を提供し、ふるさと納税額の増加と本町の魅力発信に取り組んでいるところであります。

こうしたことから、林間学校の開催が可能となった際には、直ちに林間学校を本町のふるさと納税の返礼品として国に申請をして許可がいただけるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員。

○ 1 1 番議員（堀内春美議員）

ぜひですね、敏速によその自治体に後れを取らないようにしっかりとやっていただきたいと思います。
います。以上で質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告 2 番 1 1 番 堀内春美議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて通告 3 番 5 番 深澤一幸議員の一般質問を行います。

5 番 深澤一幸議員。

○ 5 番議員（深澤一幸議員）

それでは通告に基づき、町内体育館の保守点検と安全確保について伺います。簡潔に質問をしてまいりますので、分かりやすい答弁をお願いいたします。町内には指定避難場所として鰐沢小学校、旧中学校、増穂南小学校、増穂小学校、富士川中学校など学校施設の体育館があります。正式な呼称は屋内運動場というようですが、一般的には体育館と呼ばれていますので、以後体育館と呼んでいきます。また、社会体育施設の体育館には中部体育館、五開体育館、平林体育館、ふれあい広域体育館とあり、町内には合わせて 9 つの体育館があります。町内の体育館は、平時においては学校施設および社会体育施設として広く利用されており、災害時には避難場所としての役割を担う重要な公共施設です。近年、全国では体育館のバスケットゴールや高所設備の落下事故が発生しており、また床板の剥離による事故も報告されています。施設の安全管理の重要性が改めて問われております。

こうしたことを踏まえ、町内体育館の保守点検の実施状況および今後の安全確保の取り組み取り組みについて質問をしていきます。体育館はご存知の通り、各種の設備で成り立っております。床、バレーボール、バドミントンの支柱を立てる金具、間仕切りネットや防球ネット、つり下げ式や壁面式のバスケットゴール、舞台の緞帳、天井に取り付けられている照明機器、器具、放送設備等、数多くの設備で体育館が構成されています。さらに、今年度から新たに空調設備を設置される体育館もあります。

そこでお伺いいたします。町内各体育館の設備について、現在どのような保守点検を実施しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。児童生徒及び社会体育などで体育館を利用される皆様の安全を確保するため、消防法や建築基準法などに基づき、消防設備や電気設備は専門業者に委託して保守点検を実施しているところでございます。

バスケットゴールなどの各種設備につきましては、施設責任者であります学校管理者が定期的に対象器具の目視確認および動作確認を行っております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5 番議員（深澤一幸議員）

再質問です。消防設備や電気設備は、それぞれ消防法、電気事業法という法律の下において、定期的な点検や報告することが義務付けられております。この消防設備、電気設備の点検については承知いたしました。

バスケットゴールなどの各種設備は、施設責任者の学校管理者が目視確認、動作確認を行っているとのことですが、点検項目は何項目あるのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。文部科学省が示す学校施設の点検ハンドブックにおきましては、体育館の点検は建物内部の点検という分類で点検項目をとなりますが、町内小中学校の安全点検の例では12項目を点検しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5 番議員（深澤一幸議員）

再質問です。点検の結果については記録として残していると思いますが、記録および管理は適切に行われているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校におきましては、体育館に限らず施設点検を実施しておりまして、記録またそのほかの書類の管理は一元的に管理職によって管理をされているところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5 番議員（深澤一幸議員）

再質問です。施設責任者である学校管理者も定期的に点検をしているとのことですが、その頻度についてお聞きいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。月に1回または月2二回の点検を実施していると伺っております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5 番議員（深澤一幸議員）

わかりました。月に1回、2か月に1回というのは、まさに設備の使用頻度によって違うものだと解釈しました。

再質問です。学校の場合は常に管理者が在籍のため、定期的な点検以外でも目に触れることが多い状況です。そのような学校と違う社会体育施設については、どのように点検を実施しているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど議員の説明にもありましたとおり、平林、中部、五開の旧学校体育館とふれあい広域体育館は社会教育施設となっております。

社会体育施設は週2回、職員が施設点検に巡回することから、その時に目視での点検を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

学校と違い、常に人がいない状況の体育施設であります。巡回以外に施設利用者の声も拾うことも大事ではないでしょうか。

また、目視ということでしたが、目視以外にも学校施設同様動作確認を行うよう希望いたします。

次の質問に移ります。県内では体育館の設備における大きな事故等は幸いにも確認されておりません。近年、全国で体育館のバスケットゴールや高所設備の落下事故、床板の剥離による事故が発生していることについて、町はどのように認識しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。昨年、福岡県北九州市の学校体育館において、経年劣化やメンテナンス不足を原因とするバスケットボードの落下による負傷事故が発生しております。また、令和6年度、東京都足立区の小学校では、体育館床板の剥離に伴う重大な負傷事故が発生してございます。近年の体育館での負傷事故では、学校管理者による点検などを実施している学校においても負傷事故が発生している状況もあり、町といたしましても極めて重大な問題であると認識しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

公の施設で事故が発生することはあってはならないことです。

再質問です。重大な問題と認識しているとの回答ですが、本町においても起こり得るものとして認識をしているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町においても発生する可能性がある問題だと認識をいたしております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

再質問です。事故の未然防止の観点から、現在の点検対象体制で十分であるとお考えでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。これまで教職員や職員が日常点検で行っている点検が未然防止につながると行ってまいりましたが、他県の事故を鑑みますと、従来とは異なる点検方法が必要ではなかろうかと考える時期だと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

ぜひ検討してください。次の質問に移ります。ほとんどの設備は体育館建設時に設置したものだと思います。ここに提示してありますパネルの写真は、増穂小学校の体育館の吊り下げ式のバスケットゴール、また壁面式のバスケットゴールです。吊り下げ式を改めて見上げるとですね、やはり少し恐怖感を覚えるような感じがいたします。

次の質問に移ります。過去において、庁内体育施設における事故の報告はあったのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。町内体育館の各種設備に係る事故の報告につきましては、過去に床板の損傷に伴うすり傷などの報告を受けたことがあり、その際に当該箇所の修繕を行ったという経緯はございます。なお、救急搬送を伴うような重大な事故の報告は受けてございません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

重大事故にならなかったこと、他にですね、報告がなかったことに関してはホッとしました。

次の質問に移ります。庁内の体育館は、平時は学校施設および社会体育施設として利用され、災害時には避難場所として指定されていますが、このことを踏まえた施設の安全確保に

ついて、町の考えを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質問にお答えいたします。学校体育館は、児童生徒との教育活動の場であると同時に、地域住民の重要な避難場所であると認識してございます。

平時災害時の双方で安全かつ円滑に機能するように、空調設備の整備、防災備蓄の充実などに防災交通課と連携を図りながら取り組んでまいります。落下防止などの防止措置につきましては、国の定める学校施設における天井など落下防止の対策のための手引きに準拠し、天井板などの撤去をするなどの対策を図っているところであります。引き続き、災害時においても避難所として安全に機能するよう努めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

再質問です。天井板等の撤去とありますが、体育館の天井板とはどこを指すのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

体育館の天井板というのは、アリーナ部分の天井を指したものでございます。かつて増穂南小学校の体育館の屋根の内側にあった、吸音や断熱効果を見込んだ断熱材が、5年ほど前、何かしらの経年劣化からか頻繁に落ちてきてしまったため、学校と協議の上、断熱材をすべて取り払った経過がございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

そうですね。軽い断熱材であっても、落ちてきた勢いで倒され、頭を強打し、怪我につながることも考えられますので、賢明な対処ではなかったかなと思います。

今回、保守点検と安全確保の取り組みについての質問をしてきましたが、最後の質問になります。今年度、富士川中学校体育館にエアコンが設置され、今までにはなかった設備が増えます。これからの安心安全の確保のためにも、町内各体育館についてバスケットゴールを含む設備の一斉点検を実施する考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えいたします。設備の安全維持というのは最優先事項と認識しております。現在も法令に基づき定期的な安全点検を実施しているところでございますが、議員ご指摘の落下の危険性のあるバスケットボール設備については、設置後長期間経過していることから、専門業者による点検を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

この写真でもわかるとおり、天井にあります。非常に危ないな、危険だなというふうに感じる方も、先ほどと同じように私も述べましたが、方も多いのではないのでしょうか。ぜひよろしく願いいたします。

再質問です。一斉点検を実施する場合は、どのような時期を想定しているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。来年度、当初予算での予算要求を行い、点検を実施してまいりたいと考えているところでございます。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

実施していただけることをぜひお願いいたします。

再質問です。一斉点検の結果を踏まえ、今後の定期点検対象体制の見直し、すみません、ちょっと喉がこうですね、いがらくなっちゃって申し訳ございません。再質問です。一斉点検の結果を踏まえ、今後の定期点検体制の見直し、あるいは撤去などを検討する考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。点検結果を踏まえまして、劣化状況、それから使用頻度、修繕費用および撤去費用などを勘案しまして、次のアクションにつなげてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

深澤一幸議員。

○5番議員（深澤一幸議員）

冒頭にもお話ししましたが、町内の体育館は平時においては学校施設および社会体育施設として利用され、災害時には避難場所として町民の安全を支える施設です。予測不能の自然災害とは違い、計画的に実施することで事故を未然に防ぐことができると考えます。

答弁通り、来年度にはぜひ総点検をお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告3番 5番 深澤一幸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前10時 5分

再開 午前10時15分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

続いて通告4番 6番 小林和良議員の一般質問を行います。

6番 小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

それでは、通告に沿ってですね、大きく2項目の質問をさせていただきます。1項目目は、学校体育館への空調設備設置の考え方について。2項目目は、広域行政の推進に対する考え方について行います。

それでは、1項目目の学校体育館への空調設備設置の考え方についてに入ります。近年、夏の猛暑は年々厳しさを増しております。直近でもですね、もう30度を超える日が、続出しております。学校現場においても、熱中症対策が重要な課題となっています。また、学校体育館は教育活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所として、重要な役割を担う施設でもあります。こうした状況から、国においても、学校施設の防災機能強化や、熱中症対策の観点から、体育館への空調設備設置を強力に推進しており、本町においても富士川中学校体育館への空調設備設置工事が予定され、今後は他校体育館への設備も進められることになっています。

私は体育館への空調設備整備そのものについては必要な施策であると考えています。しかしながらですね、公共施設整備においては、単に設備を設置することだけではなく、それが目的ではなくですね最適な空調環境を構築することが、目的と考えております。どのような性能を目標として整備するのか、また、その性能が適切に発揮されるものであるかの確認をすることが重要であると考えます。議会にはですね、予算の議決や承認だけでなく、事業が当初の目的通り適切に執行されているかを確認し、町民への説明責任を果たしていく責務があります。そのため、議員として、公共施設整備が期待された効果を発揮しているのかを確認していくことも議会に求められる重要な役割と考えております。特に体育館は、一般教室とは異なり、大空間で利用人数や活動内容において、環境条件が大きく変化する施設でもあります。また、避難所としての利用も想定されることから、求められる性能や運用方法について、十分な検討と検証が必要であると考えております。今回の質問では一部技術的な内容にも触れますが、これは町がどのような考え方で設計、整備を進め、その性能をどのように確認し、今後展開予定の施設整備を生かしていくのかを確認するためのものでもあります。

それでは（1）の質問です。学校体育館の設置予定の空調設備について、どのような性能目標を設定し、整備を進めていくのか、考えを伺いたいと思います。これについてはですね、これまで具体的な設計条件や性能目標が十分に明らかになっていない部分がありますので、確認の意味も含めお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回設置予定の空調設備の性能目標は、国土交通省の建築設備設計基準に記載されている内容を参考にし、外部温度を夏35.3度、冬-4.5度の温度条件としてございます。この温度条件をもとに、室内を夏は28度、冬は19度として負荷計算を行い、能力を設定してございます。

こうしたことから、学校教育および避難所としての環境改善のために、性能目標を達成できる適切な設備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

再質問をさせていただきます。ご答弁ではですね、夏期28度これ以下だと思うんですね。28度以下、冬季19度以上を設計条件として能力設定を行っているとのことですが、その温度は体育館内の高さを含むどの場所を想定した温度なのかを伺います。体育館はですね、先ほど申したように非常に大空間になります。天井は10mを超えます。場所や高さによって温度差が生ずることも想定されますので、確認させていただきます。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。想定している部分につきましては、アリーナの床面から高さおよそ1.5mくらいのところを想定した温度となっております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。床面約1.5mの高さを温度条件であるということですね。しかしながらですね、体育館は一般教室と異なり、利用人数や活動内容によって空調負荷も大きく変化する施設であります。そこで次に設計条件への反映について伺います。

（2）の質問ですね。体育館は一般教室と異なる大空間施設ではありますが、利用人数や活動内容、また避難所利用時などを設計条件へどのように反映したのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。富士川中学校体育館におきまして、想定される最大の利用人数や活動内容は、全校集会時の300人程度でございます。

また、避難所利用時では、国際基準である避難所1人当たり3.5㎡の確保を参考に、アリーナの部分で面積を計算いたしますと、262人の収容となっております。

こうしたことから、300人を想定した負荷計算を実施し、屋根、床や壁からの外気温などの要素を勘案した上で設計条件に反映させたところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

再質問ですけれども、ご答弁では300人を想定して負荷計算を行ったと。人数が多いとですね、人間熱を出しますので、その熱量も計算されていると思います。この300人利用した場合においても、設計条件としている夏期28度以下、冬場19度以上の環境を維持できるものと理解してよいのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。先ほど議員ご理解のとおり、その環境を維持できるものと理解してございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。300人利用時においても維持できるという負荷計算されているということで理解いたしました。

そこで再質問ですけれども、体育館はですね、集会や避難所利用だけでなく、体育授業や部活動、これは運動を伴います。活動にも利用されます。そのような利用形態においても設計条件として考慮しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。運動を伴う活動につきましても考慮してございます。体育の授業や部活動などは、そもそもの利用人数が少ないために、活動時の1人当たりの発熱負荷が大きくなっても、300人の集会利用よりも総熱量は少なくなると考えております。それゆえ、集会利用時の300人の想定を考えてございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

設計条件については確認できました。次にですね、設計通りの性能が確保されているかをどのように確認するのか伺いたいと思います。富士川中学校にはすでに設置の工事が承認されておりますので、その場合に完成時の検査の仕方ですね。

（3）に移ります。空調設備設置後、その性能についてはどのような基準に基づき確認および検査を行う考えなのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。体育館の空調設備の設置後における性能の確認および検査につきましては、国土交通省の公共建築設備工事標準仕様書機械設備工事編の基準に基づきまして、電源の起動確認、起動後における適正な温度になるかどうかの確認、および冷暖房の切り替え確認などの検査を行う予定であります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

再質問ですけれども、これ確認です。起動後にですね、適正な温度になるかどうか確認することでありまして、その適正な温度とは何度を示すのか、確認させてください。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。答弁が重なりますけれども、夏期28度以下、冬季は19度以上という設計条件にしております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。それではですね、次に適正な温度の考え方についてはわかりました。次に再質問ですけれども、その適正温度に到達するまでの時間について基準は設けているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回につきましては、特に基準は設けてございません。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

基準は設けていないということですが、実際の運用ではですね。使用開始のどの程度前から空調を起動すべきかを把握しておく必要があると思うんですね。特に学校行事や体育授業、部活動、社会体育などにおいては、利用開始時に適切な室内環境を確保することが求められます。そのため、目標温度に達成、到達するまでのおおよその時間を把握しておくことは重要であると考えます。要は、いつオンしておけばいいのかということなんですね。

そこで再質問ですけれども、完成後の試運転等においてですね。目標温度に達成するまでの時間を測定し、今後の運用方法に反映する考えはあるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘の通り、目標温度に設定するまでのおおよその温度を把握しておくことは大変重要なことと考えてございます。運用といたしましては、実際に使用を始める学校と連携しながら運用方法に加えていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

よろしくお願いいたします。

それでは（４）の質問に入ります。今後ですね、予定されている他校体育館への設計において、今回の中学校体育館の設計内容や検証結果をどのように反映していく考えなのかを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後予定されています他校の体育館などの空調設計につきましても、富士川中学校と同様、教育活動とともに避難所としての防災機能の充実が強く求められております。今回の設計をベースにしながら、他校の条件などを考慮し、最も効果が発揮できる空調設計を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。

次に（５）に移ります。（５）はあの整備後の運用についてですね、聞きたいと思います。空調設備についてですね、学校教育活動および避難所運営において、どのような方法で運用していくのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校教育活動および避難所運営における空調設備につきましては、児童生徒、避難者の熱中症予防などの安全確保に対応できるよう運用してまいります。また、空調温度につきましては、現行の学校での使用規定を準用し、使用開始は室内温度が冷房では28度を超えた場合や、設定温度は冷房では28度とすることなど、適切に空調設備を活用してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○ 6 番議員（小林和良議員）

運用について再質問ですけども、学校の運用基準を基に検討することではありますが、体育館はですね、学校教育活動だけではなく、町民の社会体育や地域活動、さらには避難所としても利用されます。それぞれの利用形態に応じた運用基準をどのように定めるのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。学校での運用基準において、利用状況をまず確認した後、社会体育活動の利用時、また避難所の運用時の運用基準を検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○ 6 番議員（小林和良議員）

運用についての考え方は確認できました。またですね、社会体育等での利用にあたってはですね、利用者負担や料金体系についても考慮が必要になると思います。その点も含めて今後検討をお願いしたいと思います。

次の質問に入ります。次にですね、避難所としての機能を確保する上で重要となる停電時の対応について伺いたいと思います。

（6）の質問ですね。災害時の避難所利用を想定した場合、停電時においても空調設備が継続運転できる体制をどのように確保していく考えなのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質問にお答えいたします。富士川中学校体育館工事に設置する空調設備は、自立運転型ガスヒートポンプエアコンを採用してございます。この自立運転型ガスヒートポンプエアコンを利用することで、停電時であってもガスバルクタンクのガスを利用して空調利用が可能となり、継続運転を確保できるものと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○ 6 番議員（小林和良議員）

わかりました。自立運転型ガスヒートポンプという言葉が出てきました。このヒートエアコンはですね、停電時も自身が発電した電源で、停電時においても継続運転が可能ということのようです。私調べましたら。しかしですね、継続運転を行うには駆動用、要は動かすですね、ためのガス、これ LP ガスが必要になります。そこで再質問ですけども、外部からの供給が断たれた場合においてもですね、どの程度の継続運転が可能なのかを伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質問にお答えいたします。ガスタンクの満量時におきまして、メーカーの提示している燃料消費量から試算いたしますと、継続24時間運転時に14日程度の運転が可能になるものかと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。14日というと結構2週間ですね。2週間は空調ができるということと認識しました。そこで再質問ですけれども、停電時の自立運転、継続運転においても、通常運転時と同等の空調能力を確保できるという考えでよろしいですか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。メーカーの提示している仕様によりまして、議員お見込みのとおり、通常運転時と同等の空調能力の確保が見込めるものと考えてございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。最後になりますけれども、今回の質問を通じて、これまで見えにくかった体育館空調設備の設計条件や性能目標、停電時の運用などについて具体的な考え方を確認することができました。質問は技術的な部分まで及びましたが、当局の丁寧なご答弁に感謝申し上げます。体育館空調は児童生徒の熱中症対策や教育環境の向上だけではなく、災害時における避難所機能の強化という重要な役割も担うものであります。そのため、空調設備は設置したことで終わりではなく、どのような性能を目標とし、その性能が実際に確保されているかを確認しながら運用していくことが重要であると考えます。また、施設設備においては性能目標を明確にし、その達成状況を検証できる仕組みを整えることが、住民への説明責任の観点からも重要であると考えます。先行して整備される富士川中学校体育館は、今後予定されている他校体育館整備に向けた重要なモデルケースとなります。十分な検証を行い、その成果を今後の設計や運用へ確実に反映していただくことを要望し、1の質問を終わります。

次にですね。大きな2の質問に移ります。2はですね、広域行政の推進に対する考え方についてです。広域行政とは、複数の自治体が連携し、それぞれの自治体だけでは対応が難しい行政サービスや事務事業を共同で行う仕組みであります。人口減少や少子高齢化が進む中、専門職員の確保や公共施設の維持、行政サービスが多様化する中で、小規模自治体が単独で対応することが難しくなってきています。そのため、近隣自治体と連携し、それぞれの強みを活かしながら住民サービスを維持していく広域行政の重要性が高まっています。本町にお

いても、消防情報通信などですね、一般事務組合等による広域化が進められていますが、今後どのような分野で広域連携を進めていくのか、その考え、方向性について今回は何うものであります。しかしながら、広域行政と言われても、町民の皆さんにはあまり馴染みがなく、実感しにくい言葉かもしれません。そこで、まず本町で現在行われている広域行政について、パネルを使って簡単に整理したいと思います。これらはですね、現在町が行っている広域行政なんですね。これ整理してあります。上からですね、三郡衛生組合、山梨県市町村総合事務組合、峡南広域行政組合、中巨摩地区広域事務組合、峡南医療センター企業団、山梨県西部広域連合。ご覧のようにですね、町では、し尿処理から電子申請システム、消防緊急業務、データ処理、ゴミ処理、病院事業など、住民生活に密接する様々な分野で既に広域行政が行われています。詳細については、パネルまたはタブレットデータ、お手元の資料をご覧くださいと思います。ここにですね、構成自治体、主な事業内容がまとめてあります。ここで詳細な説明は割愛しますが、これだけ様々な広域行政が行われていることを確認していただければと思います。そこでですね、現在の広域行政の状況を踏まえながら、本町の将来を見据えた今後の広域行政のあり方、考え方について質問してまいります。

(1) 人口減少や少子高齢化、人材不足や財政負担増が進む中、町として広域行政の必要性をどのように認識しているのか、まず伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町では、先ほど議員がおっしゃったように、消防、ごみ処理、病院事業など様々な課題を一部事務組合となっておりますが、広域行政組合、甲府市を中心といたしました。県央ネット山梨などといった、広域的なネットワークを形成いたしまして効率的な行財政運営を行っているところであります。

こうした中、昨今の人口減少や少子高齢化により、財政基盤の縮小や、公共施設の維持管理費用の増大などによりまして、単一自治体を維持していくことが、困難になるということが想定をされるところでございます。

こうしたことから、今後は、既存の広域行政組合との連携をより強化するとともに先進自治体の状況を調査し、町にとって望ましい広域連携を模索してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

ちょっと再度確認させていただきたいと思います。再質問です。

答弁ではですね、様々な要因により単一自治体を維持していくことが困難になることが想定できるとのことですが、町が考える単一自治体を維持していくことが困難になるとは、具体的にはどのような状況を想定しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。昨今の人口減少や、少子高齢化によります財政基盤の縮小、公共施設の維持管理費の増大、担い手不足など、様々な要因がありまして、単町で行っている町民サービスを維持していくことが困難になってくる恐れがあることが考えられております。

こうしたことから、広域行政で対応できる業務につきましては、必要に応じて連携を図っていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

困難になる状況についてはわかりました。

次に再質問ですけれども、さらに望ましい広域連携を研究するとの答弁ですけれども、広域連携は手段であって目的ではないと考えています。町として最終的に何を実現するために広域連携を進めるのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。単一自治体では、困難な案件につきましても、広域的であれば継続的にサービスが提供できるものと考えておるところでございます。

このことを実現するためには、どのような連携が必要であるか、そちらにつきましては、今後研究してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。目的が将来にわたる住民サービスの提供の維持ということがわかりました。それでは具体的な取り組みについて伺いたいと思います。

（2）の質問です。今後、本町として新たに広域化や近隣自治体との共同化を検討する行政分野があるのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

現在新たにですね、早川町と災害時の相互応援、広域的観光ルートの構築、イベントの相互協力、人材育成の共有などについて、包括連携に向けた協議を進めているところであります。これらのことを進める上で、町民サービスの質の維持や向上が図られ、地域の特性を生かした連携に取り組み、持続可能なまちづくりが進められるよう進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

町長からのご答弁で、もう既に協議中であるということのようですので、これダブるかもしれないけれども、お答えの中でもしもう町長おっしゃられたかもしれませんが、具体的には例えばどのような、行政分野について、どの段階まで進んでいるのか、もしお話しできる範囲で聞きたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。早川町との本格包括連携協定ということですが、先ほど町長が答弁いたしましたとおり、防災、減災の強化および、災害時の相互応援、また、観光振興および地域ブランドの構築、地域産業の活性化や地産地消の推進で、子育てや教育、文化、福祉の充実、それと町民の交流ですね。関係人口の拡大、行政事務の効率化やDX化の推進ということで、今後、具体的な協議を進める段階まで来ているという状況でございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。いよいよあの広域連携で、住民サービスの維持を図るというお考えはわかりました。

それでは（3）に移ります。広域化を進める上で、行政サービスの維持や住民負担などの課題をどのように認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。広域行政は組織が大きくなることで、富士川町の特有の地域性や住民ニーズに目が届きにくくなるのが想定されるものでございます。

このため、広域化を推進する上では、慎重に検討を重ね、十分な準備を行いながら、身近な行政サービスの質を低下させないための体制づくりが重要であると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。次にですね、住民負担の観点から伺います。再質問です。広域化を進めることによって、住民負担はですね、どのような課題があると認識しているのか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。広域化によりまして、窓口や施設の統廃合による地理

的負担、また、きめ細やかなサービスの低下、住民参加の機会の減少、また、各自治体で行ってありました使用料や手数料などの負担が増加する可能性があるなどといった課題があると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

課題認識についてはわかりました。それでは次にですね、次の質問に入ります。

次の質問は単独でですね維持すべき行政サービスと広域で進めるべき分野について伺いたいと思います。

（４）です。町として単独で維持すべき行政サービスと広域で進めるべき行政分野をどのように整理し、今後のまちづくりに進めていく考えなのかを伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。人口減少や少子高齢化、行政事務の増加など、厳しい現実を直視いたしまして、戦略的なまちづくりを進めていく必要があると考えておるところでございます。

こうした中、地域の実情に応じて行う自治事務などの町が単独でサービスを維持する。失礼しました。自治事務など、町が単独でサービスを維持する必要があります。

こうしたことから、単町での運営が難しい分野につきましては、広域行政を広域、効率的に活用いたしまして、経営の効率化と機能の強化に努めていく必要があると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。そこで再質問ですけれども、町として単町での運営が難しい、厳しい、難しい分野とは具体的にどのような分野を想定しているのか、その理由も含め伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。現在も広域行政で対応している分野もございますが、ゴミ処理や下水道事業、消防救急業務、医療福祉サービスなど、広域的な課題やスケールメリットが想定される事務など、様々な分野を想定されております。

その理由といたしまして、複数の自治体の共同処理により、施設の整備や運営費が按分されること、また、人員確保と設備装備の充実が図られてまいることなど、高度な医療や、福祉の機能が確保されることなどが挙げられると考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。

それでは次の（５）の質問に移ります。広域行政を進める中で、住民サービスの維持および地域特性への対応についてどのように考えているのか、お考えを伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。広域行政を進めていく上で、効率のみを追求した結果、住民サービスが低下することや富士川町らしさが失われることは回避しなければならない案件だと考えております。

こうしたことから、広域化につきましては、そのメリットを生かしつつも、これまで行ってまいりましたきめ細かい対応を最優先にしていき、安心と利便性が両立した行政サービスが提供できるような広域行政施策を研究してまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

わかりました。一つ質問させてください。再質問です。町として考える町の特性とは、具体的にはどのようなことをものなのか伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

富士川町らしさということでございますが、先人が守り、作り上げてきた伝統文化、豊かな自然と美しい景観に包まれ、人と人との結びつきが強い町であると私は考えております。これが富士川町の特性であるということは、皆様方もご承知かと思います。広域行政を進める上では、本町が行っております、きめ細かな町民サービスを維持することは、これらの協議を進める上では、不可欠であるということは、考えておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

きめ細かな住民サービスを大切にしていくという考え方はわかりました。今回の答弁からですね、町としても広域行政の必要性を認識し、将来を目指した検討をしていることがわかりました。今後、人口減少や少子高齢化が進む中において、行政サービスに求められる役割はますます大きくなり、単独自治体での対応が難しくなる分野も増えていくものと考えます。このような状況を踏まえると、広域行政や広域連携は今後避けて通ることができない課題の一つであると考えます。しかしながら、広域行政はあくまでも課題を解決するための手段で

あり、目的ではありません。最も重要なのは、将来にわたり住民サービスを維持し、町民が安心して暮らせる環境を確保することです。その視点を大切にしながら、広域連携と富士川町らしいまちづくりの両立を図っていただきたいと思います。また、議会としても行政と問題意識を共有しながら、将来のまちづくりについて共に考え、必要な提言を行ってまいりたいと考えます。以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告４番　６番　小林和良議員の一般質問を終わります。
ここで暫時休憩します。

休憩　　午前１０時５９分

再開　　午前１１時１０分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

続いて通告５番　４番　宇田川朱恵議員の一般質問を行います。

４番　宇田川朱恵議員。

○４番議員（宇田川朱恵議員）

それでは一般質問の方させていただきます。今回は大きく２つの一般質問になります。１つ目は自死対策についてとなります。一般ではですね、自殺対策と言いますが、昨今では殺という言葉よりも自死という言葉を使うという傾向もあるということです。今回は自死対策と書かせていただきました。２００６年に自殺対策基本法が成立しまして、自死が社会問題と捉える、捉えられるようになりました。我が町でも第３次総合計画に明記され、自殺対策の計画が策定されております。富士川町の自死の割合は、私が厚労省のホームページから調べましたところ、大体２人、多い年で３名ぐらいの方が自死で亡くなっておられます。秋田県やまた名古屋市など、若年層の自死、また秋田県は高齢者の自死ですが、取り組みが有名なところでありますけれども、自治体が取り組んだことで自死が大きく減少したというケースも多く報告されておまして、自死が個人の問題ではなく、社会で対応が可能な問題であることも明らかになっております。自死ゼロを目指すことを大きく掲げることの必要性も言われております。しかしながら、自死への取り組みは非常に原因が多岐にわたっておりまして、町の庁舎内のみで行うことは、人的資源や予算面を考えても非常に困難な課題となっております。

そこで（１）の質問となります。地域で温かく見守り合える環境を作るため、現在町で行っているゲートキーパー養成研修は非常に有効だと考えますし、拡充していくことがさらに必要だと考えますが、町はどのように拡充していく考えかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。町では自殺対策としまして、周囲の方の気づきが重要と考えております。命の門番と言われているゲートキーパーの養成研修会を毎年実施しているところであります。今後も地域の見守り活動に関わる関係機関を対象に養成研修会を実施していく予定でおります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

再質問になります。現在も行われているということですが、現在はどのような団体にゲートキーパーの養成研修を行っているのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。ゲートキーパーの役割としましては、気づき、声かけ、傾聴、つなぎ、見守りが挙げられているため、地域の中で活動を行っております民生児童委員や愛育会、役場職員などを対象に実施してきたところでございます。また、昨年度は若年層にも視野に入れ、富士川中学校の教職員を対象に実施をしたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

再質問になりますけれども、児童民生委員さん、非常に重要なお立場にある方だと思います。しかしながら、交代されることもありますし、愛育会の皆さんも学校の先生方もそれぞれ変わっていくということで、その方たちに、もちろん何度も研修をされていくことかと思えますけれども、拡充という意味で新たに。もしどのような団体をお考えであれば、どのような団体にかかお考えはありますでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。これまでゲートキーパーの研修会を実施してきました各種団体につきましては、繰り返しの実施を計画していきたいと考えております。また、新たに自殺の要因としては、職場の人間関係や職場の重責など、不安やストレスも挙げられておりますので、今後の養成研修会の講座の対象としましては、民間の企業ですとか、地域の各種団体にも広げていければと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

大変大切な取り組みだと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

次に、(2)の方の質問に移らせていただきます。身近に自死をした人がいる環境は、いない人よりも自死をしやすくなるという結果があります。これはですね、有名人が自死をした後は非常に自死が増えると言われていることから分かりやすいと思います。残された家族が孤立せずに悩みや死にたい気持ちを相談できる場が必要と言われております。町では、このような取り組みにどのように町ではどのように取り組んでいくお考えかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。現在、自死遺族の把握方法はなく、遺族への支援はタイムリーに行えていない状況にあります。

そのような中、町では不安を持つ自死遺族の方が必要な相談につながりやすいように、役場窓口にリーフレットを設置したり、町のこころの相談会の案内記事を広報紙で周知し、支援につなげております。今後も関係機関と連携しながら、心に不安を持つ方への支援を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

再質問になりますけれども、あの先ほどおっしゃいましたように、個人情報の保護の観点があるとは思いますが、もしそういった事実が分かった場合ですね、庁舎内や関係機関、時には学校などとの教育機関との連携はされるのでしょうか。お願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。ただいま議員の方からお話がありましたように、自死遺族の方ですとか、そのような心配を持つ方がいらっしゃった場合には、関係機関、学校やその他の機関と連絡を取り合いながら連携して支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

グリーフケアといいまして、自死に限らず事故などで子どもさんを亡くされた、また大切な人を亡くされた方にも非常に有効なケアというものが最近話題になっております。これからの分野でもあると思いますので、またぜひ研究をして、町の方でも進めていっていただきたいと思います。

次に、(3)になります。全国的に増加をしている若年層の自死についてになります。富士川町では令和3年以降は見られませんが、令和3年に確かお二人くらいの方が自死をされております。しかしながらですね、現在でも近隣市町村では若年層の自死がないということではなく、全国的な統計を見ても都市部のみに見られる現象でもありません。対策はしっかり考

えていくべきと思います。若年層の対策は、自死に限らず、対人と対人支援に関しては SNS が今必須となっております。山梨県も夜の SNS 相談が非常に増加しているということが公表されております。また、SNS に本人自身の相談ではなくて、友人が悩んでいるというような相談が寄せられるということもあります。富士川町でも SNS などを使った相談窓口の開設について伺いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。自殺対策の相談窓口につきましては、電話相談が主な手段となっておりますが、若年層の方にとっては日常的に使用している SNS の方が相談しやすいとの話も聞いております。しかし、SNS などを使った相談窓口は専門性も高く、十分な対応が困難なため、現在町では相談窓口の開設は行わず、厚生労働省や山梨県で実施しております相談窓口の周知活動を行っているところであります。

このようなことから、引き続き県や他市町と情報を共有しながら、関係する相談窓口につなげられるように周知してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

再質問になります。山梨県などでも委託というような形で専門の方をお願いをしている全国的にもやはり委託という形が多いとは聞いております。なかなかこの小さな富士川町では難しいということは、私も重々承知いたしますけれども。

再質問になりますけれども、県の相談窓口や国の相談窓口に相談があった場合、町との連携についてはされているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。これまでのところ、具体的な相談の情報の提供はありませんでした。今後、必要に応じて県などでは連絡が来ることもあるかと思いますが、そういった場合には町の方でも対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

今のところはないけれども、県や国と連携ができる体制は取れているということで了承いたしました。富士川町は自死の数も実際少ないですけれども、小さい町地域だからこそ自死の影響も非常に大きいと考えます。一つの自死が地域に非常に大きな影響をもたらすと考えられます。樋口議員の一般質問にありましたけれども、地域の在り方ともつながりますが、温かいお互いに支え合える地域を持続していくためにも、できることからぜひしていただきたいと考えます。以上で大きい 1 の質問を終わります。

次に大きい2番の方の質問に移ります。子供の意見を聞き、政策に反映していく取り組みは、2022年度に東京都や滋賀県、あとその他に14自治体ほどが先進自治体として調査公表をされております。近年策定されましたこども基本法でも、こども施策の策定、実施、評価をする際は子供の意見を聞くことを義務付けたため、現在では多くの市町村、県で広がりを見せております。今回の質問では、生涯学習について、子供若者世代の意見を聞くということについて質問をさせていただきます。生涯学習における子供若者世代の声を聞く意義として、先ほど述べたように、子供の意見表明権のほかにも、子供が生まれた場所により引き起こされる体験格差の解消、地域社会や町政への参加意識の育成、地域や町への愛着形成、また学校以外の居場所の確保など多岐が挙げられます。まずそのためには、子供がどのようなものを欲しているのか、子供の声を聞くこと、調査が必要だと考えます。

(1)の質問になりますが、子供若者世代の興味関心を把握するための調査の実施について、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。現在、生涯学習課で実施する講座等につきましては、子供若者世代の興味関心を把握するための調査はしておりませんが、子供若者世代のニーズを把握することは、生涯学習施策や教育環境の充実を図る上で重要であると考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

重要であるということなのですけれども、実際に再質問になりますけれども、このような調査を実施していくのかどうかというところをもう一度お聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。先ほど答弁させていただいたとおり、子供若者世代のニーズを把握することということは、生涯学習施策の充実を図る上で重要であると考えておりますので、子供若者世代の意見が反映できる調査の方法について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

研究をしていくということで、やはり町では予算もありますし、人的な資源もありますので、なかなか大掛かりなものであったりとかは難しいのかとも思いますけれども、実際に簡単な調査でありましたら、図書館に来た子供たちに興味関心があることにこう丸のシールを

貼ってもらうですとか、学校と協力して、アンケートのようなものをちょっと書いていただいて、それを下駄箱に無記名で入れていただく等が考えられると思いますけれども、今の段階では、再質問になりますけれども、どのような研究をするとお考えなのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。先ほど議員からの意見にもあった通り、予算、時間、それから労力をかけず効率的に調査が可能か、そういったところを研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

わかりました。

では、（2）の質問に移らせていただきます。子供若者世代の興味があるということは、全国の調査でも大人世代とかなり異なることがわかっております。高校生以上ですね。特にこれ女子生徒なんですけれども、であれば韓国語教室、小中学生であればお菓子作り、特にアイシングクッキー作りなど、こども議会でもありましたけれども、プログラミング教室ですとか、ヒップホップダンス、あとスケボー、またギターなども非常にニーズがあると聞いております。1の調査をした上になるとは思いますけれども、子供若者の意見を反映した生涯学習講座が開催できないか伺いたいいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。現在、生涯学習課では子供向けの講座として伝統文化、子供教室、ポスター教室、陸上教室などを開催しております。また、世代を問わない講座としてバルーンアート教室、着付け教室、クラフト、クラフトテープ教室などを開催しておりますが、若者世代の応募、それから参加が少ないという状況でございます。

こうしたことから、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、まずは子供若者世代の意見を反映できる調査の方法について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

再質問になりますけれども、伝統文化、陸上、バルーンアート、着付けなど、非常にこれはこれで非常に素晴らしい講座だと私も認識しております。

ここに若い方たちが少ないということについて、再質問になりますけれども、生涯学習課ではどのように考えているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。先ほど議員の意見の中にあった通り、若い世代の情報が少なかったりですとか、そういった若者を中心とした講座が少ないといったところが原因かと思っておりますので、まずは先ほど答弁させていただいた通り、調査方法等について研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

では、（3）の方の質問に移らせていただきます。

先ほどですね、ちょっと考えていただけるということでしたけれども、町の規模でたくさんの教室をやるということは、先ほどもおっしゃってございましたように、予算の規模、人的規模でなかなか難しいということもあると思います。富士川町内だけでも、生涯学習課が主催の講座だけではなくですね、まずほ文化ホールや社会福祉協議会、社協など、様々な子供向けのプログラムが実施されております。東京都の子どもホームページというものがあるんですけども、こちらでは子ども向けのイベントが一覧となっておりまして、非常に見やすくなっております。町、県、民間の講座を網羅した学びのパンフレットを作れないかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。現在、町主催の講座につきましては、町の広報、ホームページ、LINEなどを活用して周知を行っているところでございます。また、山梨県主催の講座に関しましても、町のホームページから山梨県生涯学習支援センターのホームページが閲覧できるようにリンクを設定しておりまして、講座情報の確認ができる体制を整えております。また一方、民間の講座につきましては、開催状況の把握が困難であること、情報を最新に保つための継続的な更新体制の構築が必要となってくることなど、実現に向けた課題もございます。

こうしたことから、パンフレットの作成については考えておりませんが、既存の情報発信手段をより効果的に活用し、多様な学習機会にアクセスしやすい環境づくり、こちらを目指してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

先ほどおっしゃってございましたように、既存のものを利用してということは、多分ホームページのことではないかと私は推測したんですけども、こちらでリンクなどを貼っているというお話でしたけれども、やはり参加する、特にお子さんに関しましては、主催がどこか

ということはやはりあまり関係はなくて、いかにして自分の行きたい講座が発見できるかということが非常に大切になってくるかと思います。その上で、先ほどおっしゃったように、今ある既存のものを利用して、参加者ファーストで見やすいようなものを作れないか、再質問でお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。先ほども答弁させていただいたとおり、より良い環境づくりを進めていきたいと答弁をさせていただきましたけども、例えばポータルサイトのようなページを作ることは非常に労力がかかってくるかと思うので、今の情報をいかにしてつなげていくかというようなところを注視しながら、環境づくりを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

はい、わかりました。

では次、（4）の方の質問になります。（4）と（5）は町立図書館の質問になります。町立図書館は学習に訪れている方が多いんですけれども、非常に中高生が多くて、児童館もありますけれども、私、町内の施設の中では非常に若い方、あとお子さんがたくさん訪れる施設ではないかと思っております。しかしながら、学習にやはり訪れる方が多くて、なかなか本に手を取っていただくということが少ないのではないかと考えます。

（4）の質問になりますけれども、図書館で選書会議を行っているかと思っておりますけれども、ぜひその中に若者世代、高校生から大学生ぐらいの方たちに入っていて、若者世代による選書会議を開催することで、若い方たちも本に手を取る機会が増えてくるかと思っております。そのような理由で若者世代による選書会議が開催できないかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。現在、町立図書館の選書につきましては、限られた予算の中で幅広いニーズに応えるため、専門的な知識を持った司書が総合的に判断し、実施をしております。

こうした中、若者世代による選書会議を開催することは、利用率の低い若者世代の来館につながることや、図書館をより身近に感じてもらうきっかけとして非常に有意義であると考えております。

こうしたことから、まずは選書、選書の体験ができるワークショップの開催について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

ワークショップを開催していただけるということで、選書会議となりますと非常に敷居が高くなりますので、素晴らしいアイデアだなと今聞いていて思いました。

再質問になりますけれども、こちらのワークショップ、どのような形を想定していらっしゃるのか、もし少し具体的に決まっている点がありましたらお答えをお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。ワークショップの具体的な内容につきましては、これから検討していくこととなりますが、先ほど来、若者世代というお話が出ていますので、大学生を中心としたメンバーが組めるかどうか、日程的にどういった日程だったらできるかどうか、そういったところから、検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

大変楽しみにしております。ぜひお願いしたいと思います。

では、（5）の質問になります。以前ですね、夏休みだったかと思いますが、中学生の生徒さんたちが、司書を体験したのか、生徒さんたちが自分の推薦本をポップに書いて、町立図書館の棚に置かれているのを見ました。私以外の大人も非常にこう興味を持って、見ていらっしゃるしまして、世代間もつなぐ素晴らしい取り組みだと感じました。

ここで、質問になりますけれども、このような子供、若者世代の推薦本を紹介するコーナーを定期的に作れないかお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。町立図書館につきましては、昨年10月から推し本コーナーの常設展示を行っております。この推し本コーナーとは、お気に入りの本と紹介文を募集し、それを展示、貸し出しているもので、年齢を問わず募集を行っております。今後は推し本募集の周知に努めるとともに、募集用紙に年齢を記載してもらうことで、年代別のおすすめ本の紹介ができるよう展示を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

ありがとうございます。こちらですね、年代別に推し本コーナーを作ってくださいということなんですけれども、現在ですね、ヤングアダルト、若者世代の方たちが手に取るコーナーがですね、少しこう、角と言いますか、ちょっと奥まったところにあるかと思えます。やはりこう学習に来られる方も少し、向きを変えないと、見づらいというところもありますの

で、ぜひ、推し本コーナーの方は、まあそういった、場所についても配慮して、飾っていただければと思っております。先ほども、申しましたけれども、2023年3月の内閣府の調査では、2都道府県と14自治体が子供の声を聞いている自治体として紹介されておりましたが、現在はですね、この数非常に増えておりまして、子供の権利条例を制定している自治体も非常に現在増えております。山梨県ではですね、現在韮崎市が、先進自治体として、取り組みを始めておると言いますか、現在も取り組んでいる状況です。子供、若者に、やはりこの街にずっと住んでもらいたい、愛着を持ってもらいたいと思うのであれば、やはりまずは、その世代の声を聞いて、政策にもう反映していくことは、必須と考えます。今回は、まあ生涯学習分野について質問をさせていただきましたが、子供に関する政策を実施する際は、ぜひ子供、若者世代の意見をぜひ聴取してもらいたいと考えております。

これで私の一般質問を終了いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告5番 4番 宇田川朱恵議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

なお、再開は午後1時からとします。

休憩 午前11時42分

再開 午後 1時00分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

続いて通告6番 1番 安岡桃子議員の一般質問を行います。

1番 安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

人生初の一般質問ということで、とても緊張しておりますが、よろしくお願いいたします。私の発言は30分、自分の発言の時間で30分の累計で計られて、あちらのカウンターでカウントされております。丁寧に分かりやすく、早口にならないようにやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

通告通り質問させていただきます。大きい1番です。地域防災計画に関する町民への新たな周知の形について伺います。1週間ほど前にですね、台風6号が日本列島を通過する形がありまして、私事ですけれども、娘息子たち、沖縄や高知、神戸など大学などで行っておりまして、全国の災害に関してすごく注目度が自分の中で上がっております。沖縄の方ではですね、軽傷者も20名ほど出ております。四国、九州でも床下浸水などの被害も報告されております。気象のニュースなどを見られた方はお気づきだと思いますけれども、水害や土砂災害に関する避難指示の判断基準の区分が、令和7年7月に施行されました政府の防災基本計画が反映された内容に変更されておりました。2時間ほどかかる方の避難、1時間ほどかかる方の避難の区分が細かく細分化されて、災害の種類によっても細かくなっております。こちらの内容についてはですね、町のハザードマップへも内容の変更が予算を取られて進められているということですので、新たなものが印刷されるのを待ちたいと思っています。新

たな基本計画にはですね、能登半島地震の教訓ですとか、南海トラフに関する内容が盛り込まれた政府の防災基本計画になっています。それに伴ってですね、県や町も地域防災計画というものを改定することになります。富士川町もですね、改定案を出した上で、今年の2月に町民に広く意見を取る公募、いわゆるパブリックコメントを募集していますが、町の広報紙にはページを割いて、そのパブリックコメントをやりますということを載せているんですけども、残念ながら提出は0件ということでした。以前にも一般質問ではパブリックコメントに関する質問議員がしていますが、町民にとって実際の生活にどんな影響があるのかみたいな視点がちょっと不足しているのかなというふうに感じました。私もこの地域防災計画を読んで見ているんですが、A4で540ページほどになります。内容もですね、災害の種類によっても違います。一般の災害、地震でも細分化されていますし、例えば防災訓練の内容もものすごく詳細に書かれていますし、あと公費で何を負担するかみたいな内容も含まれていますし、災害時の組織編成なんかも細かく書かれているんですね。これは県の担当部分であるとか、町の担当部分であるとかが混在すごくされていて、内容が実際に町民一人一人が有事の際にどう行動して、どんなことを重視していけばいいのかっていうのを読み解くのは非常に困難な内容ではないかなと感じました。現在、地域防災計画は町のホームページ上で見るができるんですけども、このページ数を見た段階で、どのぐらいの人がこれを自分事として読み込もうかなというふうに思うのかしらというところがちょっと疑問になるところです。でも、せっかく作った地域防災計画をですね、うまく町民に周知されていないような現状に対応するために、町として何か新たな周知方法があるのかを伺います。お願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。地域防災計画の周知につきましては、町民が避難行動を判断する際に必要となる情報が含まれており、これらをわかりやすく示すことが重要であると考えております。町では、周知の方法として町ホームページに全文を公開し、必要な情報を確認していただけるよう努めております。

こうした中、昨年度末に地域防災計画の見直しを行い、現在ホームページにおいて公開しているところであります。なお、地域防災計画につきましては、町の防災対策の基本であり、情報量が非常に多く多岐にわたることから、町の皆様に対し、より重要な情報をわかりやすく整理してお示しできるよう調査研究してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

ありがとうございます。ホームページ上でとりあえず載せていると。さらには新たにわかりやすく周知できるような研究をされているということです。私のちょっと調べた内容で、北海道大学の名誉教授であり、山梨大学在任中に県全域で地形や地質について調査研究されていた平川一臣先生のお話の中でですね、防災計画は本来とてもパーソナルなものであるべ

きだということがありました。同じ町内であってもですね、住んでいる場所の地形や災害リスク、あと家族構成、高齢者や要支援者の有無、さらには日中の行動範囲などによって取るべき備えや避難行動はとても大きく異なってくることになるんですね。その意味では、地域防災計画を単に行政の計画として周知するだけではなく、町民一人一人が自分や家族に関係する情報、例えば自宅周辺の危険箇所、家族との連絡方法、そういった自分の場合はどうするのかというようなことを考えられるような形にしていくことが重要ではないかと考えます。計画そのものをすべて読んでもらうことには、先ほども申し上げましたが、限界がありますので、地域防災計画の内容のうち、課長も仰っていただきましたが、町民生活に直結する部分を抜粋しながら、家族や自治会とか組、班とかで話し合いながら書き込むことで完成するような、現状のハザードマップとはちょっと別の形の形式のマイ防災計画ノートのようなものを作成する考えはないでしょうか。

地域防災計画をですね、町民一人一人の行動計画へ落とし込むということは、新たな周知の方法としてとても有効だと考えますが、町の見解を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

その前に安岡議員、通告の質問事項か再質問かを明確に最初に言っていただけたらわかりやすいかと思いますので。

○1番議員（安岡桃子議員）

すいません。再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。本町では現在、ハザードマップという土砂災害浸水想定地域を想定したマップを皆様に周知しており、この中にはマイタイムラインという避難に関わる個別の避難方法が記載できるものがあります。こうしたものは大変有効に活用できると思います。また、議員さんが先ほど言われたとおり、そういった自分がこういう災害があったときに、どういった方法で避難するかということを考えるノート形式のものも非常に有効であると考えております。

こうしたことから、今後そういったものについて調査研究して取り入れられるか検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

検討していただけると、とても町民にとっては有効なものになると思われます。一人一人がですね、個人の防災ノートみたいなものを持つことがもし可能になったらですね、これは富士川町としては大きな財産になるのではないかと考えております。ぜひこの計画を実行できればなとも思っております。

2番の大きい2番の方へ移りたいと思います。防災訓練のあり方についてです。現在、防災訓練はですね、町からの防災訓練の推進内容、こういうことをやってくださいというよう

なことに沿って、各区や組単位で行っているのが現状です。地域によってですね、高齢者が多い地域や小さいお子さんやファミリー層が多い地域も様々です。地域によって全くやり方が異なるということが、私が聞き取りに行った内容によってわかりました。結構趣向を凝らした内容をやっていたりとかですね、リアルな有事の際を想定した内容もありました。消防機器の点検ですとか、備蓄の確保の仕方も本当に様々でした。自主防災チームですとか消防団などの活躍で成り立っているという地域も多いなというふうに感じております。ですが、その一方でですね、毎年同じ内容を繰り返してやるようなマンネリ化ですとか、実際のリアル状況にはあまり沿っていない内容だったという内容についての課題が一つあります。また、組の行事の中では、草刈りに関しては参加しないと周りの方に迷惑がかかるみたいなことで参加をするということにしている家庭でも、防災訓練に関しては自分が出なくても問題はないという認識の行事の一つにちょっととなっているようなことを聞き取りの中で感じました。さらにはですね、これは組の質問の中にもありましたけれども、これは組のコミュニティのあり方にも関わってくるのですが、そもそも組に属さないという世帯が増加傾向にあると。さらには属しているけれども、一番防災避難訓練が必要だと思われる高齢世帯ですとか、独居世帯ですとかは、そういう組の行事だと、えらいのでは参加できませんというふうになっているような、この不参加の課題というののがかなり多く聞き取りの中で上がってきました。こういう町として、こういった課題の認識はどの程度されているのかを伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。各区や組の防災訓練については、地域の実情を踏まえ、各区や組で日程や訓練内容について決定していただいております、町の総合防災訓練の日とは別の日に実施する区もあります。

こうしたことから、町では区や組における自主的な防災訓練を支援するため、シェイクアウト訓練や黄色いハンカチなど訓練方法を提示し、実施内容を支援しているところであります。

こうした中、各区や組では主体的に実施する防災訓練のお知らせを回覧や放送などを使用し、より多くの方の参加を呼びかけております。しかし、当日に都合が合わない方など、様々な事情で地域の防災訓練に参加できない方が一定数いることから、こうした方への対応が課題であると考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

課題はあるということで、再質問になるのになります。対応策みたいなものは、今考えているという段階だということですが。何か抜本的な何かは、課の中で考えたりは今現時点ではされているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町としては、本年度より各地区の防災訓練の日程をホームページで公開し、広く町の皆様にお知らせすることを考えております。なお、今後も先進的な取り組みが行われている自治体などの事例を調査研究し、本町の実情に合った効果的な方法を模索していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

ありがとうございます。広報に載せるっていうのはとてもあの画期的じゃないかと思います。他の地区のことをどんなふうに行っているかということも知れたりするのかなというふうにも思いました。

（2）番に行きます。町と地域が共同で行う総合防災訓練の現状について伺います。私は移住してきて11年になるんですけれども、聞き取りの中で全く知らなかった情報がありました。過去にですね、町全体で行う総合防災訓練というものがあったということです。区が年ごとに輪番で内容を担当して、イベントのようなものをしていたというお話がありました。中には救助のヘリコプターを要請したりとかして、実際にこの救助の吊りをやったような年もあったよというようなお話も聞きましたし、規模はかなり大きかったのかなというふうに想像ができました。町民全体で参加型ということで、総合防災訓練をやっていた経緯ですとか内容ですとか、またやらなくなった時期やきっかけなど、町が現状で把握していることを教えていただきたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。町では毎年防災訓練の日に地域との連携を図るため、区と町の間で無線機を活用した情報通信訓練を実施しております。さらに、昨年度は鯉沢警察署の協力をいただき、穂積区と町、警察の3者による土砂災害時の孤立集落の救助を想定し、警察ヘリコプターを活用した救助訓練や避難誘導訓練、物資輸送訓練を実施したところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

再質問です。無線機のお話、1日にやる、毎月1日にやる無線機の連絡ですかね。区長さんですとかがやるやつを私もやったことがあります。昨年度の穂積区のお話はですね、ちょっと運動会と重なってしまったこともあって、全体で参加するということではできなかったと記憶しております。その昔の大きい総合防災訓練に関する内容ですとか、やらなくなった経緯みたいなことは町の方では把握していないのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。過去には総合防災訓練の日に合わせて、区と町で共同の防災訓練を実施していた経緯がありますが、合併後、区の活動のあり方の違いから実施していない状況であります。

しかしながら、大規模災害を想定すると、地域と共同による防災訓練は重要であると考えておりますので、今後地域と協議する中で可能かどうかを探っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

わかりました。現状はそういうことだということで、いずれもし再開できるようなことがあればすごいなというふうに思います。有意義なことであると。

3番の方に移らせていただきたいと思います。今の町の現状に沿った町と地域が共同で行う新しい形の防災訓練について伺います。地域をどう維持していくかというよりも、地域で何をしていくかということが、今後ますます重要になってくるのではないかなというふうに感じています。防災訓練を単なる義務的な行事ではなく、多世代が関わり、地域のつながりを再確認できる場というか、そういう手段として考えていく必要がこれからはあるのではないのでしょうか。大規模な防災訓練をやっていたという経験を生かして、今後また再開できるようなことがあれば、本当に素晴らしいことだとは思いますが、大きな取り組みだけではなくてですね、例えば区をまたいで町民同士が個別の地域課題を共有する場ですとか、町内にいらっしゃる26名いらしゃると聞きました。防災リーダーの方々が学んできたことを発表するような機会ですとか、災害時の子供の心と居場所サポートの研修などというような、小規模であっても防災を身近に感じられるような取り組みを始めることもできるのではないかなと思います。

まずは町主催で防災に関する学びや交流の場を開催していくということは可能でしょうか。町の見解を伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

（3）の通告の質問でよろしいんですね。ちょっとお話聞いているとちょっとずれたかなと思ったんですけども、よろしいですね。

○1番議員（安岡桃子議員）

（3）の新しい防災訓練について。

○議長（鮫田洋平議長）

実施についてでいいですね。

○1番議員（安岡桃子議員）

はい。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。地域の防災訓練については、地域の実情を踏まえ、自主的な企画運営を行い、実施していただけるよう町としても支援してまいりました。こうした地域で自主的に行う防災訓練も重要であります、大規模災害においては、地域と町、災害対策に関わる機関が共同で行う訓練が効果的であると考えております。

こうしたことから、昨年度は穂積地区と警察、町の三者による土砂災害を想定した訓練を実施しました。

こうした取り組みは今後も重要であると考えておりますので、町としても共同による防災訓練を実施できるよう検討してまいりたいと考えております。以上でございます

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

すいません。防災訓練というふうな括りになってしまうと、ちょっとずれたかなと今思いましたけれども、防災訓練という大きな括りの中で防災を意識していくというような内容のものを継続してやっていくということの重要性を私は言いたかったですね。

再質問ですけれども、こういう防災訓練というか、防災を意識した試みを特に災害に関しては言えることだと思うんですけれども、単発で終わらせることなく、継続してシリーズのように開催していくっていうことは、記憶にとどめていくという作業ですごく重要になってくると思いますが、継続してやっていくというようなことに関して、町の考えはいかがでしょうか。伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。防災訓練の一環としてワークショップなどを開催し、意識啓発することは有効な方策であると考えております。こうした試みを議員のおっしゃるとおり、継続して参加することで、防災に対し、より理解が深まり自身が被災した場合でも、また支援する側となった場合についても大いに役立つものだと考えております。

こうしたことから、ワークショップなどの取り組みを考えるにあたり、継続的な開催が可能となるよう調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

安岡桃子議員。

○1番議員（安岡桃子議員）

ありがとうございます。とても前向きな答弁だったのではないかと思います。私も微力ながら提案などもさらにさせていただきたいなと思います。今回は防災の観点から質問させていただくことにしたんですけれども、私がすごくお伝えしたかったのはですね、町民の皆さんが単にサービスを受ける側ではなくてですね、この町をつくる当事者として参加できる環

境づくりの重要性です。そのためには、義務感だけで関わるだけではなくてですね、関わってみたいとか、参加してみたいと思えるような地域づくり、それがすごく重要だと思っています。地域を超えた町民同士、そして町民と行政が柔軟に意見を交わして、その思いを形にしていけるような環境作りを整えること、それも行政の大切な役割の一つではないかというふうに考えています。できるかどうかというところだけではなくてですね、ちょっと甘いかもしれませんが、町民の皆さんにとっても、職員の皆さんにとっても、やってみたいと思えるような取り組みが少しでも少しずつでも増えていくことをすごく期待しています。すごく楽しみに、それが継続してシリーズ化されることを期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告6番 1番 安岡桃子議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

続いて通告7番 3番 山本和志議員の一般質問を行います。

3番 山本和志議員

○3番議員（山本和志議員）

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。初めてこの場に立ちます。よろしくお願いいたします。

初めの質問は、介護保険制度の給付事業のうちの住宅改修並びに福祉用具購入についてです。高齢化社会の中で、多くの町民の皆様が介護保険制度を活用されております。今回はこれらのうち、次の2つの介護保険の給付制度について、現行で実施されております実施状況について改めて確認をさせていただき、必要な措置について考えてみたものでございます。今回、一般質問の対象としたのは、現行の介護保険に関わる次の2つの給付制度についてです。1つ目は、介護保険における住宅改修費支給手続きについて、2つ目は介護保険居宅介護福祉用具購入費支給についてです。前置きが少し長くなりましたが、通告に従いまして、以下3点の質問をさせていただきます。

（1）の質問です。住宅改修費並びに福祉用具購入それぞれの過去の実績を調べてみますと、令和6年3月付の公表分でございますが、富士川町介護保険事業計画によりますと、令和5年度の実績として、住宅改修がこれは予防給付を含めてでございますが、月あたり5件程度、また福祉用具購入については同様に月あたり4件程度の給付の実績として公表がなされておりました。その上で、それぞれの今後の需要見込みについて、各状況についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。住宅改修の給付需要状況につきましては、令和5年度から7年度の3年間の平均件数は35件で、平均給付額は約310万円となっております。

次に、福祉用具購入の給付需要状況につきましては、令和年5度から7年度の3年間の平均件数は56件で、平均給付額は約153万円となっており、各年度平均的に推移しております。

今後の見込みとしては、高齢化はさらに進みますが、本年度から新たな介護予防日常生活支援総合事業に取り組んでいることから、横ばいもしくは減少で推移していくものと想定しているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

改めての実施状況を踏まえまして、今後の見通しについても理解をいたしました。社会的背景からもやはり需要はあり、この給付制度の貢献度は十分にあるとの認識は共有することができました。

次に視点を少し変えまして、（2）の質問となります。公表されている案内によりますと、利用者からの本申請後、実際の支給まで4か月程度を要すると記載がございます。この間の手続きについてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。申請から介護給付費の支給までの手続きにつきましては、例えば5月中に申請を提出した場合、6月に国民健康保険団体連合会において書類の審査を行います。その審査結果をもとに、7月に介護保険システムデータを入力し、8月に支給となります。

このように申請から支給まで4か月を要する大きな理由といたしましては、給付の適正化を図るため、国民健康保険団体連合会での審査があることが挙げられています。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

ご答弁聞いておりまして、上部機関の審査を含めて、主にその審査等の手続き上の関係につきましての実情につきましては理解をいたしました。ただし、利用者の視点から考えますと、多くの利用者は年金生活対象者でもあることから、申請から受給までの期間が、例えば年金の支給期間に合わせた2か月程度内として何とか支給ができないものなのかというような等々の声もございます。この際、お伝えをしておきたいと思います。よろしくお願いします。

その上で最後の質問（3）になります。先の2つの質問で改めて相互に確認できた点は、昨今の社会的背景からも、給付制度としての需要は十分にあり、町民の皆様から必要とされているということ。ただし、町が従来から行ってきた償還払いの手続きにおいては、実際に給付を受けるまでには少なくとも4か月程度の所要期間が必要ととのことでした。ここで最後の質問の主題でございます償還払い給付と、それから受領委任払い給付について質問を伺

う前に簡単にちょっと補足をさせていただきます。償還払いとは、給付の申請者は申請手続きに基づいてかかった費用の全額の支払いをまずは一旦負担をし、後日に払い戻しを受ける方法を前提としたもので、町では従来からこの償還払い制度のみとしてこれまで運用が図られています。一方、受領委任払いとは、これは利用者は1割または所得によりまして2割3割にはなるようですが、自己負担分を事業者支払い、残りの介護保険の給付対象分については、これは利用者から委任を受けた事業者に対して、市町村からの直接の支払いを可能とするものです。すでに県内でも導入を図っている自治体がございます。

その上で、(3)の質問になります。従来の償還払いに加えて、利用者の一時的な経済的な負担を軽減し、または経済的理由によるサービスの利用控え等々、これを防ぐことなどから、受領委任払いを追加して、そして選択することができる給付制度とすることが望ましいと考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまのご質問にお答えします。現在、本町におきましては、住宅改修費と福祉用具購入費の支給は償還払いのみとなっております。受領委任払いにつきましては、利用者の一時的な経済的負担を軽減し、金銭的な手続きを簡素化できるといったメリットがあります。一方、介護保険料の滞納がある方や給付制限を受けている方は利用できないことや、本町と事前に協定を結んでいる受領委任払い取扱事業者でなければ利用できないといったデメリットがあります。また、県内で実施している主な自治体には、低所得者の方のみを対象としているところもあります。今後は、申請者や事業者からのニーズを聞き取り、他の自治体の状況も確認しながら、町民の利用しやすい方法を考えてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

今回の質問を捉えまして、一步前向きなご検討をいただくことと認識をいたしました。今回の質問の背景として注目すべき点としては、本来、現行の介護保険制度の下で、多くの町民の方々が自宅においてできるだけ生活をしたい希望があること。その上で、自宅での住宅改修ならびに介護用品購入により、より安全でより適正な状態を自宅にて確保したい町民は、昨今の社会的背景からも多く存在をしております。この社会的背景の一つのもう一つには、介護経験をされているとわかるところでございますが、介護度に応じて施設への入居を検討する時期が来た場合、その施設に応じてですね、待機期間が1年越しの場合もありまして、結果的に自宅での介護期間が必要となるといったこともございます。そういった意味で、自宅での必要な処置を考える必要があるということもございます。その上で、町民へのあらかじめの配慮として、給付の方法を従来の償還払いのみではなく、これに加えて受領委任払い給付を追加することで、その上でまず選択をするということができるといこと、これが望ましいと考えておりました。町民の誰一人として取り残しのないようにして、本来的に受けることができる介護保険制度を活用することができることとする、まさにこのことが大切だ

というふうに考えております。今般の私の質問を通して、自身の介護保険の介護経験の時期に同じ経験をされていた方々とも共有しながら実践を体験してまいりました。これまでには、必ずしも当局までこの声が届かなかった声に対してですね、今回はお届けをさせていただきました。本件、今回の本質問の機会を捉えまして、担当課としての一步前向きな基本認識を答弁としていただきました。これまでのやり取りを踏まえまして、本件、もしよろしければ町長のご意見お伺いできればと思いますがいかがでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただ今のご質問にお答えします。まさに議員ご指摘の通りですね、利用者の視点をまず第一に考えていかなきゃいけない。そして町民にですね、選択できるようなですね、制度に変えていかなきゃいけないというふうに考えております。まさに町民ファーストの考え方の中でですね、議員の方から今回有意義なご指摘をいただきました。この指摘を受けまして、我々執行部もですね、しっかりと住民目線の制度が可能かどうか、これまでの答弁もまとめましてですね、また様々な調査をしまして、早急にですね、検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上になります。

○議長（鮫田洋平議長）

山本議員、通告に沿った形でお願いします。再質問とちょっとかけ離れたかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

町長のご見解ありがとうございました。ぜひとも前向きな基本認識のもとに、諸要件の検討も確認した上で、実施に向けた検討を早期にご検討いただければと思います。以上をもちまして、大きな1点目の質問を終了し、第2点目の質問に移ります。

それでは大きな第2点目です。富士川町都市計画マスタープラン見直し改定の基本方針検討についてでございます。都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2の2に規定されまして、市町村の都市計画関係都市計画に関する基本的な方針を定め、都市計画の建設に関する基本構想の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等について、上位計画に即して定めることとされております。なお、既に上位計画に当たる山梨県都市計画マスタープラン及び同区域マスタープラン、ならびに富士川町第3次総合計画については既に改定済みのところです。さらには、当局において改定に向けた作業の準備として、富士川町都市計画マスタープラン見直し業務委託について、昨年7月に委託契約の締結済みでありまして、既に10か月を経過している。このことから、内部検討については相当分進んでいるものと認識をしております。その上で、これら上位計画に即して、現時点で当局が作業を進めている中で、主にどのような課題を抽出し、新たな見直し検討を進めているのか、その策定状況について確認をさせていただきます。通告に従って順次4点の質問をさせていただきます。

（1）の質問について伺います。上位計画に即して、現段階で既に検討されている見直し

にかかる課題と検討内容についてお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月利樹町長。

○町長（望月利樹町長）

ただいまのご質問にお答えします。都市計画マスタープランの見直しにつきましては、国および山梨県の関連計画ならびに本町の総合計画など各種上位計画との整合を図る中で検討を進めております。具体的には、昨年度から人口減少や少子高齢化への対応、防災減災対策、産業振興や交流人口の拡大など本町が抱える様々な課題についての整理を行い、本年度、庁舎内検討会や都市計画マスタープラン見直し検討委員会において協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

現状については把握できました。ご答弁いただいたとおり、検討すべき内容は今回の認識のとおり、幅広でかつ深みのあるものとして、ボリューム感のある検討が必要なこととして、共有認識をさせていただきます。

ここで再質問をお願いいたします。これは念のためにお伺いいたします。例えば、重要課題の一つである都市機能の集約化の一貫として、地域拠点について検討の対象とされているか否かについて伺います。具体には上位計画である県のマスタープランの第4章のイに記載の事項でございますが、拠点エリアに関する事項として、富士川町役場周辺エリアを地域拠点の候補地として、特に検討すべき事項としては、集約すべき都市機能について、鰍沢地区の都市機能の立地状況をも考慮した上で具体的に検討し、より有効な土地利用を図るということとして、県が候補地としたエリアについて、これを市町村として、これを確定検討するということの明記がございます。検討すべき重要課題の一例としてのご紹介をさせていただきましたが、現段階で検討の対象として考えられているか否かについてお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまの質問にお答えいたします。議員のおっしゃる課題については認識しております。現時点では具体的な検討を行っておりませんが、今後の作業では上位計画である山梨県都市計画マスタープランとの整合性を図る上で見直しの検討対象として考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

さらと含めまして、現時点での検討状況については共有確認できました。ただし、今回の見直しは既にご承知の通り、それぞれの上位計画によりますと、昨今の自然現象並びに社会的な要因の変化に基づいて、多岐に及ぶ検討の下にそれぞれの改定がなされております。こ

れらに即した町としての基本方針の検討が必要であること、重ねての認識をお願いいたします。

その上で、(2)の質問についてお伺いします。昨今の様々な重要課題に応じ、先ほどからお話をしております都市機能の集約化や災害ハザードエリア区域の開発抑制等の対応検討が必要であると考えております。専門有識者の参加を含めた検討体制の必要性についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。都市計画マスタープランの見直しにあたっては、行政のみならず、地域の実情や専門的知見を踏まえた検討が重要であると認識しております。

こうしたことから、今後、都市計画マスタープラン見直し検討委員会を設置し、専門性のある外部有識者を交えた検討体制を構築してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

ただいまの答弁で当局の見解として共通認識をすることができました。ただし、特に災害ハザードエリアの開発抑制の検討につきましては、ご承知の通り令和2年6月に改正がされた都市計画法ならびに特別措置法における改正法の趣旨やその根拠を背景に、浸水想定区域に対する扱いを含めた防災対策上の検討を行う必要がございます。これらについて県が検討を進めている流域治水総合計画との連携検討も必要とも考えられます。これらの新たな、自然現象や社会的原因を踏まえた様々な課題に対して、特に専門的知見を有する部分の検討においては、有識者の参加を含めた検討体制が必要と考えておりました。ぜひとも今回ご認識いただいた通り、具体の有識者の選任の確保などを早期に進めるようお願いいたします。

次に(3)の質問についてお伺いいたします。さらに、検討の体制として最優先すべきこととしての質問になります。見直し改定検討にあたり、町民との共同作業は不可欠と考えます。新たに改定となるまちづくり方針作成のため、町民等の意見集約や共同作業の方法についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今回の見直しにつきましては、平成25年度に策定した現行の都市計画マスタープランを基本とし、上位計画との整合や社会情勢の変化への対応を図るための一部見直しの改定を中心に進めるものであります。

このようなことから、新たな町民アンケートやワークショップ等による広範な意見集約は現時点では予定しておりませんが、都市計画マスタープラン見直し検討委員会の委員として、各種住民団体代表を招いて意見を伺うほか、パブリックコメントを実施し、より多くの意見を集約してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

ただ今の答弁によって当局の見解として共通認識をすることができました。ただし、従前の平成26年の策定時には、まちづくり住民会議を母体に早期の段階から検討を進め、町民代表や各団体代表者など幅広いな会議体として検討体制を構築しておりました。先ほどの答弁においての認識として、町民代表者等を含めた具体の検討についてはこれからということではございますが、本来であれば見直しをすべき課題の抽出の段階から基本方針案の検討に至るまで、早期の検討段階からの共同作業が必要ではないかと考えておりました。ぜひともこれからはなるようですが、早期の体制の確保をお願いをいたします。

それでは、最後の（4）の質問について、お伺いいたします。これまでのやり取りを踏まえた上で、改定版の策定作業及び公聴会等、従来からの公表に至る今後の策定スケジュールについてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。都市計画マスタープランの改定版の策定につきましては、本年度中の公表を目指し作業を進めております。今後、現行計画の検証や上位計画との整合確認、課題整理を行いながら改定素案を作成し、庁舎内調整を進めてまいります。その後、法令等に基づく必要な手続きを経て、令和9年2月頃に富士川町都市計画審議会へ諮問をし、答申をいただいた上で公表していく予定でございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員。

○3番議員（山本和志議員）

ご答弁により、当局の現時点でのスケジュールについて共通認識することができました。今回、様々な視点からの質問を通して、現時点における改定の策定作業状況について明らかにするためにご紹介をさせていただきました。本日の段階での現状認識を踏まえて、庁内各課の全庁協力のもと、より適切な体制のもとに、所定の期限までの策定が進められますよう、重ねてお願いをいたします。なお、改定のスケジュールに関しても、町民の皆様には早期に公開をして実施を進めるようお願いをいたします。今後も町民の皆様の求める声に応じて、富士川町の将来像について俯瞰しながら、真に行うべき必要があるべきこと等々について、都度考えてまいりたいと思います。富士川町民の皆様の誰しものが生涯この町で安心して暮らせるまちづくり、私自身の基本となる信条として務めさせていただきたいと考えております。何卒よろしくお願いいたします。以上をもちまして、初の質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告7番 3番 山本和志議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時 7分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

続いて通告8番 9番 小林有紀子議員の一般質問を行います。

9番 小林有紀子議員

○9番議員（小林有紀子議員）

これより大きく2つの項目について質問をいたします。まずはじめに、命の安全教育の推進について伺いいたします。今回は、本町の子どもたちを性被害、性加害から守り、誰もが自分と相手を大切に生きていける環境を作るため、国が推奨する命の安全教育の推進について伺いさせていただきます。そもそもなぜ今、国を挙げてこの命の安全教育が導入されたのでしょうか。その根底には、性犯罪、性暴力が被害に合った子どもたちの心と体の尊厳を著しく踏みにじる、決して許されない人権侵害であるという強い危機感があります。その傷は目に見えるものだけではありません。トラウマや心の深い傷となり、10年、20年、いえ、一生にわたって被害者のその後の人生に重大な影響を及ぼし続けます。さらに、若年層における予期せぬ若年妊娠も深刻な問題です。適切な性の知識やお互いの意思を尊重し合う性的同意の概念を学ぶ機会がないまま、SNSの普及等によって子どもたちが性犯罪に巻き込まれるリスクは急速に高まっています。予期せぬ妊娠は、学業の中断や孤立、将来の選択肢を狭めるなど、若者の人生を大きく揺るがす事態に直結します。こうした悲劇を未然に防ぐため、国は令和2年に性犯罪の厳罰化や社会全体で性暴力根絶を目指す方針として、性犯罪性暴力対策の強化の方針が出され、それに基づき内閣府と文科省が連携をして、令和3年に発達段階に応じた命を大切にする、加害者にならない、被害者にならない、傍観者にならないための包括的な教育として、命の安全教育の教材及び指導の手引きを作成し、生徒指導定用に実施が盛り込まれました。令和2年度から集中期間、5年度からさらなる強化期間と位置づけ、取り組みを継続強化しています。男女共同参画重点方針にも明記されております。

そこで1番目の質問ですが、国が性犯罪性暴力対策として、幼児期から高校生までの発達段階に応じた命の安全教育を推進しています。本町での教育現場での現状をお伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町の教育現場における現状につきましては、文部科学省が作成した啓発教材や指導の手引きなどを活用し、各小中学校において児童生徒の発達段階に応じた指導を展開しているところであります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○ 9 番議員（小林有紀子議員）

本町の学校現場において、日々教職員の方々に大変ご尽力いただき、ご指導いただいていることは、心から感謝の思いでいっぱいでございます。本町では、命の安全教育を小中高と実施されているというふうに、今のお話ですと実施されているという内容だと思いますけれども、私、先月、公明党の女性委員会主催の命の安全教育についての勉強会に参加をしまして、矢田稚子前内閣総理大臣補佐官と公益財団法人プランインターナショナルジャパンの中島事務局長からお話をお伺いいたしました。その中で、文部科学省の調査における令和年度の性犯罪性暴力防止のための教育を実施していると回答した学校の実施率は、山梨県の現状は約 20 パーセントで全国最下位。さらに、命の安全教育の公式教材を活用していると回答した学校の活用率は、全国平均を大きく下回る約 5 パーセントの最下位レベルであることが指摘をされました。

そこで 2 番目の質問になりますが、幼児期から各段階における命の安全教育の教材や指導の手引きの活用実態についてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町におきましては、子供たちを性暴力の当事者にさせないため、命の安全教育の手引きなどを基本とし、各学校の実態に合わせて柔軟に活用を進めているところでございます。幼児期におきましては、視覚的に理解しやすい絵本やイラストを活用し、日々の保育の中でわかりやすく伝えております。小学校段階の低学年におきましては、学級活動などにおいて手引きに示された部分的な活用をする中で、タイムリーな指導を行っております。また、高学年段階におきましては、SNS を通じて見知らぬ相手とつながる危険性について、手引きの展開例に沿った具体的な意思決定の指導を行っております。中学校段階におきましては、保健体育などを中心に、SNS を通じたトラブルへの予防方法について、スライドなどを用いて多角的な指導を実施しております。

このように、指導の手引きに示されている児童生徒の発達段階や実態に応じた指導上の配慮事項を各教科の目標を踏まえ、年間指導計画の中に適切に位置づけ、効果的な指導に努めております。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○ 9 番議員（小林有紀子議員）

再質問ですけれども、今のお話を伺って、実施をされている様子を教えていただきましたけれども、先ほども全国の中で山梨県がなかなか実施率が低いということでもお話ししましたが、本町の学校において今のような内容の中で、この性犯罪、性暴力防止のための教育がしっかりと実施されているのか、この公の公式教材や手引きなどが各段階で十分に活用されているという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本町におきましては、学活の授業、道徳の授業、また4年生以上の高学年では保健の授業等でこちらの内容と同じ内容を実施してございます。先ほど答弁でも申し上げたとおり、部分的な活用をする中でタイムリーな指導と申し上げたとおり、例えば小学校2年生の命の始まりにつきましては、自分が生まれた時のことを親から聞いて、その時の様子をまとめるような、そういった授業の中で命を大切にするとか、命の尊さを教えているような実態でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

命の尊さを教えていただいているということで、本当に大事なところでありますけれども、今回ちょっとスライドの部分の教材の中で1枚ずつですけれども、提出をさせていただきます。発達段階に応じた幼児期と上が、そして下が小学校低学年、そして裏に出ますが、高学年、中学年ということで、教材スライドの中から各1枚紹介をさせていただいておりますけれども、幼児期は自分の体は自分だけのものということで、この水着で隠れているところは自分だけの大事なところだよっていうことをこの中では教えているわけです。そして、下の小学校低学年は、自分だけの大事なところを見たり触ったりしない、嫌な触られ方をしたら嫌と言おうっていうところが出ております。そして、この裏になるわけですけれども。ここは高学年になる上のところですね。高学年になると同意を確認しない行為、性的な暴力だということで、またSNSを使うときに気をつけること。もう高学年になるとSNSを使うことに対しての指導が出ております。そして中学校ではデートDVですななど、この本当に全ての段階において、この命を大切にする、自分も相手もかけがえのない存在であること、加害者にならない、相手の意思を無視した行為は性暴力犯罪であること、そして被害者にならない、嫌なときには嫌と言っていい、逃げていいんだよということ。そして傍観者にならない、身近で困っている人がいたら、相談窓口や信頼できる大人に伝えることなどが、この全ての段階において教えられているところであります。この教材の中では、また、知的障害や発達障害のある子どもさんに対しては、抽象的な表現ではなく、イラスト、カードや人形を用いた具体的な教える方法など、視覚化することも解説をされているわけです。このスマホでの使用もありますように、このスマホでのインターネット関係の利用については、特にこのSNS、インターネット利用の低年齢化が大変に問題になっています。こども家庭庁の令和7年度の調査結果によりますと、低年齢層の子ども75.2パーセントがインターネットを利用していると。0歳から6歳では68.8パーセント、小学校6歳から9歳では91パーセントが利用。そして2歳児でも63.5パーセントが利用していると。小学校10歳以上では98.5パーセント、中学生に至っては99.2パーセントがインターネットを利用していると。もう本当に低年齢からインターネットを利用しているということで、この幼少時からの利用を持つのが当たり前、SNSが日常的になっているっていうことが大変に問題になっているわけでありまして。子どもたちの取り巻く環境、性と暴力の構造が本当に変わっております。もうAIが誕生して新たなリスクもあるわけですし、私たち大人がしっかりとこれを把握していかなければいけないという実態ではないかと思っております。本当にそういうことで、このスライドは大変に分かりや

すく、もっとこれたくさんあるわけですが、1枚ずつしか今回紹介しませんが、本当にこれを活用して分かりやすく出ておりますので、ぜひこういう本当に被害者にも加害者にも傍観者にもならないという、こういう取り組みをもっとしっかりと行っていただきたいなというふうに思います。その中でモデル校として教材を活用して命の安全教育が実施された学校では、大阪の生野南小学校、ここは小学1年生から中学3年生まで、学年別に人権尊厳を軸にしたカリキュラムを組んで、生きる教育として9年かけて行っています。その結果、対人暴力による要医療件数が2014年は31件あったのが、2018年度はなんと0件だったそうです。さらに全国学力学習調査で国語算数で2018年度は全国平均を上回った。暴力に頼らず、自分の口を使って思いを自分の言葉で伝えるようになったと。そこを克服して、今後国語の教育の強化につながっていったということをお聞きしまして、大変素晴らしいことだと思います。

そこで3番目の質問ですが、教員の皆さんへの研修と、これはどのように行われているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。命の安全教育の推進において、指導者である教員の研修を充実させることは極めて重要であると考えております。各校で組織的に行う校内研修に加え、一人一人の教員に対しては、山梨県教育委員会が実施する法定研修である初任者研修、中堅教諭研修、管理職研修等における人権教育等の分野において研鑽を積んでおるところであります。

今後とも教育委員会として、学校現場が本教育の根底にある人権尊重の精神を育む教育に積極的に取り組むための継続的な支援に努めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

再質問ですが、そうしますと、人権尊重についての研修を受けられているということでもありますけれども、根底は人権ですけれども。しかし、この教材の指導の手引きについての研修はですね、ぜひ行っていただきたいと思いますが、その全教員に研修が受けられるようにしていただきたいと思いますが、この教材に対する指導の手引きに対する研修などはどのようにその中でされているのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、令和5年より、周知してまいります。この命の安全教育につきましては、各学校への周知を徹底しております。各学校においては、教育課程、特に特別活動の分野の中にしっかりと位置付けてございまして、それに基づいて先ほどパネル等でご教示いただきましたが、例えば小学校1年生であれば自分の体を知るという狙いであったり、小学校中学年であれば男女の違いを知り、互いの体を大切にする、高学年であ

れば SNS 等の適切な接し方を学習するといった教育課程の位置付け、充実に取り組んでおり、さらには今回ご指摘いただいたことをきっかけにいたしまして、さらに資料の再配布をして、指導の徹底に努めてまいります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

ありがとうございます。再配布をしていただけるということで、再認識をしていただけるということですが、この指導の手引きには、授業をきっかけに、児童生徒から過去や現在の性被害について相談を受けた場合の対応マニュアルも示されております。こういうことをぜひ本町の一般学級担任の方、教員の方などが、こうした手引きの内容をしっかりと学んでいただいて、今も対応してくださっていると思いますけれども、しっかりこういう部分も研修をしていただければと思っています。よろしくお願いいたします。私の方からは、この教員の学習ということで、全国の中で先進的に取り組んでいるところが e ラーニングを活用しているという全教職員向けの一斉研修をしているということもございます。教員の多忙化で研修への参加率が上がらない課題を解決するため、いつでもどこでも短時間で受講できるというオンライン研修システム、これが文科省から教職員のための学校安全 e ラーニングシステムというのがございますし、各自治体でオンデマンド動画をということで研修をされているということもございますので、ぜひとも全教職員の皆様方にしっかりと授業の合間にぜひパソコンやタブレットで受講できる、こういうものもぜひとも取り入れていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは 4 番目の質問ですが、教員が性的同意やプライベートゾーンといったデリケートな内容を指導するにあたり、はどめ規定への対応など、現場でどのような課題があるかお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

樋口和仁教育長。

○教育長（樋口和仁教育長）

ただいまのご質問にお答えいたします。現行の学習指導要領には、小学校では人の受精に至る過程は取り扱わない、中学校では妊娠の経過は取り扱わないといった通称はどめ規定が維持されております。現場の教員からは、この規定のためにどこまで踏み込んで教えてよいかの境界が曖昧になり、指導が消極的になってしまうという指摘もあります。また、性に関する指導はデリケートな分野であり、指導に悩むのも事実です。人権尊重の意識を落とし込んだ授業を実施することは、教員にとって極めて重要である一方で、難しさを含んでおります。

このようなことから、性に関する内容を効果的に指導するにあたっては、いくつかの構造的な課題が存在していると認識しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

はどめ規定ということで、対応としまして、本当に大変難しいところだと思います。私たち

も学校で教わったことはないですし、そういう部分で先生方もご苦労されることだとは思いますが、子ども若者の性被害防止のための緊急対策パッケージを踏まえ、学校における性と健康に関する教育の充実が求められています。その中で、産婦人科医や助産師等の専門家を外部講師として活用することが明記されています。教員の専門知識の不足や多忙化を補うため、助産師や民間シェルターの相談員などの外部講師を招いた出前講座の実施が極めて有効とされています。はどめ規定の部分が何より大事な命の安全教育で教えていただきたい部分でもありますので、このような外部講師を招いての指導ということが大変有効的であるのではないかと思います。

そこで 5 番目の質問ですが、教員の多忙化を解消し、教育活動を充実させるため、外部講師を学校に派遣する体制の充実について伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。教員の多忙化解消は、本町の教育改革における最優先課題の一つであります。命の安全教育のような専門性の高い分野において、授業の準備や講義をすべて教員が担うことは、精神的、時間的な負担をさらに増加させる懸念があります。外部講師を学校に派遣する仕組みは、授業の質を向上させる教育活動の充実と、教員が本来担うべき児童生徒への個別指導などに注力できる環境を作る負担軽減の双方を両立させる有意義な取り組みであります。

こうした中、富士川中学校では思春期体験学習として助産師の方を講師にお招きし、命の始まりやデートDVに関することなどの学習会を実施したところであります。引き続き、関係する専門機関などと連携しながら、外部講師派遣体制の拡充に努めてまいります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

再質問ですが、外部の講師、助産師さんなどで、外部の講師を招いて行っているということで、大変によかったと思っております。外部講師の授業は今後継続的に実施していただくためにも財源が必要です。国では外部人材の活用を進めるための補習等のための指導員と派遣事業や国庫補助が出る地域学校共同活動推進事業などの財源を用意しております。本町としてしっかりとこれらの国の交付金事業を活用するなどについて、今後継続して外部講師を招いてのこういう講義をしていくためにぜひ活用することについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。外部講師の報酬となるかと存じますが、こちらのことににつきましては、そちらに沿った要項を再確認いたしまして、こちらを活用していくことを考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

ぜひとも進めていただきたいと思います。教育委員会だけではなく、町の男女共同参画や子育て支援課とも連携をして、助産師などの外部講師を学校へ派遣する事業などを町独自に立ち上げ、すべての児童生徒が在学中に一度は専門家の講義を受けられるように、外部講師を学校へ派遣する事業を拡充、制度化することをぜひお願いしたいと思っております。本日提示したような国の財源を使い、外部の専門家に事業を1コマ任せる形にすれば、教職員の方々はこれまでも真剣に子どもたちと向き合い、取り組んでくださった実績の上に、さらに子どもたちの将来のために国庫補助金を利用した一歩進んだ取り組みを進められるのではないかと考えておりますので、何卒よろしくお願いいたします。

それでは6番目の質問ですが、保護者向けの啓発について、学校と家庭が一体となり、子どもを守る環境づくりを進める考えについて伺いをしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質問にお答えいたします。命の安全教育の効果を高めるためには、学校での指導にとどまらず、保護者の皆様にその趣旨や内容を深くご理解いただくことが不可欠であります。そのため、文部科学省が作成した啓発リーフレットなどを再度配布するなど、積極的に活用しながら、学校だよりやPTA活動を通じて周知を図ってまいります。子どもを守る環境づくりに向けて、家庭や地域、警察などの関係諸機関とも緊密に連携し、社会全体で子どもたちの安全を守る取り組みを推進してまいります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

大変心強く、リーフの配布や学校だより、PTA活動でも、推進をしていただけるということで、また、本当に全体的に社会全体で警察とも連携をしながら取り組んでいただけるという答弁をいただきまして、しっかりと今後取り組んでいただけることに感謝申し上げます。本当にこの学校ではぜひ保護者の方の説明を十分していただければと思います。本当にこういうことを学校で教えるんだよっていうことを前もって保護者の方にもぜひ説明をしていただいて、そうすると子どもがまたその授業を受けた後に、また家に帰ってそれを家族と話ができる、こういうコミュニケーション、何でも話ができるっていう、こういうところを小さい時から積み重ねていくってことはとても大事だと思いますので、ぜひ保護者への説明を十分にいただければと思います。また、学校だけではなく、児童センターなども活用して、保護者向けにプライベートゾーンの守り方やSNSのトラブル防止などの啓発を行い、学校と家庭が一体となって子どもたちを守る環境作りを進めるべきと考えますので、何しろ親子で一緒に話し合えるよう、幼児期からの絵本なども多くありますので、啓発に力を入れていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。最後に、県のワンストップ支援センターかいさばももこ等の専門機関に相談ができる

ように、学校が迅速に連携できる相談体制サポートもよろしくお願いいたします。富士川町は年間55人程度の出生数となりました。尊い尊い子供たちが一人ももれなく、心豊かに幸せな人生を歩んでいただけるよう、最大に守り育てまいりたいと思います。教職員の皆様、教育委員会の皆様には、さらなるご尽力を何卒よろしくお願いいたします。

それでは、大きな2つ目の災害に強いまちづくりを目指してについて伺いをいたします。東日本大震災から15年、熊本地震から10年、能登地震から2年が経過し、今の被災地では災害復旧復興が進められております。災害を防ぐ防災、被害を想定した対策を講じる減災を総じて防災減災と呼ばれ、大地震や豪雨などの大規模自然災害が起きても機能不全に陥らない強さと、迅速に回復できるしなやかさに備えた国や地域づくりを目指す国の基本計画が国土強靱化地域計画であります。

1番目の質問ですが、本町において本年3月に富士川町国土強靱化地域計画が改定されました。この新たな計画に基づき、激甚化する風水害や大規模地震への備えとして、防災インフラの整備、公共施設の老朽化対策、予防保全、河川の浚渫、デジタル技術、DXなどの活用などが中長期的に位置づけられております。本町の強靱化をどのように実効性のあるものにしていくのか。そこで今年度において計画に位置づけられている具体的事項のうち、どのような事業に重点的に取り組む方針なのか、伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。本年3月に改定いたしました富士川町国土強靱化地域計画は、富士川町総合計画との整合性を図り、大規模自然災害に対する防災減災対策や災害対応体制の強化など、本町の強靱化を高める取り組みの推進方針を示した計画であります。

こうしたことから、年度ごとに重点的に取り組む事業を設定しているものではありませんが、本年度については住宅都市分野の建築物と耐震対策の推進に重点的に取り組む方針であります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

住宅都市分野耐震ですね。これは具体的にどういうものか教えていただきたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。こちらにつきましては、公共施設の耐震強化、避難所等も含めた中での分野であります。現在、議員に並びに皆様方ご存知のとおり、富士川中学校の建設を主に重点的に行っておりますので、避難所ともなる公共施設の強化を図っておりますので、この分野で重点的に本年度は取り組ませていただいているところでございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

ありがとうございます。今年度は富士川中学校の新校舎建設事業が重点的に取り組む方針だということを理解いたしました。今年度の建設事業費 19 億 900 万が本町の当初予算の増額の大きな要因であるわけですから、本当にそこが重点的だということは理解をいたします。今後のリスクシナリオのもと、本町の脆弱性を評価し、克服すべき課題に対し、ハードソフトともに具体的な取り組みが肝要であります。強靱化計画に基づく地方への配分は事業スキームが必須であります。また、新たな財源確保として地方創生交付金の活用も視野に入れるべきと考えますし、防災減災を推進する上で、第2世代交付金のうち、地域防災緊急整備型やその他本町の事業にとって充当できる交付金の活用は、持続可能な財政運営に大きく寄与するものと確信をいたします。

そこで2番目の質問ですが、今後、地方創生交付金を活用して実施される予定の事業等について伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。国の地方創生交付金については、防災や災害対応に関する複数のメニューがあり、本年度は地域未来交付金の地域防災緊急整備型を活用し、ラップ式トイレの整備を実施することとしております。

こうした中、昨年度、富士川町国土強靱化地域計画を改定したことから、防災や災害対応に関連した多くの補助事業を検討できるようになったところであります。

こうしたことから、改定された本計画をもとに、地方創生交付金を含め、多くの補助事業を検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

多くの補助事業を検討していただけるということで、前向きにありがとうございます。昨年度も地方創生交付金を活用して、避難所向けの災害用トイレのラップ式トイレ4台購入されたと承知をしております。災害用トイレの備蓄は大変評価できるものでありますけれども、災害対策の初期投資を抑えるためには、国の財政支援を逃さず活用することが不可欠です。昨年度、町は地方創生交付金を活用してこの災害用トイレを購入されましたが、一歩進んだ移動式トイレの確保に向けて、次年度の予算編成において、国、県の交付金、補助金を原資としたトイレカーの導入検討及び国への申請を進めるべきと考えます。

そこで3番目の質問ですが、能登半島地震では断水によって既存のトイレや簡易トイレがすぐに使えなくなり、不衛生な環境が深刻な課題でした。トイレカーであれば給排水タンクを備えているため、発災直後から機能し、高齢化率が高い我が町において、足腰の弱い高齢者や障害者の方が安心して使える洋式水洗の移動式トイレはいつかではなく、今必要な備えであると思います。本町における今後の避難所機能の強化、そして災害関連死を絶対に防ぐという観点から、昨年度の実績をさらに一歩進め、令和8年度は新しい地方経済生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型を積極的に活用し、トイレトレーラーより小型で安価なトイレカーの導入に向けた計画を進め

る考えについて、ぜひ伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質問にお答えします。新しい地方経済生活環境創生交付金地域防災緊急整備型につきましては、災害時の避難生活環境を迅速に改善するため、地方公共団体が行う資機材整備を国が支援する制度であり、補助率は国と自治体で各々2分の1となっております。町では本制度を利用し、昨年度衛生的に利用できるラップ式トイレの整備を行い、本年度についても同様に制度を活用し整備することで決定しております。なお、本制度ではトイレカーの導入が補助対象となりますが、来年度以降の制度の継続について示されていないことから、本制度を活用しトイレカーの導入を進めることについては考えていないところであります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

私、令和6年の3月の一般質問において、災害関連死を防ぐためのトイレトレーラーの導入について質問をいたしました。あれから時間が経過しまして、国が一丸となった国土強靱化が進む中、近隣の自治体では具体的な動きが見られました。山梨県内で北杜市に続いて富士吉田市が導入し、最近では南アルプス市でトイレトラックの導入、そして甲州市が軽トラックをベースとした移動式のトイレカーを導入し、注目を集めております。

再質問ですけれども、前回の答弁で他の自治体の導入実績等を研究するほか、財政状況も考慮する中で今後検討したいと考えております。機能面で優れた様々な非常用トイレについても研究してまいりたいとの答弁をいただきました。この県内の事例については、町として情報収集や検証を行ったのか、伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林議員、今回の質問に対する再質問になりますので、前回の答弁への再質問ではないですね。今の再質問は。今回の質問は、トイレカーの導入を進めることは、現在当局はこの制度を使って考えていないという答弁だったんですけれども。それに対する再質問をお願いします。前回の答えについての再質問になりますと、ちょっと再質問としては受けられないかなと思います。お願いします。ちょっと質問変えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

それから、2年ぐらい経過した中で検証されてるのかなっていうふうに思いましたので、質問をしようと思いましたが、すみません。申し訳ありません。

それでは、このトイレカーは大型のトイレトレーラーに比べて、車体、車両本体価格や維持費が格段に安価であり、けん引免許も不要で、普通免許で誰もが迅速に運転移動させることができます。平時には地域のイベント等でも手軽に活用できる利便性を備えております。本当に私は、

この当局がかつて答弁された財政状況の考慮、またトイレトレーラーにこだわらない柔軟な研究への明確な最適化、このトイレカーであると考えましたので、今回質問をさせていただきました。町民の命を守る避難所環境を整備するため、災害時の避難所においてトイレ環境の悪化は、避難所の避難者の健康を著しく害し、最悪の事態である災害関連死を引き起こす直接的な要因となります。また、高齢者や障害者の方々など、長期化する避難生活の要配慮者への対応を想定した場合、移動可能で衛生的かつ機能的なトイレカーの存在は、今後の避難所機能の強化に極めて有効であると考えます。

それでは4番目の質問ですが、財政面の懸念は理解できますが、この国の交付金補助率が高いものを新年度も逃さずに申請すべきではないかと考えます。また、1自治体で抱え込むのが難しければ、一般社団法人助けあいジャパンが進める災害派遣トイレネットワークプロジェクト等への参加を検討し、全国の自治体と相互融通、被災地に助け合う仕組みを活用すれば、費用対効果極めて高くなると考えます。能登半島地震でもこのトイレトレーラーが大変に有効に活用されたわけであります。この平時には町のイベントにも屋外スポーツ等でも有効に活用できますし、町民の皆様の日頃の防災意識向上に大きく貢献できると考えます。ぜひこのトイレ、今回の助けあいジャパン、このトイレネットワークプロジェクトへの認識についてをお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただ今の質問にお答えします。災害派遣トイレネットワークプロジェクトにつきましては、参加自治体が一般社団法人助けあいジャパンと協定を締結し、全国の自治体が連携して被災地のトイレ環境を支援する仕組みとなっております。具体的には、トイレトレーラーやトイレカーなどの移動式トイレを全国に配備し、災害時に被災自治体へ迅速に派遣することで、避難所等においても良質なトイレ環境を確保することを目指しているところであります。さらに、給水や汲み取り、点検、修繕など継続的な作業を支える運用支援の体制も整備されているところであり、災害時のトイレ確保において自治体間の相互支援を想定した仕組みであると認識しているところであります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

ぜひこのようなトイレネットワークプロジェクトもしっかりと視野に入れて、今後検討していただきたいと思っております。

それでは5番目の質問ですが、今年度、政府が南海トラフ巨大地震などに備え、自治体ごとの被災者支援体制や防災計画の実効性を向上させる目的で整備、創設した防災力強化交付金の活用についてお伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまのご質問にお答えします。防災力強化総合交付金につきましては、本年度創設さ

れた新しい制度であり、地域の災害リスク分析や防災計画の高度化、広域的な応援・受援体制の整備、避難所運営や被災者支援体制の強化など、幅広い防災対策を支援するものであります。本交付金は3つの基幹事業から構成されており、防災計画の見直し等を行う防災力強化支援事業、トイレカーやキッチンカー、防災資機材、倉庫整備など広域的な応援・受援体制を整備する広域連携推進事業、そして避難所の質の向上や被災者支援体制を強化する被災者支援体制整備加速化事業が位置づけられているところであります。なお、現時点では本町の事業において活用できるメニューがないことから、今後新たに事業を検討する上で活用できるか、調査研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

発言時間、残り3分となっております。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

ぜひとも新しく創設されたこの交付金などもしっかりと視野に入れながら、検討していただきたいと思っております。未来に向けて、しなやかで強いまちづくりは、国の各種交付金の活用と地域の英知と決断による実行が求められていると思います。地方自治体における経済社会の機能維持と町民の命を守る避難環境の整備は、一刻の猶予も許されない最優先の課題です。町民の命を守る富士川町国土強靱化地域計画に基づく防災減災対策をさらに真剣に進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告8番 9番 小林有紀子議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時 5分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて再開します。

続いて通告9番 10番 齊藤欽也議員の一般質問を行います。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

それでは、いよいよ最後の本日最後の一般質問となります。皆さん大変お疲れだろうと思いますので、要領よく簡潔に質問してまいりたいと思いますので、回答の方もよろしくお願いいたします。

さて、私の一般質問1つ目に民俗資料館、いわゆる太鼓堂ですけれども、この改修についてご質問したいと思います。なんでまずこの質問をするのかということについて、若干私の思いというものを伝えておきたいと思います。今回4月に選挙で私、再度町会議員として選任されました。なってみて、気が付いたことなんですけれども、今年の当初予算で太鼓堂、いわゆる民俗資料館の

修繕費ということで、53,870千円が計上されていました。そこには第1期という記入があったので、お伺いしたならば、2期、3期という工事をやっていこうと。聞くとところによると、おそらく1億5千万円近くになるのかなというようなお話も、これは確かではないですよ、というようなお話も伺っております。太鼓堂、私も小学生の頃から近くにあったので非常に馴染みもあります。そして町のシンボリックな歴史的なものだということも十分承知しております。ただ、これだけの金額をかけて改修するという話を聞いたときに、町の財政、決して豊かではない、非常に厳しい中で、この今後、この太鼓堂をどのように活用するのか、あるいはどのように運営していくのか、あるいは太鼓堂そのもののあり方についての、こういったことがちゃんと議論されたのか、そういった不安を持ちました。

それで1つ目の質問ですけれども、この改修後の修繕ですね、改修後の活用について、その利活用をどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質問にお答えします。本年度から修繕に向けて進めている民俗資料館太鼓堂の修繕後の活用につきましては、令和10年度の工事完了後も引き続き民俗資料館として、地域の歴史と文化を学ぶ貴重な拠点として機能させてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

改修10年ということですから、今年、9年、10年と連続してやるという事業をやるということのようですけれども、引き続きこれまで同様にと言われてしまうと、あれ？と思うんですね。というのは、正直、私は2、3年には一度は必ず太鼓堂、なんでもか知らないけど行きます。いろんな目的もあって行くんですけれども、行っていていつも思うことは、来客さんがほとんどいないと。行くとなれば、実際には定休日もあったりしますけれども、教育委員会なりをお願いして開けていただくというのが実際の現状でして、いわゆる民俗資料館と言いながら活用頻度が非常に少ない。これではもったいないんだろうなと。ですから、引き続いてという話でしたから、気になるわけなんですけれども、やはりこれから仮にも莫大な費用をかけるのであれば、そこはしっかり議論されるべきではないかと思っておりますけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

質問でよろしいですか？

○10番議員（齊藤欽也議員）

再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。議員のおっしゃることにつきましては、さらなる活用をとということかと思っております。改修後の活用につきましては、引き続きという答弁をさせていただきました。

が、民族資料館につきましては、県の文化財となっております。

そうしたことから、昨年度、協定を締結しました帝京大学の文化財研究所にも協力を仰ぎながら、活用について討論、ワークショップ等実施していけたらということを考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

県の文化財指定ということなんですけども、おそらく県の文化財指定だという発言の中には、そういうこと、縛りがあるよということが多分一方にはあるんだろうなと。私から言わせれば、県の文化財指定だったらそれは外すことだってできるでしょうと。もっと自由な発想での活用というのも考えられるんじゃないかなというふうに思っていますけども、仮の話ですけど、例えば県の文化財指定っていうのは外すことができますか？ これ再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。県の文化財の指定を外すことは可能でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

可能だということで答弁いただきました。ありがとうございます。

それでは2つ目の方に移りたいと思います。先ほどのやり取りの中でも皆さんお分かりだろうと思いますけども、町での改修計画の基本的な考えというのは、現在地で、古くなった部分、あるいは耐震も含めてでしょうけども、直していくと。確か私の記憶では昨年でしたか、あの雨漏りがあって緊急に修繕したということもあって、多分その時もかなり、中見て、これはまずいよなということ、多分、実感として、担当課の人たち、あるいは関係者は思ったんだろうと思いますけども。

2つの質問で、改修計画ですには、移築、あるいはもっと有効な活用方法ということについて、私は議論したのかな、どうなのかなという思いがあって、この点について、教育委員会なんかでも多分議論はされたんだろうと思いますけども、その点を含めてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。民族資料館に関しましては、老朽化が先ほど言われたように老朽化が著しい状況であること、それから全解体は望ましくないという有識者の意見もいただいていること、増穂小学校の敷地内に位置しまして、授業に活用していること、それから、児童が休み時間、放課後などに訪れるなど、地域の子どもたちにとって身近で貴重な学習施設となっていることなどから、現在地での保存活用が最適であると考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

現在地の保存活用と。私とそこがちょっと違うんですね。例えばそれものではなくて、もちろん外観はちゃんとしなくちゃ、するにしてもですよ、中は例えば、研修室とか学習室とか、場合によったら何か会合とか、そういったことは開き、そういうことに使われるような、使えるような形でね、改修する、そういった改修の仕方もあるのだろうと思いますけども、そこまでの議論はされなかったかどうか、ちょっとお伺いします。再質問です。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。先ほど、ただいま議員がおっしゃられたように、中を自由に改修をして使い勝手のいいという考えもありますが、教育委員会としましては、今の文化財、この価値を保存し、高めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

確かに、文化財の価値っていうのは、人によって違うんだろうと思いますね。はっきり言って私は太鼓堂には非常に愛着があります。生まれた時からあった。親や年配の方からもいろんなお話を伺ってますので、私にとっては非常に大事な建物です。けども、やはり財政が厳しい中で、今回ね、例えば5000万、あるいは1億かけるのかどうか知りませんが、お金をかけて、今後一体いくらかけていくんだよと。当然時間が経てばまた修繕が必要になる。それで管理費もかかる。そういったことを考えた時に、例えば極端な話、私は残してほしいけども、そうであるならば、あそこの中の全てのものをCDで撮って、元塩の華の歴史資料館で保管するっていう手もあるわけですよ。極端に言えば。その場合にはまあ解体って話になっちゃうんだけど。けども、解体しない、残すという話であるならば、そこはもっとね、柔軟な発想が必要だろうと。例えばその文化財を残したいという、いろんな財団みたいなのも多分あるんだろうと思いますよね、日本にはいっぱい。そういうところをお願いして、管理してもらおうとか、いろんな手段っていうのはある。あるいは、極端な話ですけど、喫茶ルームにして人が入ってくるような、そういったような活用の仕方もあるだろうと。いろんなアイデアってのが出てくるんだと思います。そこに、だから財政が厳しいということを大前提にして、単に歴史的なものだから残すという発想では、これからこういった施設ってのは維持管理もできないし、活用もできない、町の単なる財政的負担にしかならないという話になってはいけないと思うんで、その辺についての今後検討されるかどうか、余地はあるのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。今後の利活用の部分についてですけども、やはり教育委員会と

しては、文化財の保全ということを大前提に進めてまいりたいと考えております。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

再質問最後ですけれども、1点だけお伺いしたい。今回1期目の工事ですけれども、2期目、3期目の工事、その内容あるいは予算的規模っていうのはどうなのかって、お伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

すいません。回答に対する再質問をお願いしたいんですけども。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

あの継続的に3年間やるということだったんで、その3年間のうち内容についてお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただ今の質問にお答えします。3年の計画で進めてまいりますけれども、今年度1年目につきましては、仮設の足場等を設置をして、中を部分的に解体をする。それから、解体後、当時どうだったのかというところを調査をしてみたい。それをもとに、来年度、再来年度と、すでに老朽化している部分、それから使えない部分、そういったものを修繕をして、なるべく、元に近い状態に戻すというように工事をしていく予定でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ありがとうございます。私は今の教育委員会の考えっていうのは、あの時代にそぐわないなという気はしております。もうちょっと、なんて言うかな、町の財政、あるいは残し方としてもいろんな方法があるので、さらなる検討を加えてくださればありがたいという希望だけ述べて、大きな2つ目の質問に移りたいと思います。

青柳追分館の活用についてということですけども。この青柳追分館、私が議員になる前の年でしたかね。だから24年前です。元秋山銀行だった秋山邸を町が買い取って、あそこには春鶯囀もありますんで、あそこを一つの一体的な地域として、観光資源として活用したいということで、買ったという経緯があるわけですね。買ってきて整備してきたと。一時はその商工会があそこで、麦とろ定食ですか、出してたと。ただ、そんな時にも議員さんから異論がありました。単品じゃダメだろうよ。案の定、結局それではやりきれなくて、商工会も手を引いてしまったという状況でした。コロナの前、どのくらい前ですかね。6、7年前なんかね、そんなになるかどうか。ちょっと正確な日時っていうのはちょっと。そうそう、契約期間があるんですけども、令和元年ですね。コロナ前です。近くの人が、食堂的なことをやろうということで、町から借りたいということで、町が賃貸契約を結んで貸したと。活用されればありがたいよということだったんですけども。

ども、コロナもあつたり、相手方の事情もあつたんですよ。結果的には今、そのままの状態で放置されていると言ってもいいんだろーと思いますけども。せつかくの町のいわば観光資源として活用したいという思いで、利用したいという思いで、保有している施設がですね、今実際には活用されていないと。賃貸料入ってます。その貸してますからね。賃貸入ってるんですけども、この現状について、現段階、町はどのように考えているのかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質問にお答えいたします。青柳宿迫分館につきましては、令和元年度から選定事業者と施設貸付管理活用事業基本協定を締結し、公園施設使用料を徴収する中、管理許可期間を10年と定め、管理運営を行っております。当初の事業計画では、食事処の営業や多くの来訪者が集まるイベントの開催など、施設を活用した事業を予定しておりましたが、開設時期がコロナ禍と重なり、事業展開に大きな影響を受け、当初計画した活用事業の実現には至っていない状況であります。

こうしたことから、現在は施設管理を中心に、必要な施設修繕や園庭の環境整備など維持管理に努めているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

これ結局活用されていない現状になっちゃったわけですね。このまんまじゃあまずいと思うんですけども、町として、この現状をどのように変えていくのか、その点について、これまでどう取り組んできたのか、あるいはこれから取り組んでいこうとしているのか、その点についてお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただ今の質問にお答えいたします。こちらの施設管理につきましては、先ほど申し上げました施設貸付の管理と活用事業ということで、10年間の協定の中、今選定事業者に管理運営を行っていただいております。この施設につきましては、青柳の商店街の中心地として、また、にぎわいのある街づくりにとても非常に有効な場所でありまして、また公園の公園広場としての活用もございますので、防災拠点にもなるというような場所でございます。

こうしたことから、今後もですね、こういった施設の有効活用につきまして、適正に有効管理が図れるよう、検討してまいりたいというふうに考えてございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

10年間の管理契約ということなんですけども。当初契約した相手ですね、ここを使って利用しようという相手にとっても、これ負担になってるんじゃないかと思うんです。その辺の話し合

いっていうのをされてるんですか？ その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただ今の質問にお答えいたします。先月、5月でございますが、選定事業者とヒアリング、現場へ行ってですね、ヒアリングを実施したところであります。現在の事業者につきましては、先ほど答弁で申し上げました維持管理に努めているというところでございますので、園庭の整備であるとかですね、あと施設の門の開閉の部分、また縁側のところの修繕、そういったところの維持管理に努めているという状況でございますので、今の事業者は、残り2年となりますが、継続して維持管理をしていくというところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

維持管理してもらっているのはいいんですよ。結構なことなんですけども、ここを本当に町としてもね、長年なんとかしたいと。春鶯囀も生かしていきたいと。当初は青柳の30のあそこが引っ張ってこようという話もあったわけですね。中心地だから。こっちもちょっとお金の問題でいろいろあって、途中で終わってますけども、それだけの価値のある地域だということをですね、20何年前には皆さんが考えやってきた。もちろんいろいろちょっと失敗もあったんですけども。今の状況っていうのはね、やっぱりこれ活用するっていう意思がね、意識があんまり、当局がないなど。なんとかしようと。例えば維持管理でだけじゃ困るから、だったら契約一旦ここで白紙に戻して、うちの方でもっと考える、協力もしてくれよというような話し合いでもして、前に進めないことには、本当にもったいない話です。この追分館、前はいきいき館もあったですけども、ここには、正確な金額じゃないけども、確かね、4億円近いお金使ってるんだよね。あの買取費が1億5000万円かなんかだったかな。結構お金かけてるんですよ。実際にも春鶯囀あって、春鶯囀には結構お客さんもいらっしゃってるんですよ。あそことの一体感っていうのは非常にこの富士川町にとっても、貴重な地域であり、貴重な2つの建物と。これをもう何としても早急にでも活用しようという気持ちを持って取り組んでいただきたい。そこだけ一言、もし決意があるんならおっしゃっていただいて、次の質問に移りたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただ今の質問にお答えいたします。議員がおっしゃるとおり、この場所につきましては有効な場所ということで、重々認識はしておりますので、今後、この施設の適正な有効活用が図れるよう検討してまいりたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ありがとうございます。頑張ってください。応援しますので。

それでは次に最後ですけども、3つ目の大きな質問、大法師公園の民間活力導入についてと質問させていただきます。これは私が令和4年度、今の望月町長が町長になった年に再度議員に復帰した時にですね、初めて質問させていただいたんですけども、大法師公園を民間活力でなんとか生かしたいということで、当時パーク PFI かなり話題にもなって、全国でも大きな公園に、例えば喫茶室を設けて運営していた、公園を貸すのではなく、その中の建物で、あるいは建てた中で収入を得て、その収入でもって公園の維持を図っていこうと。そうすれば行政としても公園の管理費がだいぶ削減できるということで、当時非常に流行ったんですけども。うちの町でもそれをやっとな。ところが問題は、認定業者を決めたはいいんですけども、コロナもあったということもあるんでしょう。これも意外とやっぱりコロナってのは大きな影響をいろんなところに及ぼしてるんですけども、コロナの影響もあったんでしょうけども、その後全然具体的な進展が見られないと。令和4年に質問した時に、初めてそこで分かったのは、認定業者の認定はしたけども、基本協定っていうのをまだ結んでなかったみたいで、基本協定を結ぶ中で具体的な話を詰めていくよという話もあったんですけども、現段階、その進捗状況がどのようになっているのか、具体的な進展が見られないということも含めて、その理由についてお願いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。令和2年3月に認定いたしました大法師公園便益施設等設置事業者の公募設置等計画につきましては、認定直後に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を受け、認定者から新しい生活様式に対応した計画への変更の申し出がありました。その後、変更内容について認定者と協議を重ねてきたところです。

こうした中、認定者から事業を辞退したいとの申し出がありまして、辞退届を受理したところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

今辞退という話、この間ちょこっとね、質問するにあたって、どうなっているんだという話をしたら、業者と事業者と話し合いを少しやってますなんて話があって、これはもう辞退されたということを完全にもう撤退したということですね。そこは再確認、一応確認だけしておきたいんですけども。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えします。事業者の方は辞退届を出しましたので、完全に撤退ということになります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ちなみに重要なことなんで、その撤退されたということはね、撤退されれば、今度町としては新たにまた何らかの活用方法を考えていくという話になるという、撤退の主な理由って何でしょうか。ちょっとお聞きしておきたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えします。認定者による認定者の都合によるということでございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

認定者の都合と言われてしまえば、それ以上ね、とやかく言うこともできないので、一つの区切りがついたと。

そうするとですね、ちょっと質問もあれなんですけども、2つ目の方の質問に行きたいと思います。今、認定者がアレしたんですけども、今年度、当初予算で、いわゆる管理棟、旧児童館ですけども、管理棟の解体費用が盛られたと。今の話で、多分認定者が辞退する前にもこれは含まれているんですけども、今度そこを広場、多目的広場、おそらく芝生にするのか、土の部分と芝生の部分でやるのかは承知しておりませんけれども、ということであるならば、改めてこの公園の維持管理、再度パーク PFI 的な形での民間活力の導入等々も含めてですね、お考えあるのか、再公募する考えがあるのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。大法師公園内の旧児童館につきましては、昭和47年に建築されました鉄筋コンクリート造の建物で、築50年以上が経過しております。建物は老朽化が進み、天井の抜け落ちや外壁等へのひび割れがあり、維持管理上、本年度解体し、更地とすることとしております。

このようなことから、現時点での民間活力の導入につきましては考えておりません。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

実はこの質問進んでないってことは大前提で、考えていたんで、ここへ来て業者が、認定業者が、撤退しちゃったということなんですけども。いわゆるこれまでのようなやり方については考えていないという話のようなんですけども、私はむしろ積極的に、この際、公園の維持管理に、あそこ景勝地ですからね、夜の見晴らしも非常にいいところです。積極的に導入を考えるべきではないと思うんですけど、考えていくべきだと思うんですけども、その場合、その辺の議論は単

に担当課だけで済む話じゃないと思いますけども、今後のそういった積極的な活用に向けて考えるべきだと思いますけども、これは担当課では難しい話であると。町長にちょっとその辺、今後のですね、あそこの大法師公園の利活用あるいは維持管理について、業者が撤退したというばかりの話なんで、答えづらい部分はあるとは思いますが、現状の中で、現在町長はどのようなお考えでこの公園考えてやっていこうとお考えか、ちょっと一言あれば。これ今後また変わることもあるだろうという大前提でも仕方ないと思ってますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。今後の民間活力につきましてはですね、新たな、提案事業者等あればですね、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

町長にちょっと聞こうと思ってあれだったんだけど、提案があればという話なんで、これ公募するってことは大前提だって考えてよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

そうです。公募ということが前提になるかと思います。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ぜひですね、再公募をして、長い間、辞退された認定業者との話し合いをやってきたという経験もありなんで、再公募して、次に認定するときには、その経験も生かして、より良い公園になるような、そして町の人ができるだけ少なくなるような、形で、進めていかれることを最後要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で通告9番 10番 齊藤欽也議員の一般質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で一般質問は終わります。

これで本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に例、ご苦勞様でした。

散会 午後 3時38分

令和 8 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 9 日

1 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 報告第 1 号 令和7年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第 3 報告第 2 号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越の件

日程第 4 報告第 3 号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越の件

日程第 5 報告第 4 号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第 6 報告第 5 号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第 7 報告第 6 号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

日程第10 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第11 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第12 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第13 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

日程第14 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））

日程第15 議案第35号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第36号 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第37号 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第38号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について

日程第19 議案第39号 令和8年度富士川町一般会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第40号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第41号 令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

日程第 2 2 議案第 4 2 号 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について

日程第 2 3 認定第 1 号 富士川町道路線の認定について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	安 岡 桃 子	2 番	樋 口 正 彦
3 番	山 本 和 志	4 番	宇田川 朱 恵
5 番	深 澤 一 幸	6 番	小 林 和 良
7 番	秋 山 仁	8 番	望 月 眞
9 番	小 林 有紀子	10 番	齊 藤 欽 也
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (19名)

町 長	望 月 利 樹	副 町 長	早 川 竜 一
教 育 長	樋 口 和 仁	会 計 管 理 者	小 林 恵
政 策 参 事	山 形 謙一郎	政 策 秘 書 課 長	渡 辺 成 昭
財 務 課 長	井 上 誠	管 財 課 長	望 月 奈緒美
税 務 課 長	依 田 文 哉	防 災 交 通 課 長	西 川 修 司
町 民 生 活 課 長	芦 澤 晶 子	福 祉 保 健 課 長	小 河 内 菜 美
子 育 て 支 援 課 長	秋 山 綾	産 業 振 興 課 長	小 林 喜 文
土 木 整 備 課 長	井 上 勝 彦	都 市 整 備 課 長	杉 田 進
上 下 水 道 課 長	齋 木 直 人	教 育 総 務 課 長	大 久 保 公 生
生 涯 学 習 課 長	齋 藤 栄 治		

5 職務のため出席した者の職氏名 (2名)

議会事務局長 海 野 公 哉
書 記 井 上 鮎 奈

開会 午前10時00分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に相互に挨拶を交わします。起立願います。

相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和8年第2回富士川町議会定例会3日目の本会議に、議員各位には大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

本日は質疑の日程になっております。

質疑の回数は富士川町議会の申し合わせのとおりといたします。

議会運営にご協力くださいますようお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第2 報告第1号 令和7年度富士川町一般会計繰越明許費の件

日程第3 報告第2号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越の件

日程第4 報告第3号 令和7年度富士川町下水道事業会計予算繰越の件

日程第5 報告第4号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について

日程第6 報告第5号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出について

日程第7 報告第6号 一般社団法人ふじかわの経営状況に関する書類の提出について

以上の6議案は報告案件でありますので、一括して議題とします。

これから報告第1号から第6号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

それでは、質疑の方をさせていただきます。日程第5、報告第4号 株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出についてになります。タブレットで言いますと、9ページからになります。決算報告があるんですけれども、こちらで株式会社富士川から町へ支払っている金額、納入金施設使用料等あるかと思いますが、そちらについてそれぞれいくらになるのか教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。道の駅富士川から町への納入金等ですね、お金の流れでございますが、令和7年度につきましては、道の駅の配当金として140万円、道の駅の納入金といたしまして、1070万円、また道の駅施設貸付料といたしまして、1915万4000円の入金がございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

ありがとうございます。次にですね同じく、タブレット9ページなんですけれども、今度は反対に町から株式会社へ支払っている金額ですね、指定管理料ですとか、委託料ですとか、それについてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。富士川町から道の駅へのお金の流れにつきましてはですね、つくたべかんの指定管理に関わる委託料として、206万円のお金の流れがございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

では、ちょっと飛びまして、タブレット54ページになります。報告第6号、一般社団法人富士川の経営状況に関する書類の提出についてになります。こちらはタブレット54ページで、前年度と比較しまして、施設利用料が増加していると思いますが、この要因についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。54ページ受け取り施設利用料の件かと思えますけれども、令和7年度につきましては、周辺の文化ホールが改修工事を多く行っていたため、その分、うちの文化ホールを利用することが多くなったということで、貸し館の増加によりこの施設利用料が増加をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

そうしますと、これは例えば、南アルプスの桃源ですとか、身延の総合会館が開所していたということになりますと、令和8年度はまた元に戻るという見込みを立てていらっしゃる

んでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。議員のおっしゃるとおり、令和7年度は県民文化ホールですとかの改修が多かったということで、令和8年度、今年度につきましては、通常どおりに戻ると予想しております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありますか。

8番 望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

報告第4号株式会社富士川の経営状況に関する書類の提出について、質疑を行います。議案書で14ページをご覧ください。道の駅が大変業績を上げていることに敬意を表しながら質問をいたします。地域への還元事業に関する質問ですが、町民大感謝祭として、町内各戸にクーポン券500円、千円2回が配布されています。多くの町民が歓迎しています。一方で議案書の22ページの事業目標で見ると、クーポン券の利用率が48%にとどまっています。このクーポン券利用率48%の現状を、町ではどのように捉えているか伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。還元祭であるクーポン券の利用というご質問ですが、2016年、約10年前にスタートを切りまして、概ね10年が経過しました。スタートの当初はですね、利用率25%ということで、スタートしました。道の駅の方は、目標値を50%ということで掲げておりまして、近年の回収率は48%まで上げてということで、町といたしましては、一定の評価をしております。クーポン券につきましては、年に広報紙に挟む形で配布しておりますので、今後とも町民の方が利用できるような形で、努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

再質問になります。道の駅の富士川の存在感を町民に一層深めてもらうためにも、利用率をさらにさらに高めていく取り組みも考えてもいいんじゃないかなと思うんですが、その点についてどうでしょうかね。取り組みを今後考えていくかどうかについてお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、利用率を上げていきたいということを考えておりますので、昨年、地産地消ということで、学校給食の方へですね、道の駅のワームクーヘンですね。こちらを配布を味わっていただいた、こういった別の角度からですね。ぜひ、道の駅を知っていただくというような手法も取り入れて、今後、対応してまいりたいと考えております。以上でございます

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

それでは、報告第5号 株式会社ふじかわまちづくり公社の経営状況に関する書類の提出についての質疑を行います。議案書29ページと30ページに事業の実施に関する事項を、（2）事業の実施、ヘリポートの運用についての質疑です。令和7年度から、場外離着陸業務を受託し、4件の着陸がありましたと提示されていますが、この4件の着陸業務の詳細について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。この4件とあるのは、4日というような形で、カウントしていただければと思います。そのうち、4日間で、ロックフライトの事業実施実施をしたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

質問項目が限られていますので、再質問1つお願いします。そのロックフライトの離着陸場への進入ルート、それから退出ルート、これについて伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまの質疑について、お答えいたします。ヘリコプターにつきましては、富士川の河川敷を南から北の方へ来て、着陸すると帰る際には、そのまた逆の方から河川上をとおりながら、帰っていくといった航路でございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

富士川の上空をルートにしていると、こういう理解してよろしいですね。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

議員のおっしゃるとおりでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

もうちょっと質問したかったんですけど、また一般質問等で再度質問させていただきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

7番 秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

それでは質疑させていただきます。ページ数が10ページですけど、株式会社富士川の件ですね。報告書を見ますとですね、物販もですが、あの県からですね、フラッグシップの道の駅として選ばれたわけですけども、この中で、農産物の一昨年よりも112%、そして昨年は119%であったと思われませんが、この場合のフラッグシップの価点から、どのような売り上げと利益の関係を見るか、教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。フラッグシップ道の駅に選定をされておりまして、あのフラッグシップといいますのは、あの南山梨ということで、富士川町以外の南アルプス市を含めた峡南の構成町ですね。こういった特産品を掲示しましてですね、売り上げを伸ばす取り組みというところで展開してまいりましたが、農産物につきましてもそういったいろんなお客様が見えましてですね、そういった形で、農産物の売り上げも伸びているといった、総合的な集客効果というところの部分と考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

再質問ですけども、そうしますと私のフラッグシップっていうのは看板商品、また売り上げが一番伸びている商品、こういったものをというふうなように、考えてるんですけども、その辺はいかがですか。よく伸びている商品ってですかね、農産物にとってですかね。

○議長（鮫田洋平議長）

小林喜文産業振興課長。

○産業振興課長（小林喜文産業振興課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。フラッグシップ道の駅ということでございますので、峡南各町の特産品をそれぞれチョイスをして、販売をしていくといったところが、強い部分でございますので、そういった意味合いで売り上げも伸びているのか、というふうに考えて

おります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

次の質問に移りたいと思います。報告第5号ですね。株式会社ふじかわまちづくり公社経営状況ですね。ページ数が41ページですね、ここにですね2番までの新規事業の事業化による自主財源の確保ということになっているわけですが、その中で、32ページの貸借対照表を見ますと、流動資産がですね650万円弱ということだと思えるんですけども、そうしますと資金がですね、やはり本来使える資金が現金預金ということで390万弱。これを見てみますと、ここに書かれているような41ページにあるような、自主財源の確保、これは非常に厳しいかな、というふうに、私は思われるんですけども、その辺もお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。ふじかわまちづくり公社につきましては、現在営利を追求するようという指示で、公社を立ち上げさせていただいておりまして、利益を生みながら、自分たちの自主財源を確保すると、いう形で運営をされているところなんです。議員のおっしゃるとおり会計上の帳簿等を見ますと、自由に使えるお金がないということで、公社が独自に考えた事業展開をするという形で、今回8年度からの事業展開、5つの事業を掲げまして収入を得る、自分たちの自主財源として事業展開をしていくというような形で、今回5つの事業を計画させていただいたところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

そうしますと、自主財源の確保ということで、自分たちがそれぞれの経営をやっていくということですけど、それなりの3年、5年の計画書がもちろんあるかなと思われそうですが、そういうふうなのは、やっぱり常にチェック体制というのですか、そういうものも出ているということで、理解していいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。毎年毎年、会計上の報告、書類等につきましては、チェックをさせていただいて、適正に処理をしているところであり、こうやって議会の方へ報告をさせていただいているところでございます。中の運営的な部分につきましては、まだふるさと納税の部分が大きくなっておりまして、この中には、総務省ルールという部分があって、自分たちで稼いだお金を自由に使えるというようなことはありませんので、町の方へ半分は還元させていただいているというような形になっておりますので、それを使って会社経営とはできていないところではありますが、その仕組みの中での活動を頑張らせていただいている

ところではありますが、それからまだ稼いでいただく公社といたしまして、今回こういう事業展開を考えていただいているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

そうしますと、1年にいっぺんの精査っていうんですか。決算により確認作業ですけども、先ほど冒頭で言いました。やはり財源をですね、やっぱり何らかの形で、総務省基準はあると言っても、何らかの形で確保しなきゃならんと思うんですよね。ちょっとその辺いかがですか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。4半期ごとに取締役会というもので、チェック体制は整って、それでどういう経営方針でいくなかっていう部分は、取締役の中でチェックをさせていただいておりますが、その中でも自主財源、自分たちで使えるお金をどうにして生んでいくかということが課題として挙げられているところでありますので、来年度以降、その部分を大いに伸ばすような形で公社の方で運営をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

はい、終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

9番 小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

タブレット5ページ、報告第2号 令和7年度富士川町簡易水道事業会計予算繰越の件ですけれども、この予定どおり終わらなかった、不測の日数が生じた要因を教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

齋木直人上下水道課長。

○上下水道課長（齋木直人上下水道課長）

ただいまの質問にお答えいたします。不測の日数につきましては、今回のこの更新工事ポンプの故障時期が12月の末でありました。そこから年明けに保守業者でとですね、故障箇所の特定制業を始めさせていただきました。その特定制業の中で、ポンプの故障であることが分かりましたので、そこから、保守業者と打ち合わせをさせていただきまして、2月19日に更新工事の契約の方を行わせていただきました。ただ、ポンプ本体自体が受注生産品ということでありましたので、当初年度内完成も考えておりましたが、やはり受注生産品ということで、約3か月製造に要するというものでありましたので、繰り越しの方を行ったとこ

ろであります。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

ありがとうございます。わかりました。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、報告第1号から第6号までについて質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第 8 承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第 9 承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

日程第 10 承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第 11 承認第 6 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第 12 承認第 7 号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第 13 承認第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

日程第 14 承認第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号））

以上の7議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから承認第3号から第9号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

7 番 秋山仁議員。

○7 番議員（秋山仁議員）

承認第9号なんですけど、専決処分承認を求めることについて、富士川町介護保険特別会計補正予算ですね、第4号ということでページが248ページなんですけど、4款、地域支援事業費、1項介護予防生活支援サービス事業費ですね。ここの1406万9千円、この減ということで確定なんですけども、この差額が結構あるかなってと思って、この要因を教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業費につきましては、介護保険の予防支援の方と総合事業の対象の方が、通所型のサービスと訪問型のサービス、それに伴う計画作成にかかる費用につきまして、こちらの方の計上となっております。年度当初の予算計上の際には、前年度の実績をもとに計上しておりますが、1年間事業の方を実施してくる中で、最終的な実績の方が前年を下回ったということで、不用額が生じたので減額となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

そうしますと、例年の実績に基づいて、係数を算出したかなというふうに説明なんですけれども、去年も同じ金額が違いますけれども、去年が1000万弱の減少だったんですけど、この金額は、だいたい何割ぐらいになるんですかね。3割ぐらいになるんですかね。この辺の是正っていうんですかね。そのようなお考えはあるんですか。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまの質疑にお答えします。前年度の予算計上の際にも、実績をもとに、減額で計上はしているんですけども、今回、その他の予防事業の方にも力を入れて進めているということもあってか、さらに減額となったような状況になっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

はい、終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

10番 齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

まずはじめに、承認第3号これP64ですけれども、条例の一部改正ということで、環境性能割の廃止に伴って廃止をするということで、種別を軽自動車に一本化するということなんですけど、この税収の町への影響についてお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

依田文哉税務課長。

○税務課長（依田文哉税務課長）

ただいまのご質疑にお答えいたします。この制度が廃止になりまして、町といたしましては、1年間の実績ですが、月平均33万5千が入っておりました。しかし、この制度がなく

なることによって、この金額が入ってこなくなります。年間でいいますと、436万ほど税収がなくなる結果となります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

400万以上なくなるということは、まあ軽自動車を利用している町民にとっては、それぞれの負担は軽減されるというに理解してよろしいでしょうかね。

○議長（鮫田洋平議長）

依田文哉税務課長。

○税務課長（依田文哉税務課長）

ただいまの質疑にお答えします。議員おっしゃるとおり、車を購入する町民の方はこの制度の廃止によってメリットが生じます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

次に、P134、承認第6号について質問したいと思います。今般、国保税の改正ということですが、今回の国の方で子ども子育て支援金というものを新たに創設し、国保税からもその一部負担は求められたということで、以前、担当からの説明では、支援金分が0.3%になるので、基礎控除の方の割合を7.8から7.5に変更することによって、全体としての負担割合負担金額かな、これは変えないでいこうということで、今回の税改正が提案されているんですけれども、で、実はその時にですね、財政調整基金に約3億円あるというお話も伺っております。今、国でもそうなんですけれども、物価対策ということで、例えば消費税食料に限っては、なんとかゼロにできないかというようなことで、取り組みを行っているわけなんですけれども、3億円という金額、私ちょっと完全に計算してみましたら、1世帯当たり約16万7,000円あるということなんです。国保会計っていうのは、例えば、1人重症患者が出れば、すぐに1,000万とか2,000万単位で費用が上がるということは、十分承知しています。だから、ある程度余裕を持ってないと、場合によっては足りなくなって年度的には赤字になるということがあるんだろう、ということは承知してるんですけれども、今回の改正内容というのは国がしたからそのまま、しかし、それをするにあたっては、全体を変えないでいこうという工夫をした上での条例改正なんですけれども、この3億円という財政調整基金があるのであれば、例えばですね単年度に限って均等割の2万4千余りと、あるいは平等割の2万5千、約5万円ですけれども、1世帯当たりそれを単年度に限って免除するというような考えに基づいた改正があってもいいのではないかな、というふうに思っていますけれども、その点について、どのようにお考えかお伺いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

政策提言になってますけど、質疑をお願いいたします。

○10番議員（齊藤欽也議員）

はい。変更にあたってそういった割合の変更しかやっていないという理由についてお伺い

したいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

芦澤晶子町民生活課長。

○町民生活課長（芦澤晶子町民生活課長）

ただいまの質疑にお答えします。国保税については、毎年税率については急激に上がったり下がったりしないように平準化を図っております。今回につきましては、子ども子育て支援金分の税率を加えても、合計が変わらないように、基礎課税額で調整しておりますけれども、令和9年度、来年度には3年周期で行われる税率改正の年にもなります。

今年度、見直しの年となりますので、総合的に判断して今年度見直しをしていく予定としております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ちょっと今余分なことは私言ったようなんで、またそれはそれで。あの後日、提案していくような形でやっていきたいと思います。以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

8番 望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

承認第8号 令和7年度富士川町一般会計補正予算 第10号の専決処分についての質疑です。補正予算事項明細書185ページを参照してください。14款使用料、4目土木使用料、一節住宅使用料550万円の減額の要因について伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。町営住宅、町有住宅ともにですね、昨年度は退去者が多かったということになりまして、その分の使用料がなかったということです。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

退去者が増えた要因が大きな要因ということですね。再質問ですが、この要因の1つに、住宅の家賃の滞納状況はどうですか。

○議長（鮫田洋平議長）

杉田進都市整備課長。

○都市整備課長（杉田進都市整備課長）

ただいまの質疑にお答えします。滞納状況としましては、毎年発生はしておりまして、ただし過年度分ということで、一部は回収できているといった状況でございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって承認第3号から第9号までについて質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第15 議案第35号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第16 議案第36号 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について

日程第17 議案第37号 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第18 議案第38号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について

以上の4議案は条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

議案第35号から第38号までについて質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 宇田川朱恵議員

○4番議員（宇田川朱恵議員）

タブレット262ページ、議案第35号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をさせていただきます。全協でも説明がありましたが、こちら弁護士を新たに入れる理由についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑についてお答え申し上げます。今回、いじめ調査委員につきましては、専門医につきましては、1名の者が退任となりました。その1名のものの、追加に際しまして、公平性を期すために弁護士の先生にご参加をお願いしたところでございます。 以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員

○4番議員（宇田川朱恵議員）

ということは、あの過去の委員会の中で、弁護士がいた方がいいだろうというような声が

あったのかどうなのか。そのあたりの経緯についても教えていただけますでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回委員の退任ということに伴いまして、各周辺の市町の状況を勘案しまして、今回弁護士の先生に1名加わっていただくことといたしました。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

近隣の各市町ではかなりやっぱり弁護士を取り入れているところが多いのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

私の手元の資料でございますと、甲府市、南アルプス市、笛吹市等と多くの市町で、弁護士の先生を委員としてお願いをしておるところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第35号から第38号までについて質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第19 議案第39号 令和8年度富士川町一般会計補正予算（第1号）

日程第20 議案第40号 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

日程第21 議案第41号 令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号）

以上の3議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから議案第39号及び第41号について質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 小林和良議員。

○6番議員（小林和良議員）

それでは質疑をさせていただきます。議案第39号、ページで言うと287ページ、この中ですね、10款教育費の1目町民会館管理費ですね。この中の14節工事請負費キュービクル交換工事というのが追加で出されております。金額で660万、このキュービクル工

事というのは、もう3月の予算の時に2551万2000円で請負費が成立しております。ここにきてですね、また660万の追加工事が出ているということですね。数か月の間にこの追加が必要だということになります。これについてなぜ追加となるのか、期間的に短い期間のうちにですね、この追加が出てしまったということについてご説明をお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。この660万の追加につきましては、物価高騰によるものでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○6番議員（小林和良議員）

物価高騰だということなんですけれども、一言、物価高騰といっても、ちょっとわかりませんので、その660万の内訳について教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。入札前のため、細かい単価等の説明は控えさせていただきますが、キュービクル内のトランスやコンデンサーなどが約40%ほど、同じくその中の計器類が30%ほど上昇しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○6番議員（小林和良議員）

3つ目になります。キュービクルについては3月の予算の時にですね、殿原公園のキュービクル交換工事、利根川キュービクル工事も同様に出されております。ここに来てなぜこの町民会館のキュービクル工事のみ金額が追加になるのでしょうか。その理由について教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。町民会館の管理費のうち、工事請負費につきましては、町民会館のキュービクルの工事のみが予算として計上されております。一方、社会体育施設の施設費につきましては、キュービクルのほかに、LED工事等も含まれている状況でございます。こうしたことから、物価高騰も踏まえまして優先順位をつけて、予算の範囲内で工事を執行していきたいということを考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○6 番議員（小林和良議員）

はい、わかりました。調整が他のものはできる、これはできないというふうに理解いたしました。以上、私の質問を終了いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

7 番 秋山仁議員。

○7 番議員（秋山仁議員）

議案 39 号ですね。一般会計補正予算ということで、タブレット 280 ページですね。債務負担行為ということで、10 年間の期間なんですけども、この 10 年間というこの期間のどうしてかみたいなことで教えてもらえますか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回この事項にありますとおり、町内学校の施設 LED 照明のリース料ということとなっております。今回リースの導入につきまして、こちらで示された期間のリース料の支払いを考えておりますので、こちらの金額で提案提出をさせていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7 番議員（秋山仁議員）

そうしますと、リースなり LED も入るんですよね。このこちらの方で、10 年間という期間を決めたということで、理解していいんでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑の答えいたします。議員のおっしゃるとおりでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7 番議員（秋山仁議員）

10 年間でないとあれなんですね。いろいろ不具合があるということですね。

○議長（鮫田洋平議長）

質疑ということでよろしいでしょうか。

○7 番議員（秋山仁議員）

質疑です。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑をお答えいたします。負担の平準化ということ、まず念頭におきまして、10年間かけてこちらの継続の契約をさせていただくということで、こちらの方へ提案を提出させていただいております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

秋山仁議員。

○7番議員（秋山仁議員）

はい、終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

4番 宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

議案第39号 令和8年度富士川町一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。まずタブレットが284ページになります。22款町債、1項町債、5目総務費、過疎地域持続的発展基金についてなんですけれども、こちらですが、町債を基金に積み立てる理由についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。この過疎地域持続的発展基金というものにつきまして、過疎地域を持続的に発展させるための基金、通称過疎債といいますが、そのソフト事業分の限度額の余剰分に対しまして、基金に積み立てることができるという制度でございます。なぜ積み立てるかという、100%充当の70%が交付税でバックされるということでございますので、ここで積み立てた方が、今後の事業に対して有利な金額が町で基本的に3割で町の自己負担が済むというようなことでございますので、借り入れて基金に積み立てて、今後の事業に役立てるというところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

ありがとうございます。タブレットが287ページになって、同じところなんですけど、今度歳出の方で、この基金の積み立てがあるんですけれども、13款町支出金、1項基金、6目過疎地域持続的発展基金費積立ということなんですけれども、こちらの今回の予算では、基金の積み立てになっているんですが、こちらソフト事業に何かこう具体的に使う計画があるのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。鰯沢地区で行われますソフト事業、例えばですね、さ

くら祭りや鰯沢地区で行われておるゴミ処理、そういうものに充当をしておるところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

新規事業ではなくて、今までの事業に使っていくということで、理解でよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

この基金につきましては、積み立てから2年後に充当しております。当初予算等でもご説明をさせていただいているところでございますが、ソフト事業、今既存の事業に対して積み立てを取り崩しまして充当しているところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

次にですね、変わります。タブレット285ページになります。2款総務費、5項企画費、1目企画総務費長沢区への補助金になりますが、こちらは何に使うのでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

渡辺成昭政策秘書課長。

○政策秘書課長（渡辺成昭政策秘書課長）

ただいまのご質問にお答えいたします。長澤区では備品としまして、机、椅子等を購入をこの一般コミュニティを使って購入するということになります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4番議員（宇田川朱恵議員）

次にですね、タブレットが287ページですね。10款教育費、5項保健体育費、2目社会体育施設費です。こちら財源更正をしていますが、その理由についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。先ほどの前の質疑でもあったとおり、キュービクルの工事を実施をしていくわけですが、社会体育施設の中のキュービクル工事についても増額となります。そのため、その増額分の起債を借り、一般財源を減少させたというところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

そうしますと、殿原と大法師そちらのキュービクルも増額になったために、こちらの財源構成を行ったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

齋藤栄治生涯学習課長。

○生涯学習課長（齋藤栄治生涯学習課長）

ただいまの質疑にお答えします。議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

最後になりますけれども、同じく287ページになります。先ほどちょっと条例の方でも質疑をさせていただきました。10款教育費、1項教育総務費、2目学校費の報酬ですね。いじめ問題専門委員6万5000円なんですけれども、こちらの詳細についてお願いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回65万円の詳細でございますが、弁護士への報酬がおおよそ弁護士分が30回、およびその他の委員の分が20回ということで、合わせて65万円となっております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

宇田川朱恵議員。

○4 番議員（宇田川朱恵議員）

以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

9 番 小林有紀子議員。

○9 番議員（小林有紀子議員）

議案第39号 令和8年度富士川町一般会計補正予算第1号、タブレット285ページになります。2款総務費、2項町税費、1目税務総務費で過年度分物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金返還金、この交付金事業スキームを教えてください。

○議長（鮫田洋平議長）

依田文哉税務課長。

○税務課長（依田文哉税務課長）

過年度分物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金ですが、昨年度、国の定額減税実施決定後の町の準備や対象人員の調査、予算見積もりに時間を要したことや、町も厳しい財政状況の中、町の予算で立て替えをなくすために、国に概算請求を実施しました。そして、事業が終了し、実績を提出したところ、2700万円の余剰が発生したところで、今回

補正で歳出で組みさせていただきました。以上となります。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

それでは、この285ページの下にもあります、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費こちらの方も同じ理由ということでよろしいでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

小河内菜美福祉保健課長。

○福祉保健課長（小河内菜美福祉保健課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。こちらにつきましては、令和5年度に実施しました、住民税非課税世帯や家計急変世帯に、1世帯当たり7万円を支給した際の余剰金となっております。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

小林有紀子議員。

○9番議員（小林有紀子議員）

はいわかりました。ありがとうございます。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

10番 齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ページで言うと280ページ、債務負担行為LEDのところについてちょっとお伺いしたいと思います。先ほども秋山議員さんから質問が出ていましたけれどもLED設置で債務負担行為を行うというのを実は私、初めてこの町で経験しているんですね。これまでは、LED機械の設置も含めてですけれども、すべて単年度予算でやってきているというふうに承知している。なんで今回はあえてこういう形をとったのか、その理由をお願いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回、LEDの設置によるリースの導入でございますが、このような工事の事業主の方からリース契約による事業提案をいただいたためでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

なんか補足があれば。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまの質疑の補足をちょっとさせていただきたいと思います。今回のですね、このLEDのリース料につきましては、工事を一括して事業者にやっていただいて、その分をリース契約の業者に支払っていくということで、10年間の債務負担行為を起こすという状況でございます。本来であれば町が工事をして、地方債等を借り入れながら事業を行っていくんですが、今回のこのリースにつきましては、業者さんには工事を行ってその支払いをリース会社がしていくということで、その分を返還していくという事業になってございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

内容っていうか、あれでは町内学校全てっていうふうに理解していいのか、それをお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回こちらの物件で行っていく学校につきましては、旧鯉沢中学校の体育館、増穂小学校の体育館、それから増穂南小学校の体育館並びに校舎この4箇所でございます。以上であります。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

あと一回しかできないんですけれども、確か当初予算とかでもあのこれ、予算化されているんですけれどもそれとの関係でいくと、もうそれはそれとして、ある意味なしで、別個にやるということなのか、それはそれでやるけれども、こういう形をそこへくっつけていくよ、という形なのか、ちょっとその辺をお願いしたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上誠財務課長。

○財務課長（井上誠財務課長）

ただいまのご質問にお答えします。町内の学校施設のLEDの導入につきましては、令和8年度の前ほど齊藤議員おっしゃったように、令和8年度の初年分のみを当初予算で計上しておりました。しかしリース会社との協議をしていた結果、令和8年度から18年度までの10年間の継続契約が必要となったというところでございます。この辺につきましては、翌年度以降のリース料の4,461万3000円について、債務負担行為を起こし、補正予算に計上したというところでございます。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

もうちょっと本当は聞きたいんですけど、債務負担行為っていうやり方をとれば、なんていうかな継続経費と違って融通がある程度効くんで、多分そういう方式をとったんだろうと思います。そのＬＥＤの債務負担行為については、ここで終わりにしたいと思います。

あと、もう一点、先ほど宇田川議員から出されました、いじめ専門委員、弁護士料の話ですけれども、ページでいきますと２８７ページですね。先ほどの説明であと６５万円の内訳の中で、弁護士３０回分というお話があって、えらい回数多いよねと。そんなに緊急、弁護士を入れるということもちょっと突然、弁護士を１人するからという代わりに、弁護士を入れるっていうのもお金かかるんで、なんでかなっていう思いもありますけれども、その回数３０回っていうのも非常にちょっと気になるんです。これは緊急性があるっていうふうに、私は理解しているのかどうか。この弁護士費用の件について、その点だけちょっとお願い、微妙な問題もあるんだろうから、その緊急性があるのかなのか、その点だけ１つお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。緊急性の有無につきましては、緊急性があるとお答えをさせていただきたいと思います。３０回につきましては他の委員さんと同じ回数をこちらに計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○１０番議員（齊藤欽也議員）

もう一点、今度は次にですね２８５ページですけれども、公共ライドシェア実証実験経費が盛られています。これは説明も受けておりますのであると承知しているんですけども一点だけ伺いたいのは、この実証実験予算は組まれていますけれども、この予算の中にはですね、例えば何かあった場合の対応についての事故等ですね、発生した場合の補償的な予算というのは入っているのかどうか、そこだけ伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質疑にお答えします。今回の公共ライドシェアの実証実験において、役務費２０万７０００円、公共ライドシェア実証実験事業保険料ということで、事故等があった場合はこれでこの保険で対応していきたいと思います。その他それぞれのトラブルについては、運行管理者と町で協議しながら解決していきたいと考えているところであります。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

一番懸念しているのは何か、ライドシェアってのはプロのいわゆるタクシー運転手がやるという話ではないようなので、一番懸念しているのは、何かあった時の責任がどうなるのか、その辺は運行业者と先ほどの話し合っ、当然委託するのにお金出しているわけですから、その中身っていうのは、責任の所在については、細かいケースも含めて協議されているということで、よろしいんでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

西川修司防災交通課長。

○防災交通課長（西川修司防災交通課長）

ただいまの質疑にお答えします。基本的には町が主体となりますので、責任は町にあると思っておりますが、今後、運行管理者とは契約する中で内容について協議するということになりますので、細かい部分につきましては今後、進めていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員。

○10番議員（齊藤欽也議員）

ぜひ、成功を祈っております。以上で終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第39号から第41号までについて質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第22 議案第42号 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について

を議題とします。

これから議案第42号について質疑を行います。質疑はありませんか

11番 堀内春美議員

○11番議員（堀内春美議員）

それでは、議案第42号について質疑をさせていただきます。まず、1点目ですが、過日説明を受けましたときに、この入札件数が1件だけだという説明を伺いましたが、その1件だけしかなかったという原因はどこにあると考えますか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。今回の入札につきましては、公平性、透明性を確保した上で、広く参加を募りましたが、結果として1社の応札となったとなったものでござい

ます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員

○11番議員（堀内春美議員）

なんか回答になってないような気がするんですけども、じゃあ2点目にいきます。今回の入札はですね99.95%、100%に近いんですね。これは1社のみということになると、致し方ないかなっていうふうにも思うんですけども、再入札ということは考えられなかったんでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。本件入札につきましては、富士川町事後審査型条件付一般競争入札実施要項第10条第3項に基づき、1社であっても有効な場合は、成立することから適正に執行されたものでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員

○11番議員（堀内春美議員）

ちょっと私には理解できないような回答なんですけれども、3問目にいきます。この工事の完成期日がですね、8年の12月28日となっておりますが、この工事の一番の目的は暑さ対策でする工事だと思うんですね。そうしますと、今年の夏のこの暑さのこの工事はどうなっているんでしょうか、伺います。

○議長（鮫田洋平議長）

大久保公生教育総務課長。

○教育総務課長（大久保公生教育総務課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。本工事は、令和8年度の学校施設環境改善交付金を活用した事業となっております。この交付金は、4月21日に内定を受けまして、今回の交付金につきましては、この交付決定前の工事執行はルール違反とされてしまいます。このことから、4月ではなく5月1日の公告を行い、募集入札を経て5月20日に仮契約を締結しまして、今回の議会の上程に至っております。また、今回の工事につきましては、大型のエアコンを室外機2台、室内機を8台設置するということで、全体工期がおよそ5、6か月かかるということもございまして、工期は年内いっぱいとさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

堀内春美議員

○11番議員（堀内春美議員）

わかりました。終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

3 番 山本和志議員

○3 番議員（山本和志議員）

同様にいたしまして、議案42号の関係でございます。本件は、一般競争入札によりまして、結果として1社のみの応札としてこれに応じた落札結果として報告がございました。1点目の質問は、本件の入札、公告説明書による応募条件について、改めて伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。参加資格につきましては、峡南、峡北地域に本店、支店、または営業所を有し、町の入札参加資格者名簿に登録されたP点660点以上の事業者で、過去15年以内に、国や地方公共団体等が発注した3500万円以上の建築一式工事の施工実績を有することとしており、配置予定技術者につきましては公告で定める資格要件を満たすことを条件としておりました。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員

○3 番議員（山本和志議員）

関連した質問でございますが、確かに今回の工事は建設業法上、国家資格である1級の資格を有する工事管理者の選任が予定される工事ということでございます。その上で、先ほどの応募要件の設定時におきまして、相互評価のP点の設定ならびに過去の施工実績額等の設定において、特に町内に本店を置きます、今回の工事の目的に沿った管工事登録の施工業者も参加し得る、そういった応募条件の設定について、ご検討いただき複数者によります競争入札が可能とする検討が事前になされていたかどうか、否かについて伺いいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。参加資格につきましては、町内事業者を含め、広く参加できるよう、慎重かつ可能な範囲で設定をしております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員

○3 番議員（山本和志議員）

理解をいたしました。結果として3点目でございますが、今回の本件当該の応募、これ仮契約の相手方の事業者については、その予定価格並びに契約額から契約締結後は本工事おきまして、これらの建設業法上の第26条の、公共工事におけます技術者の配置において、その同条施行令の金額からして、現場への配置技術者として、1級の有資格者を有する工事管理技術者が選任されるということになります。現在は仮契約の状態でございますが、配置状況の確認をすでにされているかどうか、伺いをいたします。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。落札業者につきましては、町の入札参加資格者名簿において、管工事に関わる１級、２級技術者の配置要件を満たしていることは、確認をしておりますところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

山本和志議員

○３番議員（山本和志議員）

質問は以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

ほかに質疑ありませんか。

６番 小林和良議員

○６番議員（小林和良議員）

今のですね、議案４２号の空調工事の件で再度お願いします。この業者なんですけどね先ほど内定の業者なんですけども、身延総合設備株式会社様ということなんですけど、管工事の資格を持っていらっしゃるということでお聞きしましたが、実際の実績なんです。空調、特に今回はガスヒートポンプという外に大きなバルクタンクをＬＰガスバルクタンクを設けて、そこからＬＰガスを引っ張るという、非常に大空間におけるエアコンの工事についての実績については、どの程度把握してるんでしょうか。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。実績につきましては、直近ですと令和６年４月入札で、身延町道の駅西山和紙の里（仮称）になりますが、２４時間トイレ新築工事を共同企業体で落札をしているところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○６番議員（小林和良議員）

あの、私がお聞きしたいのはですね、空調の工事の実績をお聞きしたい。特にガスヒートポンプを使った工事についての実績があれば、お聞きしたい。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。令和５年７月に山梨県の鯉沢警察署庁舎等の空調設備のほか、改修工事の方も実績として挙げられております。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○６番議員（小林和良議員）

わかったら教えてください。その空調工事というのはガスヒートポンプを使ったものです

か。

○議長（鮫田洋平議長）

望月奈緒美管財課長。

○管財課長（望月奈緒美管財課長）

ただいまの質疑にお答えをいたします。資料につきましては、ガスユニットというところの記載はないところでございます。以上でございます。

○議長（鮫田洋平議長）

小林和良議員

○6番議員（小林和良議員）

以上で終了いたします。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑ありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって議案第42号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第23 認定第 1号 富士川町道路線の認定について
を議題とします。

これから、認定第1号について質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 齊藤欽也議員

○10番議員（齊藤欽也議員）

長澤39号線の町道認定ということなんですけれども、私の理解だと町道というのは、認定する場合にはどこかにつながるということが大事だろうと思っています。この場所、今日改めて朝見て行ってきたんですけれども、要するに開発地域の中のど真ん中にある道だと思うんですね。それはそのもう完全な行き止まり、そこにも家が建つということで、完全な行き止まりの道なんですけれども、これ町道に認定するのに、ふさわしくないんだと思うんですけど、その点にお考えを伺いたいと思います。

○議長（鮫田洋平議長）

井上勝彦土木整備課長

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。開発行為により設置された公共施設につきましては、事業の施工後においても適正に管理されることを確保されるため、設置された公共施設の管理を原則として、その公共施設を有する市町村の管理に属することが都市計画法に規定されているため、また町の開発条例に基づいた道路構造であるため、町道として認定するものとなります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員

○10番議員（齊藤欽也議員）

要は、今は以前とは違うんだよってことなんじゃないかな。その要するに開発宅地開発、大きな比較的、大きな規模のところなんですけれども、そういうところの場合には、あの基本的にはそういうの宅地開発で、例えば、真ん中に道路を作るというこの道路っていうのは、公のものとして扱うべきだみたいなルールがあるから、っていう話のように私は聞こえて、私の理解とはだいぶ違うんですけど、そこは私の理解が間違い、今はそうなってますというのは、そうなってますという端的なお話を伺いたい。

○議長（鮫田洋平議長）

井上勝彦土木整備課長

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまの質疑にお答えいたします。現在につきましては、開発事業者が町道として認定してほしいということであれば、その道路構造令にあった道路を開発内で整備していただいて、それに基づいて現在、今は町の町道としているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員

○10番議員（齊藤欽也議員）

確認の意味で再度お伺いしたい。今の話、私の理解が多少間違った部分があるかもしれないけど、要は大きな宅地の場合には道路も広い、開発のために、ただこれ維持管理をするのは業者大変なんで、町にお願いしたいという場合には、基本的にはそういうのは受けましょうという考えで、今のうちの町はいますということなのかなと。私は要するに町道の基本的な町が管理しなきゃいけないんで、維持管理ずっとしていかなきゃいけない話で、私は突き当たりでも、そっか先行きよねえよという道まで目いくら宅地開発とはいえ、認定するのは問題があるなど、こう思って今質問してるんですけど。今言ったように、広い、かなり道路としても広い道路です。そういう場合には業者から、町の道で、今後維持管理お願いしたいから、町道として認定してほしいと言われれば、そこはお受けしようというのが、今現在での町としての対応という考え方だという風なことで理解するということでしょうか。そこだけお願いします。最後。

○議長（鮫田洋平議長）

井上勝彦土木整備課長

○土木整備課長（井上勝彦土木整備課長）

ただいまの質疑にお答えします。齊藤議員さんがおっしゃった通り、今現在、開発内で整備された道路は、町が引き取り、町道としているところでありますが、道路につきましては、町の開発基準に沿った道路構造令のみを、町は引き取り、町道としているところであります。以上です。

○議長（鮫田洋平議長）

齊藤欽也議員

○10番議員（齊藤欽也議員）

はい、終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上をもって、認定第1号について質疑を終わります。

○議長（鮫田洋平議長）

以上で本日の日程は全て終了しました。本日はこれにて散会とします。起立願います。

相互に礼、ご苦勞様でした。

散会 午前11時38分

令和 8 年

富士川町議会 6 月定例会

6 月 1 2 日

令和8年第2回富士川町議会定例会（4日目）

令和8年6月12日
午前10時00分開議
於 議 場

1 議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 諸般の報告 | |
| 日程第 2 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 3 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 4 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 5 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 6 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例） |
| 日程第 7 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号）） |
| 日程第 8 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第4号）） |
| 日程第 9 | 議案第35号 | 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第36号 | 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第37号 | 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第38号 | 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第39号 | 令和8年度富士川町一般会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第40号 | 令和8年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第15 | 議案第41号 | 令和8年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第42号 | 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について |
| 日程第17 | 認定第 1号 | 富士川町道路線の認定について |
| 日程第18 | 同意第 5号 | 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員 |

- の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 19 同意第 6 号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員
の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 20 発委第 1 号 富士川町議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 21 発委第 2 号 富士川町議会富士川町こどもの権利条例推進特別委員会設
置に関する決議について
- 日程第 22 発委第 3 号 富士川町議会中学校整備等検討特別委員会設置に関する決
議について
- 日程第 23 発委第 4 号 富士川町議会リニア対策特別委員会設置に関する決議につ
いて
- 日程第 24 発委第 5 号 富士川町議会増穂商業高校跡地活用検討特別委員会設置に
関する決議について
- 日程第 25 発委第 6 号 富士川町議会 BCP 作成特別委員会設置に関する決議について
- 日程第 26 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 27 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について
- 日程第 28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

2 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	安 岡 桃 子	2 番	樋 口 正 彦
3 番	山 本 和 志	4 番	宇田川 朱 恵
5 番	深 澤 一 幸	6 番	小 林 和 良
7 番	秋 山 仁	8 番	望 月 眞
9 番	小 林 有紀子	10 番	齊 藤 欽 也
11 番	堀 内 春 美	12 番	鮫 田 洋 平

3 欠席議員

な し

4 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町長	望月利樹	副町長	早川竜一
教育長	樋口和仁	会計管理者	小林恵
政策参事	山形謙一郎	政策秘書課長	渡辺成昭
財務課長	井上誠	管財課長	望月奈緒美
税務課長	依田文哉	防災交通課長	西川修司
町民生活課長	芦澤晶子	福祉保健課長	小河内菜美
子育て支援課長	秋山綾	産業振興課長	小林喜文
土木整備課長	井上勝彦	都市整備課長	杉田進
上下水道課長	齋木直人	教育総務課長	大久保公生
生涯学習課長	齋藤栄治		

5 職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 海野公哉
書記 井上鮎奈

開会 午前 10時00分

○議長（鮫田洋平議長）

開会の前に、相互にあいさつを交わします。起立願います。

相互に礼。おはようございます。着席願います。

○議長（鮫田洋平議長）

令和8年 第2回富士川町議会定例会4日目の本会議に、議員並びに町長をはじめ、執行部各位には、大変お忙しいところ、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

慎重にご審議いただきました第2回定例会も、本日が最終日になりますが、引き続きご審議のほど、よろしくお願いします。

ただいまの出席議員は12名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第1 諸般の報告

この際、議案の審議に先立ちまして、諸般の報告を行います。

議長から報告します。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

本日、追加案件として、人事案2件、発委案6件、閉会中の継続調査申出書3件が提出されております。

ご審議をよろしくお願いします。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第2 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町税条例の一部を改正する条例）

日程第3 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）

日程第4 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町都市計画税条例の一部を改正する条例）

日程第5 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（富士川町介護保険条例の一部を改正する条例）

日程第7 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町一般会計補正予算（第10号））

日程第8 承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度富士川町介護

保険特別会計補正予算（第４号）

以上の７議案は、専決処分の承認案件でありますので、一括して議題とします。

これから、承認第３号から第９号までについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なし、と認めます。

以上をもって、承認第３号から、第９号までについて討論を終わります。

これから、日程第２ 承認第３号から日程第８ 承認第９号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに、異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、承認第３号から第９号までは、原案のとおり承認されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第 ９ 議案第３５号 富士川町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

日程第１０ 議案第３６号 富士川町地域健康福祉センター条例の一部を改正する条例について

日程第１１ 議案第３７号 富士川町保健福祉支援センター条例の一部を改正する条例について

日程第１２ 議案第３８号 富士川町鹿島財産区基金条例等を廃止する条例の一部を改正する条例について

以上の４議案は、条例改正案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第３５号から第３８号までについて、討論を行います。

討論は、ありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第３５号から第３８号までについて、討論を終わります。

これから、日程第９ 議案第３５号から日程第１２ 議案第３８号までについて一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと、認めます。

したがって、議案第３５号から第３８号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１３ 議案第３９号 令和８年度富士川町一般会計補正予算（第１号）

日程第１４ 議案第４０号 令和８年度富士川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

日程第１５ 議案第４１号 令和８年度富士川町介護保険特別会計補正予算（第１号）

以上の３議案は、補正予算案件でありますので、一括して議題とします。

これから、議案第３９号から第４１号までについて、討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第３９号から第４１号までについて、討論を終わります。

これから、日程第１３ 議案第３９号から日程第１５ 議案第４１号までについて一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第３９号から第４１号までは、原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１６ 議案第４２号 富士川中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の締結について

を議題とします。

これから議案第４２号について討論を行います。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論なしと認めます。

以上をもって、議案第４２号について討論を終わります。

これから、日程第１６ 議案第４２号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第１７ 認定第１号 富士川町道路線の認定について

を議題とします。

これから、認定第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

(な し)

討論なしと認めます。

以上をもって、認定第1号について討論を終わります。

これから、日程第17 認定第1号について採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長(鮫田洋平議長)

日程第18 同意第5号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

日程第19 同意第6号 富士川町カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の選任につき議会の同意を求めることについて

以上の2議案は、カラマツオ外三十山恩賜林保護財産区管理会委員の同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から本案について、提案理由の説明を求めます。

望月利樹町長。

○町長(望月利樹町長)

————— 提案理由説明朗読 —————

○議長(鮫田洋平議長)

以上で、町長からの提案理由の説明が終わりました。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号および第6号については、質疑と討論を省略します。

これから、日程第18 同意第5号および日程第19 同意第6号について、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、同意第5号および第6号は原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第20 発委第 1号 富士川町議会改革特別委員会設置に関する決議について

日程第21 発委第 2号 富士川町議会富士川町こどもの権利条例推進特別委員会設置に関する決議について

日程第22 発委第 3号 富士川町議会中学校整備等検討特別委員会設置に関する決議について

日程第23 発委第 4号 富士川町議会リニア対策特別委員会設置に関する決議について

日程第24 発委第 5号 富士川町議会増穂商業高校跡地活用検討特別委員会設置に関する決議について

日程第25 発委第 6号 富士川町議会BCP作成特別委員会設置に関する決議について

以上の6議案は、議会特別委員会設置についての案件でありますので、一括して議題とします。

はじめに発委第1号から第6号までについて、提出者の説明を求めます。

8番 望月眞議員。

○8番議員（望月眞議員）

————— 提案理由説明朗読 —————

以上で、望月委員長から発委第1号から第6号までについて、提案理由の説明が終わりました。

望月委員長、その場で、しばらくお待ちください。

この議題については、質疑と討論を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号から第6号までについては、質疑と討論を省略します。

望月委員長、ご苦労さまでした。自席にお戻りください。

これから、日程第20 発委第1号から日程第25 発委第6号までについて、一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、発委第1号から第6号までは、原案のとおり可決されました。

ここで、委員名簿配布のため、暫時休憩します。

（ 事務局 名簿配布 ）

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて、再開します。

お諮りします。

各特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第3項の規定により、配布しました名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、各特別委員会の委員は、ただいま指名しましたとおり、選任することに決定しました。

それでは、選任されました特別委員会において、委員会条例第8条第2項の規定により、それぞれ正副委員長の互選をお願いします。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時26分

○議長（鮫田洋平議長）

休憩を解いて、再開します。

休憩中に、特別委員会を開き、正副委員長の互選を行いましたので、議長から報告します。

富士川町議会改革特別委員会委員長に望月眞議員、同副委員長に堀内春美議員。

富士川町議会富士川町こどもの権利条例推進特別委員会委員長に宇田川朱恵議員、同副委員長に安岡桃子議員。

富士川町議会中学校整備等検討特別委員会委員長に望月眞議員、同副委員長に山本和志議員。

富士川町議会リニア対策特別委員会委員長に秋山仁議員、同副委員長に樋口正彦議員。

富士川町議会増穂商業高校跡地活用検討特別委員会委員長に堀内春美議員、同副委員長に深澤一幸議員。

富士川町議会BCP作成特別委員会委員長に小林和良議員、同副委員長に小林有紀子議員が、それぞれ互選されました。

○議長（鮫田洋平議長）

日程第26 ひとづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第27 まちづくり常任委員会の閉会中の継続調査申出書について

日程第28 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書について

以上の3議案は、閉会中の継続調査案件でありますので、一括して議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（ 異議なし。の声 ）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（鮫田洋平議長）

以上をもちまして、本定例会の議事日程はすべて終了しました。

条例改正、補正予算などの重要案件をご審議いただきここに無事閉会できますことを厚くお礼申し上げます。

また、町長をはじめ、執行部各位には、議案説明、答弁などにご協力をいただき、ありがとうございました。

これから、暑い夏に向かいます。健康には十分ご留意され、町政の推進になお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、令和8年第2回富士川町議会定例会を閉会します。

起立願います。「相互に礼」 ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分